

栃木県総合計画

とちぎ元気プラン(仮称)

【第2次素案】

平成17年10月19日

栃 木 県



# 目 次

## 【第1部】 めざす“とちぎ”の姿

### 第1章 “とちぎ”を見る

(第1次素案で公表済、今回省略)

### 第2章 “とちぎ”を動かす

(第1次素案で公表済、今回省略)

## 【第2部】 県政の基本方向

### 第1章 重点テーマ

- |                  |       |   |
|------------------|-------|---|
| 1) “とちぎの人間力”を高める | ----- | 1 |
| 2) 社会全体で子育てを支える  | ----- | 3 |
| 3) 個性あふれる地域を創る   | ----- | 4 |

### 第2章 基本政策

- |  |       |    |
|--|-------|----|
| <b>基本目標1 知恵にあふれ心豊かな人づくり</b>  | ----- | 5  |
| 多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい青少年を育成する<br>生きがいとうるおいに満ちた人生を実現する               |       |    |
| <b>基本目標2 いのちをやさしく見守る社会づくり</b>                                      | ----- | 26 |
| 一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く<br>互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く<br>健やかで安心な生活を守る |       |    |
| <b>基本目標3 確かな技術と創造性に富む産業づくり</b>                                     | ----- | 48 |
| 魅力ある農林業を確立する<br>知恵と技術による商工サービス業の振興と雇用の安定を図る                        |       |    |
| <b>基本目標4 快適でにぎわいのある交流地域づくり</b>                                     | ----- | 67 |
| 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる<br>魅力とうるおいのある生活空間をつくる<br>にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる  |       |    |
| <b>基本目標5 安心の暮らしを支える環境づくり</b>                                       | ----- | 97 |
| 豊かな環境を守り育て、地球にやさしい循環型社会を構築する<br>安全な暮らしを守る<br>災害・危機に強い県土づくりを推進する    |       |    |

### 第3章 新たな自治の基盤づくりのために

(第1次素案で公表済、今回省略)

## 【第3部】 “とちぎ”づくりプログラム

(最終案で公表予定、今回省略)

## 【第1部】 めざす“とちぎ”の姿

### 〔 省 略 〕

#### 【第1部】めざす“とちぎ”の姿

##### 〔第1章〕“とちぎ”を見る

私たちのこれからの暮らしに密接に関わる「時代の潮流」、  
「“とちぎ”の可能性・潜在力」、「人口・経済などの見通し」  
について、現状を捉えて将来を展望します。

##### 〔第2章〕“とちぎ”を動かす

私たちが目指すべき「“とちぎ”の将来像」を掲げるととも  
に、その実現に向け、県民の皆さんと共有していきたい「“と  
ちぎ”づくりの基本姿勢」と、県民生活を支える5つの視点か  
ら捉えた「基本目標」を提示し、さらには、あるべき「県土の  
姿」を記述しています。

## 【第2部】 県政の基本方向

### 【第2部】 県政の基本方向

「“とちぎ”の将来像」を実現するために、「県政の基本方向」として、以下を記述しています。

#### 〔第1章〕重点テーマ

政策分野を越えた3つの取組を重点テーマとして提示しています。

#### 〔第2章〕基本政策

第1部で掲げた5つの基本目標ごとに、政策の取組方向や具体的な施策の展開を体系的に示しています。

#### 〔第3章〕新たな自治の基盤づくりのために〔省略〕

県民の皆さんと県政を進めていくための、県が率先して取り組むべき事項を記載しています。

## 第1章 重点テーマ

重点テーマは、「県民一人ひとりが主役の“とちぎ”」、「県民が協働する“とちぎ”」、「地域が自立する“とちぎ”」という3つの基本姿勢を踏まえ、中長期的な観点から、政策分野を越えて重点的に取り組んでいくものとしてお示しするものです。

県民の皆さんと一緒にこれら重点テーマに取り組んでいくことで、本県の人と社会のあり方を見直し、将来像である「活力と美しさに満ちた“とちぎ”」を実現していきたいと考えています。

### 1) “とちぎの人間力”を高める

社会構造が大きく変化し、人々の価値観が多様化する中で、子ども、大人を問わず、規範意識の低下や人間関係の希薄化が進むとともに、人としての誇りや目標が見失われてきていることが指摘されています。

また、女性や高齢者などが、働く意欲があるにもかかわらず、家庭との両立や固定化した雇用システムの関係などから、能力を十分に活かせる環境にあるとは言えず、近年は、若い世代の勤労観も変化してきています。

こうした人たちが、今後どのように自己実現を図り、生涯にわたってどう社会に関わっていくかが大きな課題となっています。

社会の原動力は人にあり、人のありようが社会のありようを変えていきます。

そのため、全ての県民がそれぞれが持つ個性や能力を発揮できる環境づくりを進めることによって、“一人の人間として自立し、社会の一員として積極的に活動していく人間力”に満ちた“とちぎ”を築いていきます。

目指すべき“とちぎ”では、すべての人々が、生きることの意味を知り、将来に対する夢や希望、人に対する思いやりや責任感などを持つとともに、自らの可能性を高め、社会の構成員としてあらゆる分野で活躍しています。

#### 人づくりの基礎となる家庭教育を充実する

家庭が子どもの教育の出発点であるという認識のもと、親が手本となって、心身ともに健康で、規律正しい生活習慣や基本的なマナーを身につけた子どもを育成できるよう、家庭の教育力の向上を図ります。

親自身の意識改革、男女共同参画による家庭づくりの意識の醸成

「家庭の日」の普及定着による、親子間のふれあいの促進と信頼関係の構築

孤食の解消や朝食を取る運動など子どもの時から健全な食生活が実践できる人間を育てるための食育の推進

父子手帳の配付や各種啓発事業による父親の育児参加

#### 人間関係をはぐくむ地域の教育力を向上する

子どもが、地域の様々な大人や仲間とふれあい、地域の産業や文化に親しむことによって、自己を高めるための力や他者を思いやる心をはぐくみ、そして、社会の一員としての自覚が持てるよう、地域の教育力を高めます。

学校や地域が連携した体験活動の機会づくりによる基本的なルールや社会性の付与

社会体験活動や自然体験活動、文化芸術活動などの促進による子どもの豊かな心や自主性、

## 社会性の醸成

青少年の健全な育成を図るため、全ての県民が心を一つにして取り組む「とちぎ心のルネッサンス」運動の展開

## 自ら学び考える力をはぐくむ

学ぶことの楽しさや大切さを理解し、子どものうちから、社会のあらゆることに興味・関心を持ち、自らが考え、判断できる人間を育てるため、子どもの多様な能力をはぐくむ学校教育を充実します。

少人数学級の推進による基礎的・基本的な学力の向上  
心に響く読書教材の活用などによる道徳教育の充実  
科学する心を育成するための教育の充実  
勤労観・職業観の育成のための学習プログラム開発と普及

## 生涯にわたって学び続けられる環境をつくる

知識だけではなく、創造性や課題解決能力を備え、豊かな心をもって人生を送ることができるよう、いつでもどこでもだれもが、望むときに学べ、そして自己を高めることができる環境づくりを進めます。

県や市町村、大学等が連携した多様な学習機会の創出  
学習の場としての学校施設の開放

## 多様な人材があらゆる場面で活躍できる環境をつくる

女性や高齢者、障害者をはじめ、社会に参加しようとするすべての県民が、年齢や性別等にかかわらず、自己の能力や価値観、ライフスタイルに合わせ、就業の場や地域づくりなどを通して社会に参加できる環境づくりを進めます。

家庭・就業の場における男女共同参画の環境整備促進  
シルバー大学校における地域活動推進者の養成  
労働機関との連携による障害者雇用の促進  
とちぎ就職支援センターによる若年者のキャリア形成  
就農希望者の技術習得のための就農準備校の開設

## 2) 社会全体で子育てを支える

核家族化の進行や価値観の多様化など、子どもを取り巻く家庭環境や社会環境が大きく変化する中で、家庭や地域の養育力が低下し、また、育児への不安や悩み、負担感を感じる人が増えています。

子どもは、未来をつくり出す「社会の宝」です。超高齢社会を目前にして、安定した経済や社会保障制度など、私たちの社会を持続可能なものとしていくためには、次の時代を担う子どもたちを社会全体で育成していく必要があります。

このため、子育ては家庭が第一義的に責任を有するという認識を大切にしつつも、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができるよう、学校や地域、企業、行政などが、様々な立場から子育てを支えられる環境づくりを進めます。

目指すべき“とちぎ”は、結婚や子育てに夢を抱き、子どもを持ちたい人が安心して子どもを持ち、子どもたちはもちろん、周りの人々の笑顔と歓声が絶えることのない社会です。

### 地域の人々の支え合いで子どもを育てる

地域における子育て支援を充実し、子育てを家庭のみに負わせるのではなく、子どもも親も地域において暖かく見守り支えられる環境づくりを進めます。

ファミリー・サポート・センター等の子育て支援拠点設置による地域の相互援助活動の促進

「子育てサロン」や「つどいの広場」等における子育て家庭の交流促進  
民生・児童委員、母子保健推進員などの活動支援と子育て支援のネットワークづくり  
地域の子どもから高齢者までの異世代が交流する機会づくり  
保育所や幼稚園などが有する養育・教育機能の開放  
児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応

### 子育てしやすい職場をつくる

生活と職場との適正なバランスを保ち、働く親がゆとりをもって子育てができるよう、企業等における就業・雇用環境づくりを進めます。

男女がともに育児休業・看護休暇を取得しやすい職場環境づくり  
子育てに配慮した勤務形態など多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくり  
出産や育児などで退職した女性の再就職促進と事業者による再雇用制度の定着

### 充実した子育て支援体制をつくる

子育てに関する負担感や不安感を解消し、子どもを安心して生み育てられる体制を充実します。

子育てや家庭教育などについての不安や悩みに対応する各種相談事業や情報提供の充実  
低年齢保育や延長保育、休日保育、障害児保育、特定保育等の多様な保育サービスの充実  
子どもや母親の心身の健康を図るための母子保健医療や小児医療対策の実施  
思春期の男女が健全な母性や父性意識を養うための健康教育や相談の実施  
子どもの人権尊重の意識醸成と被虐待児に対する支援体制の充実

### ③) 個性あふれる地域を創る

急速な都市化や工業化に伴い、地域の個性ある風物や文化などが失われるとともに、経済の低迷や人々のライフスタイルの変化、人間関係の希薄化によるコミュニティの衰退などによって、地域の活力や魅力が失われつつあります。

一方では、子育てや福祉、まちづくりなどの生活に身近な問題について、住民自らで解決しようとする動きが広がりを見せています。

そのような中であって、三位一体の改革や市町村合併をきっかけとして、地域のことは地域で決めるという自主・自立の地域づくりが求められるようになっていきます。

このため、住民自らが創意工夫を発揮して、それぞれの地域が持つ資源や潜在力、可能性を活かすとともに、新たな活力を創造する個性あふれる地域を築いていきます。そして、こうした地域が交流・連携し、さらに輝きを放つことによって、住む人にも訪れる人にも魅力ある“とちぎ”を築いていきます。

目指すべき“とちぎ”では、それぞれの地域で、個性あふれるさまざまな活動が展開され、人々が日々の生活を楽しんでいます。

#### 地域の魅力を活かす

歴史・文化や自然環境など地域の魅力を構成する資源を一人ひとりが改めて見つめ直し、その活用を図ることで、心地よい生活空間を築くとともに、全国や世界へ積極的に情報発信し交流を進めます。

世界遺産「日光の社寺」など県内各地の文化遺産の保護と活用

地域の特色ある歴史や文化等の発掘とそれらを活かしたまちづくり

観光地のブランド力の向上による国内外との交流拡大

「地域ならでは」の特産物や伝統料理を活用したとちぎの豊かな食づくり

平地林や里山などの豊かな自然環境の保全とふれいあいの場としての活用

#### 地域の新たな活力を生み出す

それぞれの地域が持つ潜在力や発展可能性を最大限に引き出すための、住民の創意工夫による地域づくりを支援することにより、失われてきたコミュニティを再生するとともに、地域の新たな活力を創造します。

子育てや教育、福祉、環境、中心市街地活性化などの地域づくり活動の促進

地域密着型ビジネスの育成支援

#### 笑顔あふれる“とちぎ”を築く

誇りをもって未来に引き継いでいける郷土“とちぎ”となるよう、個性あふれる県内各地域の連携や交流を促進し、みんなの笑顔あふれる“とちぎ”を築いていきます。

県民協働事業の積極的な展開

市町村連携事業の支援

地域間の交流連携を促進する社会資本の整備

## 第2章 基本政策

### 基本目標1 知恵にあふれ心豊かな人づくり

#### 政策の体系

##### 政策 11

#### 多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい青少年を育成する

##### 施策

- ★ 111 学ぶ力をはぐくむ教育の充実
- ★ 112 心の教育の推進
- ★ 113 健康な体づくりと学校安全教育の充実
- ★ 114 個性を生かす特色ある教育の充実
- ★ 115 自立した青少年の育成
- ★ 116 青少年を取り巻く環境の整備

##### 政策 12

#### 生きがいとるおいに満ちた人生を実現する

##### 施策

- ★ 121 生涯学習の推進
- ★ 122 県民文化の振興
- ★ 123 県民総スポーツの推進

# 政策 1 1 多様な能力をはぐくみ、心豊かでたくましい青少年を育成する

**目的** 持てる能力や個性を最大限に発揮して、次代を切り拓くことができる、自ら学び考える力を身につけた、心身ともに健全で自立した青少年を育成する。

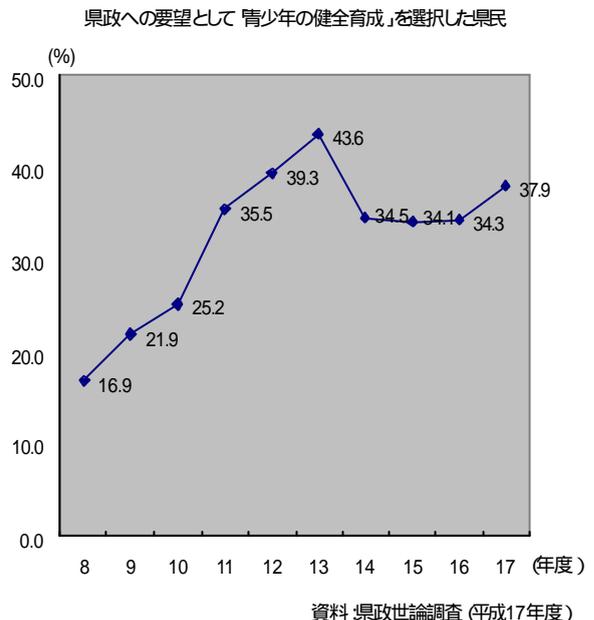
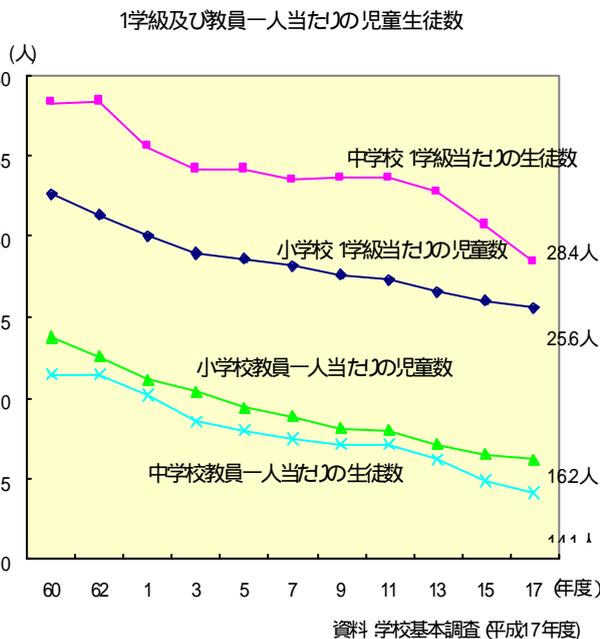
**現状と課題** 社会環境が激しく変化し、人々の価値観やライフスタイルも多様化・複雑化している中、青少年が豊かな人間性をはぐくみ、自ら学び考え、たくましく生きることができるよう力を身につけることがこれまで以上に重要になっています。

一方で、いじめや不登校等の問題は依然憂慮すべき状況にあり、また健全な青少年をはぐくむために重要な役割を果たす家庭や地域の教育力の低下が叫ばれるなど、早急に対応しなければならない課題が山積しています。

そこで、心豊かでたくましく、社会の変化に柔軟に対応できる青少年をはぐくむためには、確かな学力を身につけ、体験活動などを通じ豊かな心を培い、一人ひとりの持つ能力や個性を最大限に伸ばす教育を行うとともに、家庭・学校・職場・地域等すべての人々が連携・協力して、県民総ぐるみで青少年の健全育成に向けた環境を整えていくことが求められています。

## 目的実現に向けた取組の方向

基礎的・基本的な学力や、自ら学び、考える力などの、学ぶ力をはぐくむ教育を充実します。生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識などを持てるよう心の教育を推進します。健康増進と体力・運動能力の向上を推進するとともに、学校安全教育の充実を図ります。多様な学習ニーズに対応した、児童生徒の個性を生かす特色ある教育を推進します。主体的に行動できる自立した青少年を家庭、学校、職場、地域等県民総ぐるみで育成します。青少年を健全に育成できる良好な環境を整備します。



# 111 学ぶ力をはぐくむ教育の充実

## 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、学ぶ意欲や思考力・判断力、自ら課題を解決する能力を育成できる環境を整備します。

## 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

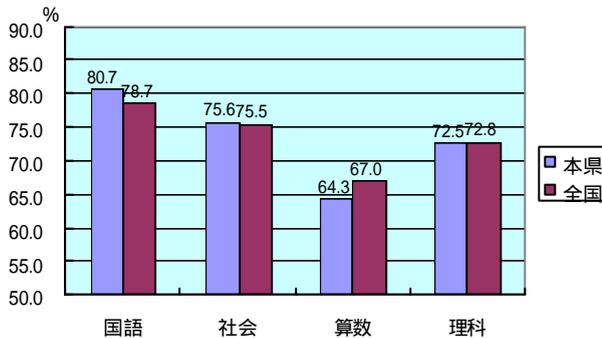
児童生徒が、自ら学び、自ら考える力などを身につけることが重要であり、学習意欲や学力のさらなる向上が課題となっています。

盲・聾・養護学校在籍児の障害の多様化・重複化への対応、特殊学級在籍児の増加及び通常学級に在籍する発達障害児への対応が課題となっています。

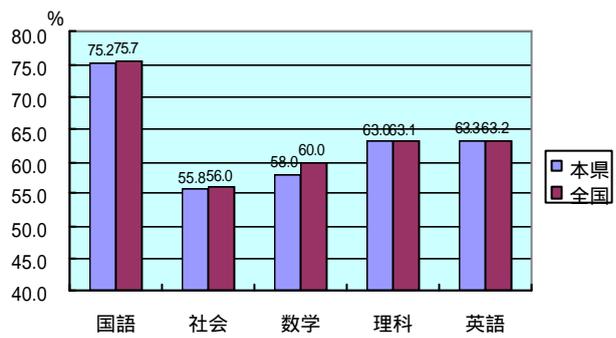
優れた資質能力を身に付けた教員の継続的な確保が課題となっています。

学校の校舎等の老朽化が進み、学習環境の面で一部に支障が出てきています。

教育課程実施状況調査における各教科の正答率  
(小学校5年)



教育課程実施状況調査における各教科の正答率  
(中学校2年)



資料 教育課程実施状況調査(文科省 H16)

## 3 施策の展開（施策の進め方）

### 基礎的・基本的な学力の向上

児童生徒の興味・関心を高め、わかりやすい授業を展開するとともに、個に応じた指導を充実し、学習意欲や学力の向上を図ります。

少人数学級の推進      補充的な学習や発展的な学習の推進  
家庭学習の習慣化の推進

### 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するために、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育の充実を図ります。

発達障害児の支援のための体制整備  
養護学校の機能強化検討

### 教員の資質向上と適正配置

個に応じたきめ細かな実践的指導力など、優れた資質能力を持った教員の採用・育成と、教員の適正な配置を推進します。

教員の初任者研修などの研修の充実      適正な教員評価の実施

### 学校施設・設備の充実

老朽化等に対応した県立学校の施設・設備の整備を進めるとともに、市町村立学校の施設整備の指導を行います。

県立学校の計画的な改修

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                   | 概ね 10 年前  | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|---|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 授業がわかる児童生徒の割合 <sup>1</sup> （小6・中2平均）（%） | -         | -             | 59.3<br>(H16) | 65.0<br>(H22) | 70.0<br>(H27) |
| 平日、学校外で1時間以上学習する生徒の割合（中2）（%）            | -         | 50.6<br>(H13) | 59.7<br>(H16) | 65.0<br>(H22) | 70.0<br>(H27) |
| 教員の長期社会体験研修 <sup>2</sup> 修了者数（人）        | 0<br>(H6) | 28<br>(H11)   | 349<br>(H16)  | 650<br>(H22)  | 900<br>(H27)  |

1 教育課程実施状況調査で、学校の授業が「よくわかる」「だいたいわかる」と回答した児童生徒の割合

2 社会人としての視野の拡大、人間関係づくりやリーダーシップなどの養成のため、銀行、デパート、ホテルなどの民間企業へ1年あるいは3か月の間派遣する研修



チームティーチング（複数の教員による指導）



#### 5 期待される主な主体の役割



## 112 心の教育の推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

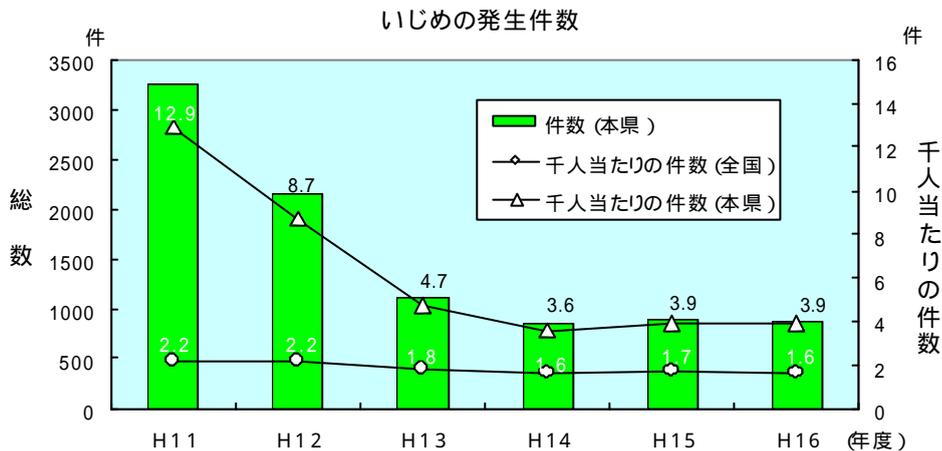
生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識や倫理観などの、子ども一人ひとりの豊かな人間性をはぐくみます。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、問題行動等が多様化・低年齢化している中、各学校においてはその解決に向け、積極的な取組が行われています。

暴力行為・いじめ・不登校の発生件数は経年的には減少傾向にありますますが、全国と比較すると、本県の発生件数の割合は高い状況にあります。

児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむ社会体験や自然体験の機会が、十分とは言えない状況にあります。



資料：児童生徒の問題行動等に関する調査（文科省）

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通して、人間としての生き方やあり方についての道徳教育を推進し、児童生徒の規範意識や社会性、他人を思いやる心などを育てます。

心に響く読書教材の活用などによる道徳教育の充実

#### 児童生徒への指導・援助の充実

学校が家庭や関係機関等と連携し、問題行動等の未然防止、早期発見、早期解消に取り組むとともに、社会的な自立を促す指導・援助を充実します。

「いじめ・不登校等対策チーム」による学校支援の充実

スクールカウンセラーなどによる教育相談体制の充実

#### 体験活動の充実

職場体験や社会奉仕活動、自然とかかわる体験など様々な社会体験活動を通して、人や社会とかかわる力を育てたり、自己の生き方を見つめさせる機会を充実します。

小・中・高を通じた体系的な体験活動の充実

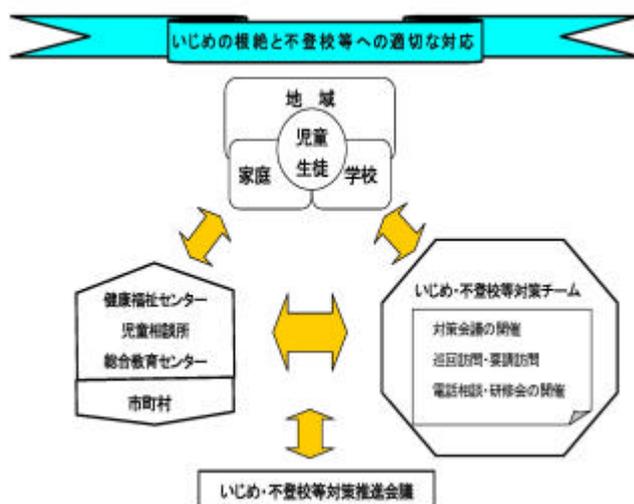
#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                   | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|---|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 児童生徒が進んであいさつできる小・中学校の割合(%)              | -            | -             | 52.7<br>(H16) | 100<br>(H22)  | 100<br>(H27)  |
| いじめ解消率(%)                               | -            | 81.0<br>(H11) | 83.3<br>(H16) | 87.0<br>(H22) | 90.0<br>(H27) |
| 中学校における職場体験学習等 <sup>1</sup> の実施校数の割合(%) | 89.7<br>(H6) | 96.0<br>(H11) | 98.3<br>(H16) | 100<br>(H22)  | 100<br>(H27)  |

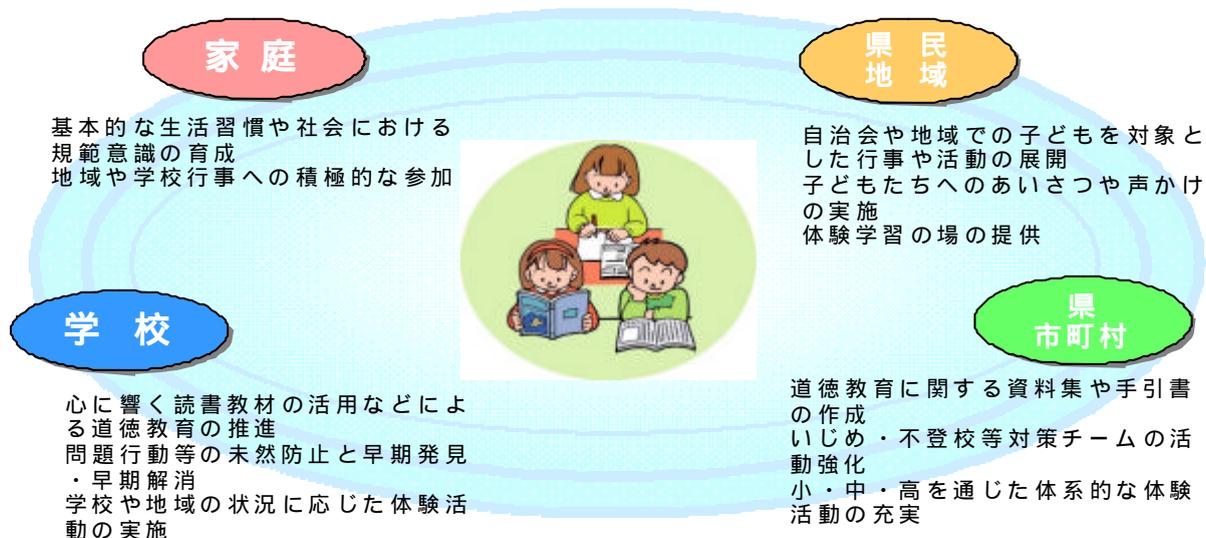
1 職場体験や社会奉仕活動、自然とかかわる体験など



中学生の保育園での職場体験活動



#### 5 期待される主な主体の役割



# 113 健康な体づくりと学校安全教育の充実

## 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

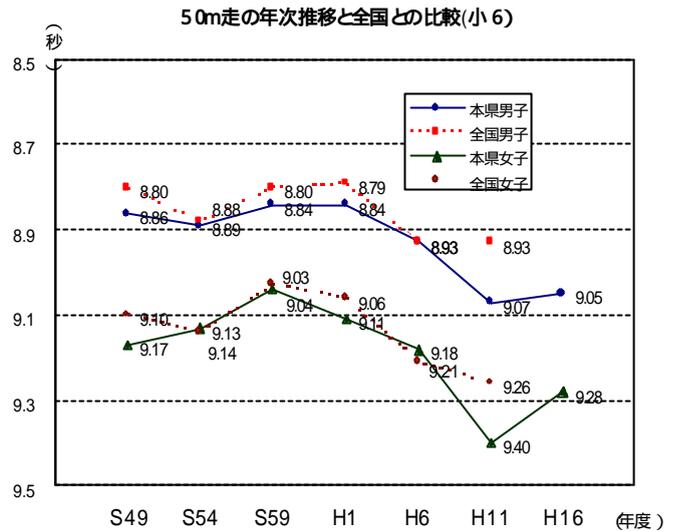
児童生徒の健康増進と体力・運動能力の向上を推進するとともに、学校安全教育の充実を図ります。

## 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

社会環境や生活様式等の変化に伴い、運動・栄養・休養の調和のとれた生活習慣が保たれていない状況や性に関する規範意識の低下が見られます。

本県児童生徒の体力・運動能力は、全国平均に達していない状況です。

近年、学校及び児童生徒を取り巻く環境が悪化しており、学校内外の安全の確保が課題となっています。



資料 栃木県児童生徒の体力調査

## 3 施策の展開（施策の進め方）

### 健康教育の充実

児童生徒が健康に関する正しい知識を身につけ、生涯にわたり自分の健康を保持増進していくための実践力を養う健康教育の充実を図ります。

食に関する指導の充実 発達段階に応じた性教育の推進

### 体力の向上

児童生徒が自らの体力の現状を把握し、学校・家庭・地域において積極的に体力の向上に取り組める環境づくりを推進します。

発達段階に応じた体力向上策の推進

### 学校安全教育の充実

児童生徒の安全を確保するため、学校における防犯、防災、交通安全に関する安全教育を充実します。また合わせて、犯罪・災害などに対する教職員の危機管理意識の向上と、児童生徒の安全対応能力の育成を図ります。

地域と連携した防犯・防災体制の確保

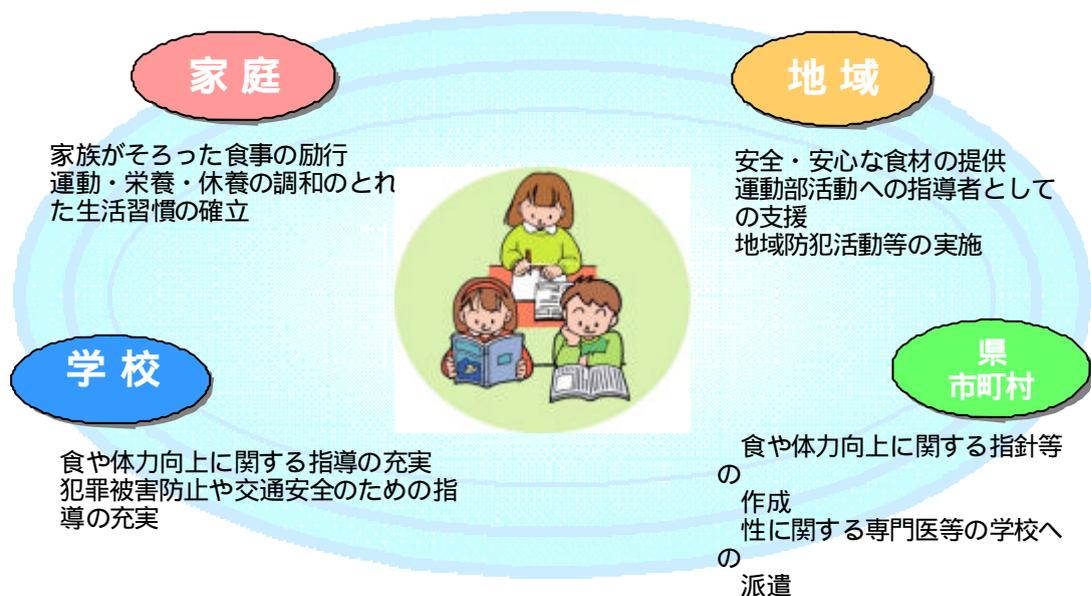
#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                     | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前       | 基準年                                      | 目 標           | 長期目標          |
|---------------------------|----------|---------------|--|---------------|---------------|
| 毎日朝食を食べる児童生徒の割合（％）        | -        | 82.5<br>(H11) | 82.9<br>(H16)                            | 86.8<br>(H22) | 90.0<br>(H27) |
| 児童生徒の体力テストにおける全国との比較（偏差値） | -        | 48.9<br>(H11) | 49.7<br>(H15)                            | 50.0<br>(H22) | 50.3<br>(H27) |
| 防犯訓練の実施校の割合（％）            | -        | -             | 〔教職員〕<br>78.1<br>〔児童生徒〕<br>73.8<br>(H15) | 100<br>(H22)  | 100<br>(H27)  |



学校給食の風景

#### 5 期待される主な主体の役割



# 114 個性を生かす特色ある教育の充実

## 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

多様な学習ニーズに対応できる特色ある教育を推進します。

## 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

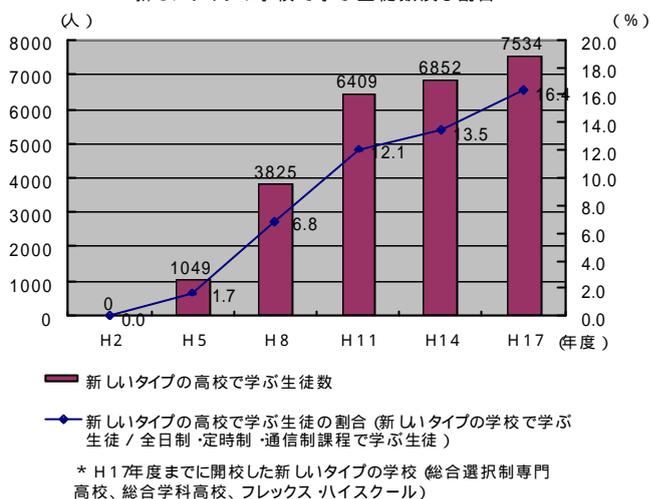
国際化や情報化の進展に伴い、外国語によるコミュニケーション能力や情報活用能力を有する人材の育成が課題となっています。

働くことへの関心や意欲を高める勤労体験、社会体験が十分とは言えない状況にあります。

将来、産業界で活躍するための実践的な経験の必要性が高まっています。

少子化が進行する中、多様な学習ニーズに対応できる学校づくり、また地域社会と連携したより信頼される学校づくりが課題となっています。

新しいタイプの学校で学ぶ生徒数及び割合



県教育委員会調べ

## 3 施策の展開（施策の進め方）

### 国際化・情報化等社会の変化に対応した教育の充実

英語教育や情報教育などの充実を図り、外国語による実践的なコミュニケーション能力や情報活用能力を育成します。

外国語指導助手等の配置の充実      情報教育推進者の養成

### キャリア教育と産業教育の充実

児童生徒の発達段階に応じ、働くことへの関心や意欲を高め、社会人・職業人としての自立意欲を促すキャリア教育を推進します。

専門高校と産業界や地域社会との連携を深め、実際に産業界で使われている知識・技能を学習する機会や職業に関する体験的な学習の機会を提供します。

勤労観・職業観を育成する学習プログラムの開発、普及  
インターンシップ推進事業の拡充      科学技術高校の整備

### 魅力と活力ある県立学校づくり

各高校の特色化・個性化の推進や新しいタイプの学校<sup>1</sup>の設置などにより、生徒の個性を生かす多様で柔軟な魅力ある学校づくりを推進します。

中高一貫教育校や総合選択制高校等の設置推進      高校再編後期実行計画<sup>2</sup>の策定

### 地域の教育力を活かした学校づくり

学校外の人材を活用するなど地域社会と連携した教育活動を充実するとともに、保護者や地域の人々の参加を得ながら、信頼される学校づくりを推進します。

学校評価の実施      学校評議員制度の充実

### 私学教育の充実

個性や心の豊かさを育み、社会の変化に対応した教育を推進するため、魅力ある私立学校教育の充実を支援します。

特色ある教育の充実支援      教育機能の地域開放

### 高等教育（大学）の充実

多様化する就学・学習ニーズに対応した高等教育の充実を図るため、高等教育機関の連携を促進します。

1 中高一貫教育校、総合学科高校、科学技術高校、総合産業高校、総合選択制高校、フレックス・ハイスクール

2 「県立高等学校再編基本計画」のうち、平成22年度からの後期5か年間に取り組む具体的な内容を示した高校再編の年度別実行計画

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                             | 概ね 10 年前  | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|-----------------------------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 外国語指導助手等が語学指導を行っている高等学校の割合（％）     | -         | 84.5<br>(H11) | 85.7<br>(H16) | 100<br>(H22)  | 100<br>(H27)  |
| 新しいタイプの学校数（校）                     | 5<br>(H7) | 9<br>(H12)    | 11<br>(H17)   | 17<br>(H22)   | 22<br>(H26)   |
| インターンシップ <sup>3</sup> 実施生徒数の割合（％） | -         | 5.6<br>(H12)  | 32.4<br>(H16) | 45.0<br>(H22) | 45.0<br>(H27) |

#### 3 一定期間企業等の中で、自分の将来に関連のある就業体験を行う制度



学悠館高校(フレックス・ハイスクール)



イガ リッシュフォーカスウィーク(英語キャンプ)

#### 5 期待される主な主体の役割



# 115 自立した青少年の育成

## 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

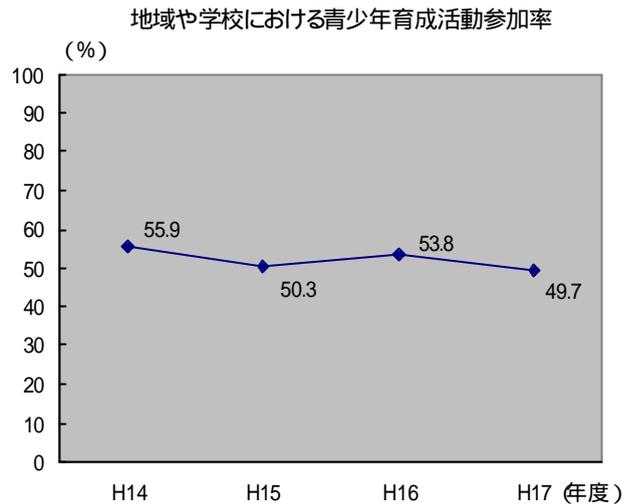
家庭、学校、職場、地域など県民総ぐるみで主体的に行動できる自立した青少年を育成します。

## 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

最近の青少年は、社会とのかかわりを避けがちであったり、自立心に希薄なところがあるのが見えます。

青少年の自立には、家庭、学校、職場、地域が連携・協力しながら一体的に取り組むことが必要ですが、その取組が必ずしも十分とは言えない状況にあります。

少子化や県民ニーズの多様化に加え、施設の老朽化などの理由から、青少年の体験活動の場としての青少年教育施設の利用状況は低迷しています。



資料：県政モニターアンケート

## 3 施策の展開（施策の進め方）

### 県民総ぐるみ運動の推進

すべての県民が心をひとつにして取り組む「とちぎ心のルネッサンス」運動を展開し、県民大会の開催や啓発事業の充実などにより、青少年育成活動の活性化を図ります。

家庭や地域での教育力の活性化事業の展開

### 家庭教育支援の充実

家庭教育についての学習機会の提供や普及啓発を行うとともに、家庭教育指導者の養成・活用や電話・メールによる相談の充実など相談体制の拡充を図ります。

### 地域教育機能の充実

県民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための地域組織の充実、青少年育成指導者の養成などを図り、地域の特性を活かした取組を推進します。

### 人材育成の充実

幅広い視野を身につけた地域の青少年リーダーの養成を図るとともに、青少年教育施設の再編整備・利用促進などにより、自然体験・交流活動などの機会の充実を図ります。

青少年教育施設の統廃合による新しいタイプの青少年教育施設の整備検討

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                     | 概ね 10 年前    | 概ね 5 年前      | 基準年            | 目 標            | 長期目標           |
|---|-------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 「とちぎ心のルネッサンス」運動年間行動計画 <sup>1</sup> 策定数（件） | -           | -            | 153<br>(H16)   | 300<br>(H22)   | 600<br>(H27)   |
| 家庭教育オピニオンリーダー <sup>2</sup> の活動者数（人）       | 386<br>(H6) | 585<br>(H11) | 759<br>(H16)   | 1,000<br>(H22) | 1,200<br>(H27) |
| 子ども会指導者の養成数（人）                            | 748<br>(H7) | 995<br>(H11) | 1,251<br>(H16) | 1,380<br>(H22) | 1,480<br>(H27) |

- 1 賛同団体の青少年育成のための活動状況をまとめたもの
- 2 地域で家庭の教育力の向上を図るボランティア



「とちぎ心のルネッサンス」シンボルマーク



「とちぎ心のルネッサンス」運動推進県民大会

#### 5 期待される主な主体の役割



## 116 青少年を取り巻く環境の整備

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

青少年を健全に育成できる良好な環境を整備します。

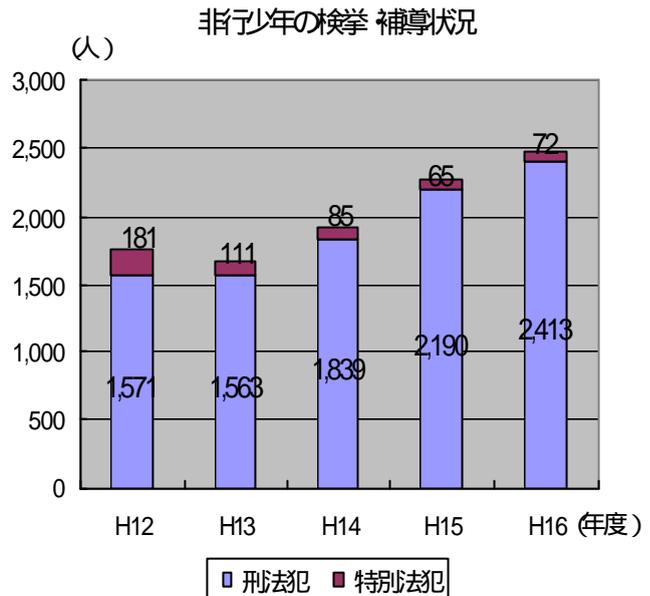
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

非行少年の検挙補導件数はここ数年増加傾向にあり、平成16年は前年に比べ10.5%増加しています。

刑法犯少年は成人を含めた全刑法犯の41.1%を占め、そのうち68.3%が初発型非行(万引き、自転車盗、オートバイ盗等)です。また、傷害などの粗暴犯は減少していますが、窃盗犯や詐欺等が増加しています。

特別法犯の中では、覚せい剤取締法違反などの薬物関係違反が全体の61.1%を占めています。

青少年に対する周囲の大人の積極的な働きかけと理解が十分とは言えない状況にあります。



栃木県警察本部調べ

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 非行防止対策の推進

家庭、学校、職場、地域との密接な連携のもと、非行の未然防止に向けた啓発活動や補導活動を推進します。

また、悩みを抱える親や青少年に対し適切な助言・支援が出来るよう、相談機能の充実と指導相談機関等の連携強化を図ります。

#### 社会環境浄化活動の推進

栃木県青少年健全育成条例を適切に運用し、地域社会が一体となって、青少年健全育成のための良好な社会環境づくりを推進します。

ビデオ・雑誌自販機及び関係事業所等への広域的な立入調査の実施

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                        | 概ね 10 年前      | 概ね 5 年前          | 基準年              | 目 標              | 長期目標             |
|------------------------------|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 薬物乱用防止啓発活動の受講者数（人）           | -             | 129,936<br>(H13) | 132,877<br>(H16) | 135,000<br>(H22) | 135,000<br>(H27) |
| ビデオ・雑誌自販機等の立入調査実施件数（件）       | -             | 951<br>(H12)     | 1,035<br>(H16)   | 1,160<br>(H22)   | 1,260<br>(H27)   |
| 非行少年検挙補導人員数 <sup>1</sup> （人） | 2,044<br>(H6) | 2,128<br>(H11)   | 2,497<br>(H16)   | 2,000<br>(H22)   | 1,500<br>(H27)   |

1 罪を犯した 14 歳以上の少年及び 14 歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年等で、警察に検挙・補導された人数



薬物乱用防止教室（薬物乱用防止広報車「きらきら号」）の開催

#### 5 期待される主な主体の役割



## 政策 1 2 生きがいとうるおいに満ちた人生を実現する

**目的** 生涯にわたり生きがいを持って生活ができ、豊かな心で“とちぎ”の文化を守り創造し、そして継承できる社会を実現する。

**現状と課題** 価値観が多様化し、さまざまなライフスタイルが志向される中で、心の豊かさやゆとり、うるおいを重視し、スポーツ、文化活動などを通じて、生涯にわたり生きがいを持って社会に参加していきたいと考える人々が増えてきています。

このため、これらのニーズに対応した活動の場や学習機会の充実と、学んだ成果を地域社会等に生かす仕組みづくりが今後の課題となっています。

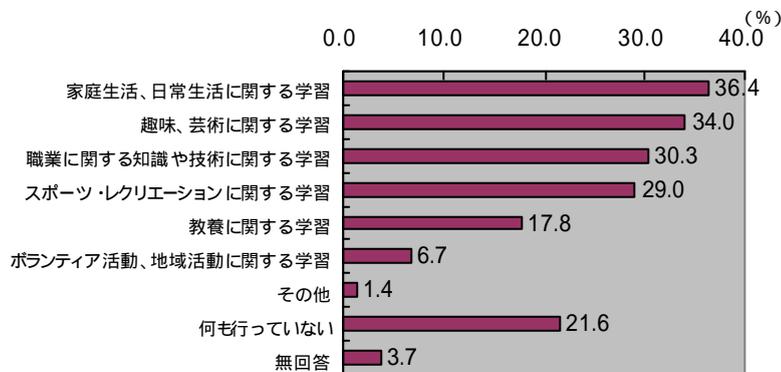
また、ゆとりとうるおいに満ちた質の高い生活を実現していくためには、人々の心のよりどころである郷土の文化を守り伝え、その基盤の上に新たな文化を創造し、そして誇りを持って次の世代へ継承していくことも重要になってきています。

### 目的実現に向けた取組の方向

多様な学習機会を享受できる環境と学んだ成果を活用できる体制を整備し、生涯学習を推進します。うるおいに満ちたくらしと地域社会の実現につながる県民文化の振興を図ります。

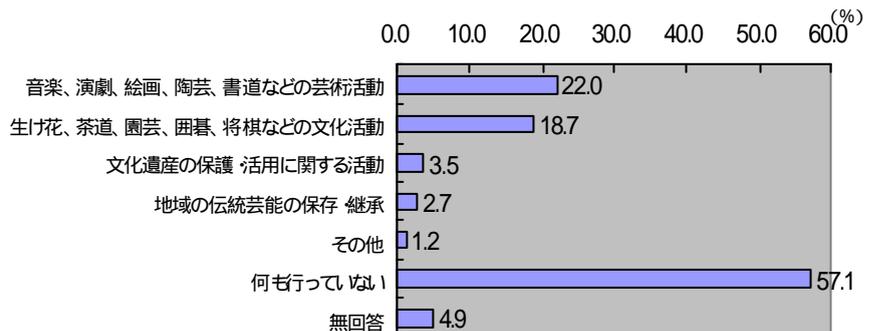
誰もがスポーツに親しめる環境の整備と競技力の向上を図ることで、県民総スポーツを推進します。

日頃行っている生涯学習の内容（複数回答）



資料：栃木県企画部「県政世論調査」（平成17年度）

日頃行っている芸術・文化活動（複数回答）



資料：栃木県企画部「県政世論調査」（平成17年度）

## 121 生涯学習の推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

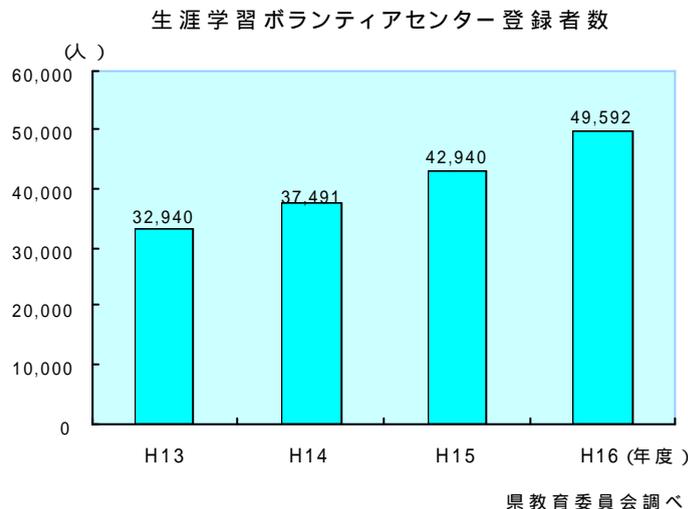
県民一人ひとりが、生涯を通じて多様な学習機会を享受できる環境を整えるとともに、学んだ成果を活用できる体制を整備します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

県民の学習ニーズは多様化し、生涯学習実践率は年々高まってきています。

生涯学習で学んだ成果を地域活動やボランティア活動に活かすことについて、県民の関心が高まってきていますが、学んだ成果を活かす場が十分とは言えない状況にあります。

県民の学習活動や学んだ成果を活かす活動を支援する指導者の確保・養成が十分とは言えません。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 生涯学習の推進体制の充実

県民の生涯学習に対するニーズに応えるために、社会教育施設の機能充実や県関係機関、市町村、大学等高等教育機関等との連携を強化することにより、多様な学習機会を享受できる環境を整えます。

#### 多様な生涯学習活動の支援

多様な学習機会の提供や社会教育指導者の計画的な養成・研修により県民の学習活動を支援します。また、学校・家庭・地域社会において、学んだ成果を活かせる仕組みづくりを推進します。

学んだ成果を活かしたボランティア活動等への支援  
社会教育主事有資格者、女性教育指導者等の養成

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                               | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前        | 基準年             | 目 標             | 長期目標            |
|-------------------------------------|----------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 県民の生涯学習実践率 <sup>1</sup><br>（％）      | -        | 73.9<br>(H13)  | 78.4<br>(H17)   | 82.0<br>(H22)   | 85.0<br>(H27)   |
| 生涯学習ボランティアセンター <sup>2</sup> 登録者数（人） | -        | -              | 49,592<br>(H16) | 56,000<br>(H22) | 61,000<br>(H27) |
| 県で養成している社会教育指導者 <sup>3</sup> 数（人）   | -        | 3,521<br>(H13) | 3,876<br>(H16)  | 4,600<br>(H22)  | 5,150<br>(H27)  |

- 1 日頃何らかの学習活動（スポーツやボランティア活動も含む）を行っている人の割合
- 2 総合教育センターと各教育事務所に設置されているボランティアに関する相談窓口
- 3 社会教育主事有資格者、女性教育指導者等

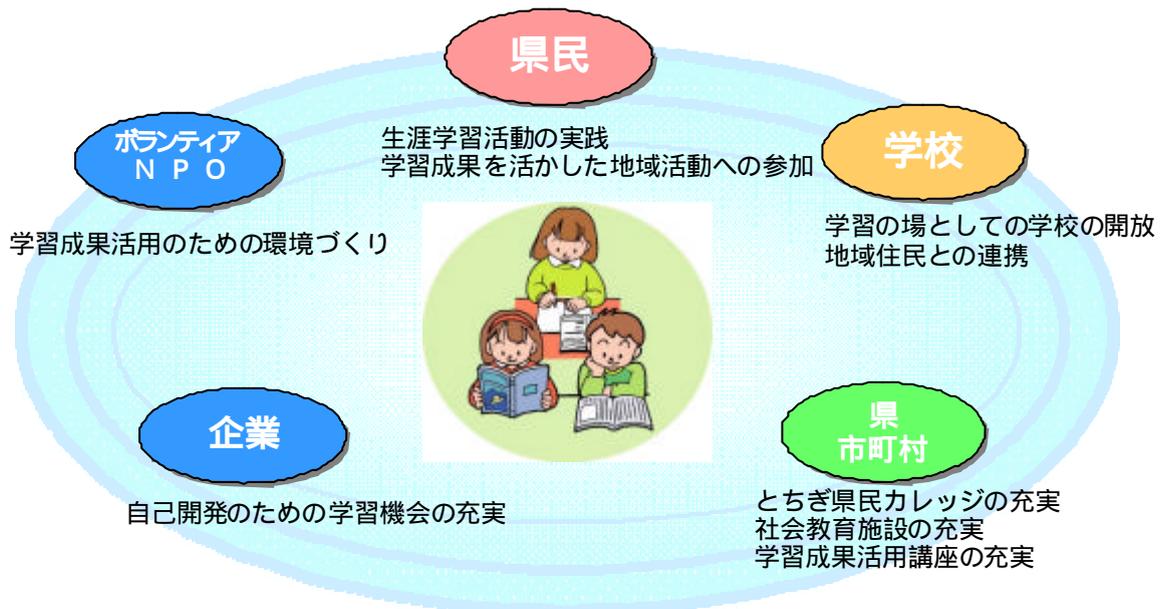


県民カレッジ



ふれあい学習

#### 5 期待される主な主体の役割



## 122 県民文化の振興

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

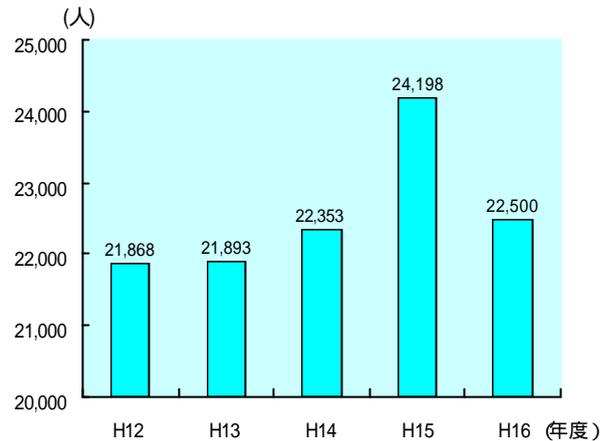
多くの県民が身近に文化に親しむことができる環境づくりを進め、うるおいに満ちたくらしと地域社会の実現につながる文化の振興を図ります。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

自由時間の増大や価値観の多様化などに伴い、物の豊かさばかりでなく、暮らしの中にゆとりやうるおいといった心の豊かさが求められてきており、こうした背景のもと文化・芸術に関心を持つ県民が増えてきています。

県内には先人から引き継がれた歴史的建造物、民俗芸能などの多くの貴重な文化的遺産が存在しますが、これらを適切に保存し、次世代に大切に継承する必要があります。

県芸術祭の参加状況



県生活環境部調べ

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 多彩な文化活動の促進

県民が文化を鑑賞、発表する機会を一層充実するとともに、文化活動を担う人材や文化団体の育成・支援を行います。

- 県総合文化センターを中心とした文化事業の充実
- 文化芸術振興のための基本条例制定の検討
- 県立美術館のリニューアル

#### 文化財の保存・活用

世界遺産に登録されている「日光の社寺」をはじめとする貴重な文化的遺産を後世に伝えるため、文化財の保存と活用を積極的に図ります。

- 文化的遺産の調査及び国・県指定等文化財の保存・活用等への支援
- 杉並木保護用地の公有化とモデル的活用事業の推進

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                        | 概ね 10 年前       | 概ね 5 年前         | 基準年             | 目 標             | 長期目標            |
|------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 芸術・文化活動等参加率 <sup>1</sup> （%） | 30.2<br>(H9)   | 43.2<br>(H13)   | 47.0<br>(H17)   | 48.5<br>(H22)   | 50.0<br>(H27)   |
| 県芸術祭の参加者数 <sup>2</sup> （人）   | 26,266<br>(H6) | 24,430<br>(H11) | 22,500<br>(H16) | 23,000<br>(H22) | 24,000<br>(H27) |
| 国・県文化財指定等の件数（累計）（件）          | 986<br>(H7)    | 1,057<br>(H12)  | 1,171<br>(H17)  | 1,250<br>(H22)  | 1,300<br>(H27)  |

- 1 1年間に自ら芸術活動や文化活動などを行ったことのある県民の割合  
 2 文芸賞、美術展、ホール部門、茶華道展の応募者、参加者及び入場者の計

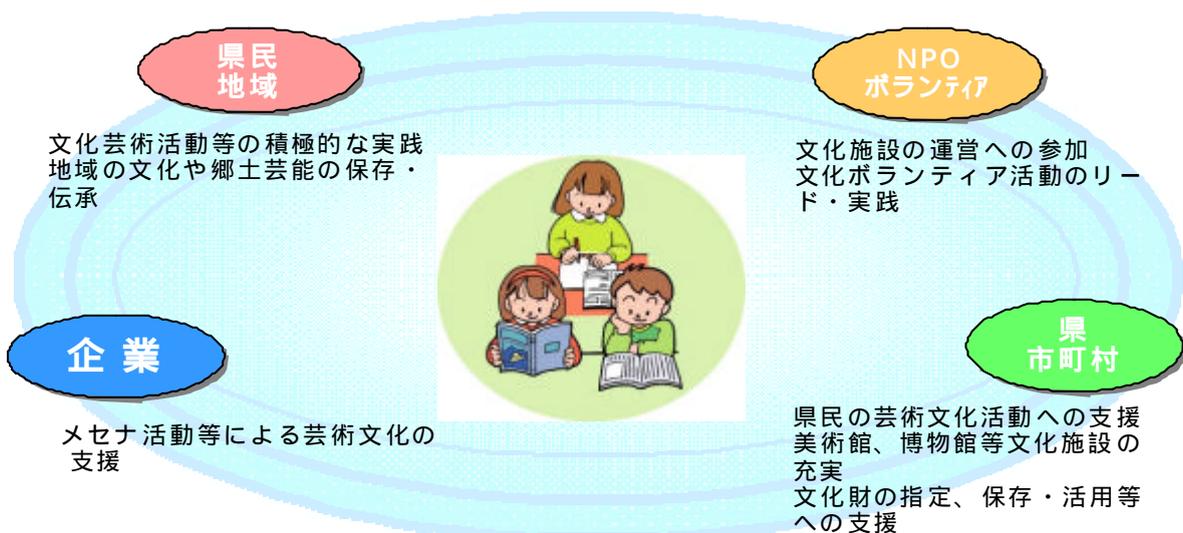


コンセール・マロニエ 21 入賞者による学校訪問演奏会



日光杉並木樹勢回復工事

#### 5 期待される主な主体の役割



# 123 県民総スポーツの推進

## 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境を整備するとともに、トップレベルの競技者を育成する指導体制の充実を図ります。

## 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

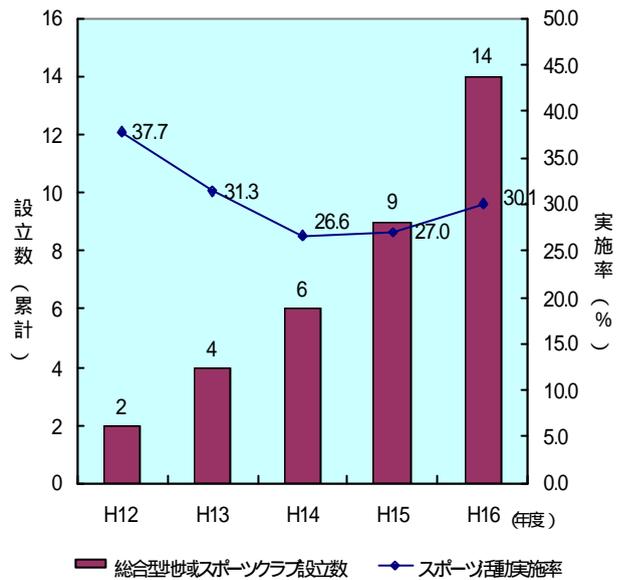
仕事や家事が忙しいことや機会がないことなどにより、スポーツを実施しない人が増加しています。

県民の誰もがスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブ設置数は順調に伸びていますが、その育成はまだ十分とは言えません。

競技スポーツレベルの指標の一つである国体の順位は、長期的には低迷しています。

スポーツ施設の老朽化等が進むなど、多彩なスポーツ活動への対応が十分とは言えない状況にあります。

総合型地域スポーツクラブ設立数及びスポーツ種別実施率



資料 県政世論調査ほか

## 3 施策の展開（施策の進め方）

### 生涯スポーツ活動の推進

地域におけるスポーツクラブの育成・支援などにより、県民がスポーツに親しむ機会を増やします。

広域スポーツセンター機能<sup>1</sup>の充実

「栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル」<sup>2</sup>の充実

### 競技スポーツレベルの向上

中・長期的視野に立った選手強化体制を整備し、トップアスリートを育成するための一貫指導体制を整備します。

各競技の一貫指導マニュアルの作成

### 公共スポーツ施設の整備促進

県民が利用しやすいスポーツ施設の整備を促進するとともに、効率的な管理運営を図ります。県体育館の移転によるスポーツ拠点施設の整備検討

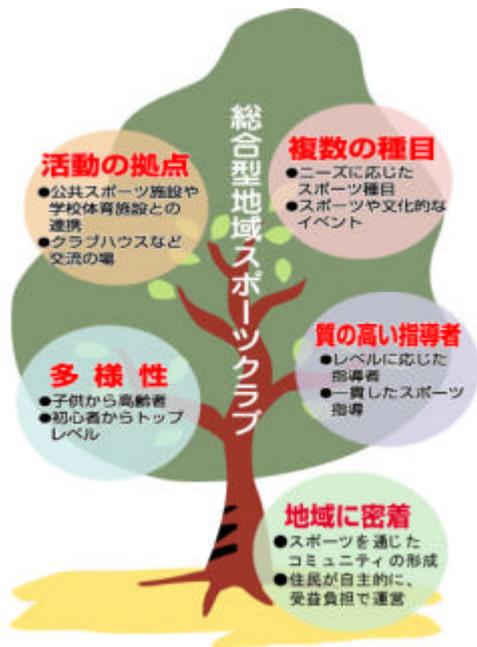
1 総合型地域スポーツクラブの創設や運営、活動等を効率的に支援する機能

2 多くの県民がスポーツに親しめるよう、平成 13 年から栃木県民スポーツ大会とレクリエーションフェスティバルを合わせて実施しているもの

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

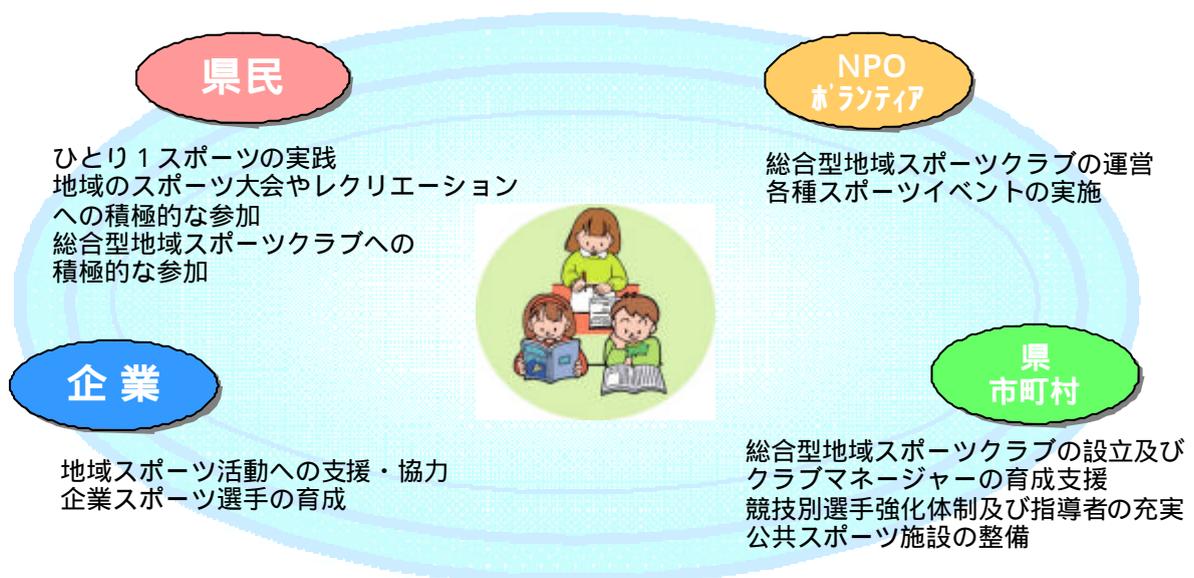
| 成果指標名                         | 概ね 10 年前      | 概ね 5 年前        | 基準年            | 目 標             | 長期目標            |
|-------------------------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| スポーツ活動実施率 <sup>3</sup><br>(%) | 31.3<br>(H7)  | 37.7<br>(H12)  | 28.5<br>(H17)  | 40.0<br>(H22)   | 50.0<br>(H27)   |
| 主な全国大会における入<br>賞数(件)          | -             | -              | 126<br>(H16)   | 130<br>(H22)    | 135<br>(H27)    |
| 公共スポーツ施設の利用<br>者数(千人)         | 8,631<br>(H6) | 8,731<br>(H11) | 9,708<br>(H16) | 10,000<br>(H22) | 10,500<br>(H27) |

#### 3 1週間に1回以上スポーツをしている成人の割合



栃木県民スポーツ・レクリエーションフェスティバル

#### 5 期待される主な主体の役割



## 基本目標2 いのちをやさしく見守る社会づくり

### 政策の体系

#### 政策 21

### 一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

#### 施策

- ★ 211 人権尊重の社会づくり
- ★ 212 男女共同参画社会の実現

#### 政策 22

### 互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く

#### 施策

- ★ 221 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
- ★ 222 高齢者の自立支援と生きがいづくりの推進
- ★ 223 障害者の自立支援と豊かな地域生活の実現
- ★ 224 地域の保健・福祉を支える基盤づくり

#### 政策 23

### 健やかで安心な生活を守る

#### 施策

- ★ 231 健康づくりと疾病予防対策の推進
- ★ 232 安心して良質な医療の確保
- ★ 233 食品の安全と生活衛生の確保

## 政策21 一人ひとりを尊重し、共に参画する社会を築く

**目的** 県民一人ひとりが個々の人権を尊重し、社会の一員として責任を分かち合いながら、あらゆる分野に共に参画できる社会を実現する。

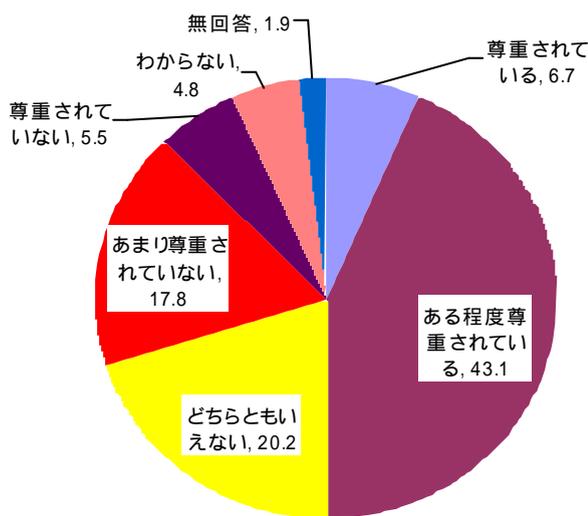
**現状と課題** 人権とは、誰もが生まれながらにして持っている基本的権利であり、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない権利です。人権尊重の社会の実現を目指して、人権についての正しい理解を深めていくための取組を進めていく必要があります。

また、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が一層求められており、県民一人ひとりが参画できる環境づくりが課題となっています。

### 目的実現に向けた取組の方向

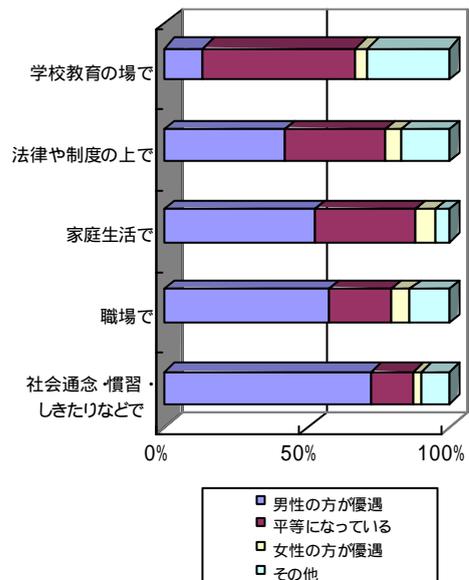
人権意識の高揚を図り、人権侵害のない社会をつくります。  
男女共同参画推進のための環境づくりや推進体制の充実を図ります。

基本的人権の尊重



資料 栃木県企画部 県政世論調査(平成17年度)

男女の地位の平等感



資料 栃木県生活環境部 男女共同参画社会に関する意識調査(平成16年度)

## 2 1 1 人権尊重の社会づくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

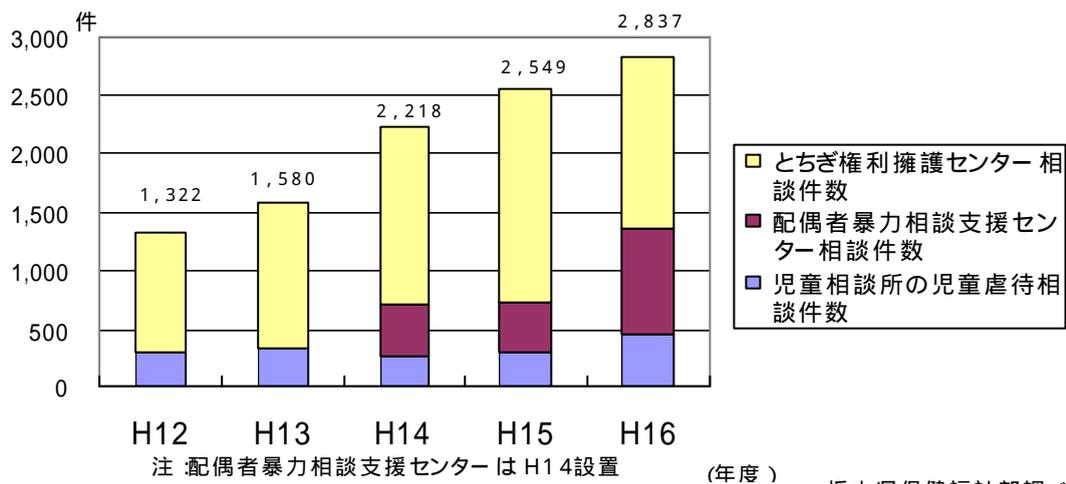
県民一人ひとりの人権意識の高揚が図られ、不当な差別や虐待などの人権が侵害されることのない社会を実現します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

私たちの身のまわりには、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人・H I V感染者等をめぐる不当な差別や虐待などの人権問題が存在しています。

近年、地域社会の連帯感や人間関係の希薄化といった社会の急激な変化等を背景として、虐待などの人権侵害に対する救済を求める県民が増えています。

人権の侵害に関する相談件数



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 人権意識の高揚

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や栃木県人権尊重の社会づくり条例の趣旨にのっとり、市町村や学校との連携を図りながら、多様な機会を通じて人権教育及び人権啓発を実施します。

人権教育及び人権啓発に関する情報のデータベース化と提供

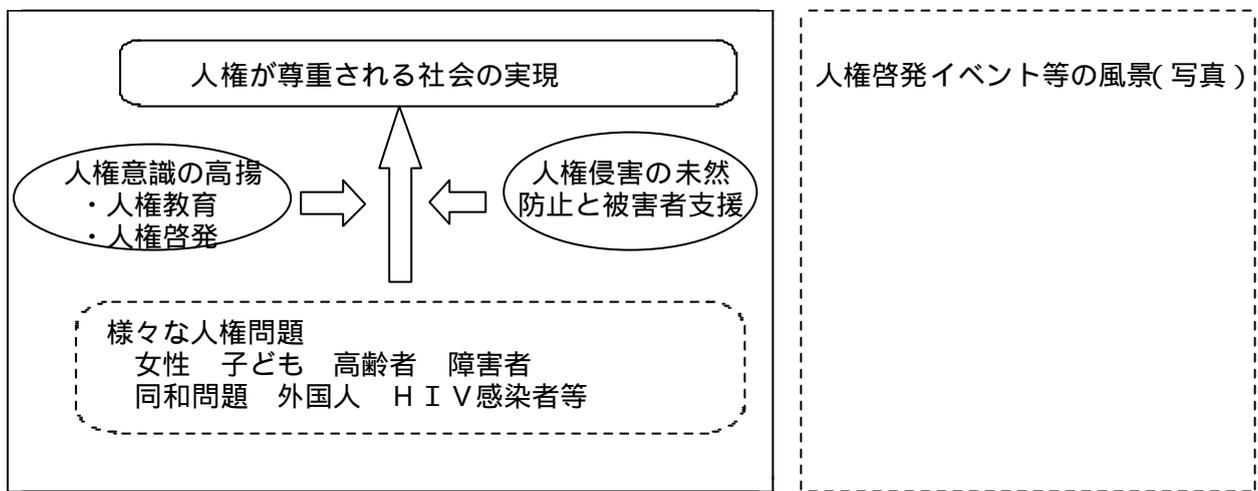
#### 人権侵害の未然防止と被害者支援

人権侵害を受けている人や受けるおそれのある人に対する相談・支援体制を充実します。  
人権侵害に関する相談機関の充実及び虐待相談ネットワークづくりの支援

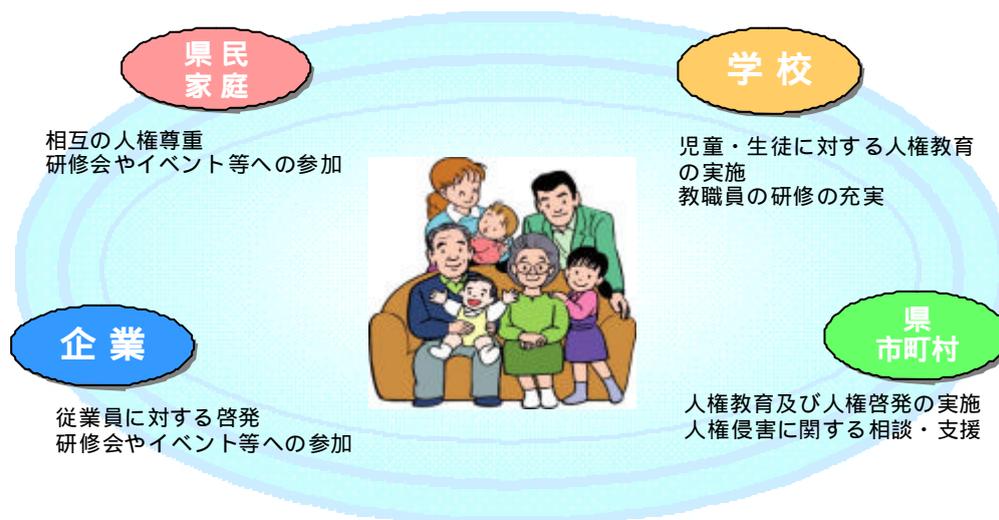
#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                               | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|-------------------------------------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 人権が侵害されたと感じた人の割合 <sup>1</sup> （％）   | -        | 29.3<br>(H12) | 26.7<br>(H16) | 20.0<br>(H22) | 18.0<br>(H27) |
| 体験・交流学习等を通じて人権についての理解を深めた児童生徒の割合（％） | -        | -             | 52.6<br>(H16) | 55.0<br>(H22) | 60.0<br>(H27) |
| 虐待や暴力に関する相談窓口数 <sup>2</sup>         | -        | 1<br>(H11)    | 14<br>(H16)   | 36<br>(H22)   | 36<br>(H27)   |

- 1 人権啓発イベント等に参加した者に対するアンケート調査結果
- 2 要保護児童対策地域協議会及び配偶者暴力相談支援センターの相談窓口数（県及び市町村）



#### 5 期待される主な主体の役割



## 212 男女共同参画社会の実現

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、個性と能力を發揮することのできる社会を実現します。

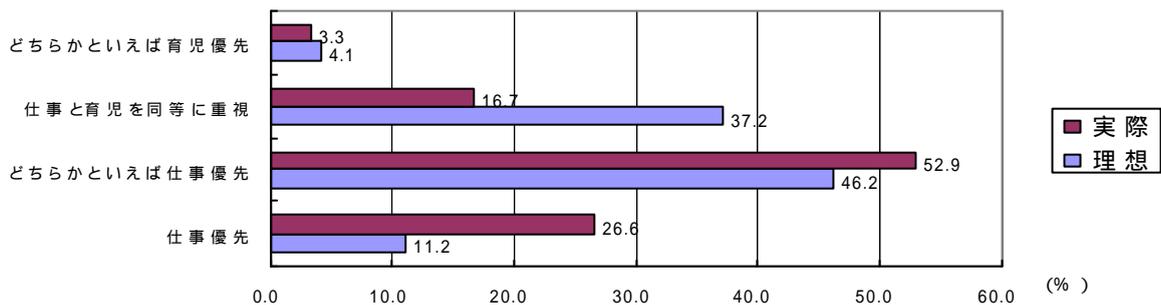
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

「男は仕事」「女は家庭」に代表される男女の固定的な役割分担意識は年々解消されてきていますが、地域のしきたり等にはまだ根強く残っており、男女共同参画を阻害する要因となっています。

多くの女性が社会の様々な分野で活躍しているものの、政策・方針決定過程への参画は男性と比べると依然として低く、女性の意思が政策・方針決定に十分反映されていない状況にあります。

仕事と家庭、子育てとの両立のためには男性の参画が必要ですが、日常生活における家事や育児の負担はまだ女性に大きく偏っています。

父親の働き方と育児参加



資料：栃木県生活環境部「男女共同参画社会に関する意識調査」（平成16年）

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画の視点をもった人づくりを進めます。  
男女共同参画推進の活動拠点の充実や市町村等との連携による推進体制の確立を図ります。  
男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実  
男女共同参画の取組についての事業所の理解促進

#### 女性がいきいきと参画できる環境づくり

女性が多様な能力を身につけて、社会のあらゆる分野に活動の幅を広げていくよう、能力開発やネットワークづくりを進めるとともに、政策・方針決定過程への参画を進めます。  
また、女性に対する暴力を根絶するための取組を進めます。  
女性の人材育成と様々な分野への参画の促進  
女性自立支援センター（仮称）の整備  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画による取組の推進

#### 男女が共に輝く社会づくり

家庭生活、地域活動、就業の場において、男女がよりよいパートナーシップのもとに、あらゆる分野に共に参画し、個性と能力を發揮できる環境づくりを推進します。  
家庭・就業の場における男女共同参画の環境整備促進

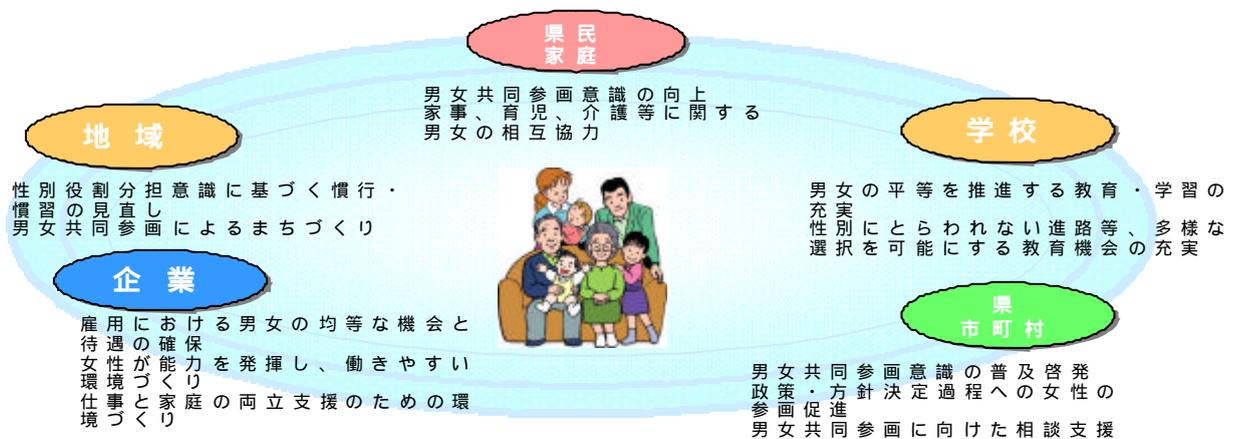
#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                       | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目標            | 長期目標          |
|---|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 審議会等における女性委員の割合 <sup>1</sup> (%)            | 20.1<br>(H6) | 26.1<br>(H11) | 31.1<br>(H16) | 35.0<br>(H22) | 40.0<br>(H27) |
| 「男女共同参画地域推進員」 <sup>2</sup> 登録者がいる市町村の割合 (%) | -            | 59.2<br>(H12) | 77.3<br>(H16) | 100<br>(H22)  | 100<br>(H27)  |
| 男女の地位が平等になっていると感じている者の割合 (%)                | -            | -             | 16.6<br>(H16) | 20.0<br>(H22) | 25.0<br>(H27) |

- 1 県の附属機関（全委員の9割以上が充て職委員で占められている機関を除く。）における女性委員の割合  
 2 男女共同参画社会の実現を目指し、地域において自主的に活動する者(知事が委嘱)



#### 5 期待される主な主体の役割



## 政策 2 2 互いに支え合い、共に生きるあたたかな福祉社会を築く

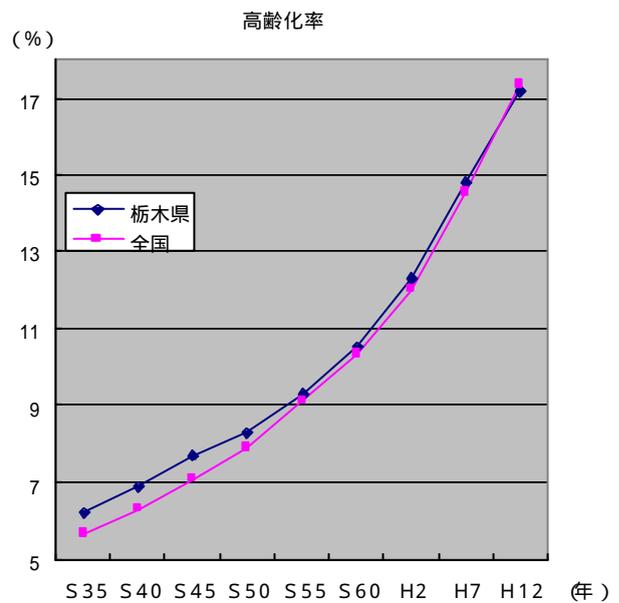
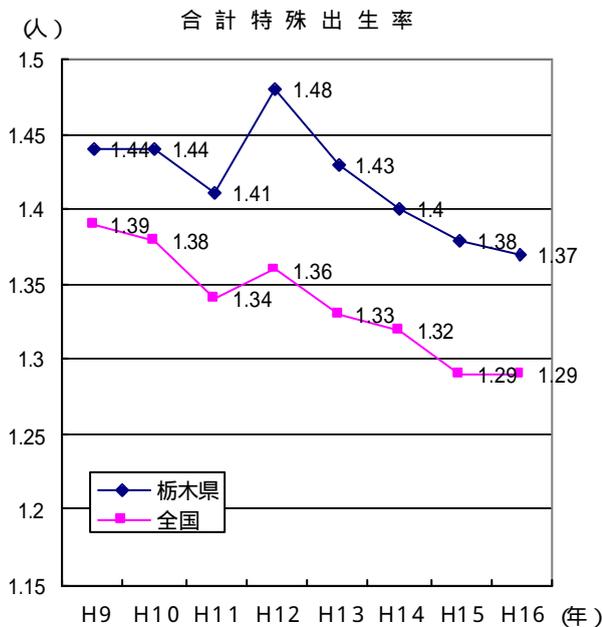
**目的** すべての県民が家庭や地域の中で、その人らしい充実した生活を安心して送ることができるよう、互いに支え合い、共に生きる福祉社会を実現する。

**現状と課題** 少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、すべての人が家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を安心して送ることができる社会を築いていくことが重要になっています。

そこで、県民一人ひとりが互いに支え合い、家庭や地域などが連携することによって、次の時代を担う子どもたちを安心して生み育て、そして、高齢者や障害者をはじめ支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくっていくことが求められています。

### 目的実現に向けた取組の方向

子育てに夢を持ち、次の時代を担う子どもたちを健やかに生み育てられる社会環境を整備します。高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自立して暮らしていける環境づくりを進めます。障害者が、その人らしく自立して暮らし、積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。住み慣れた地域で安心して生活できるよう地域の保健・医療・福祉を支える基盤づくりを進めます。



## 2 2 1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

子育てに夢を持ち、次の時代を担う子どもたちを健やかに産み育てられる社会環境を整備します。

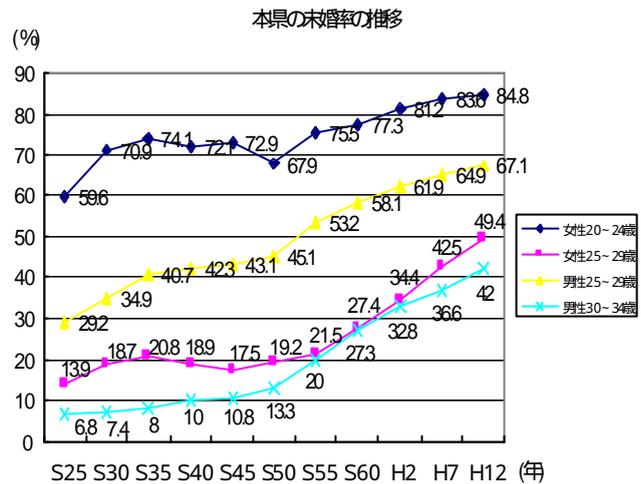
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

未婚化、晩婚化の傾向が一層進むとともに、家庭や地域の養育力の低下が指摘されています。また、保育サービスに対するニーズが多様化しています。

児童虐待相談受付件数が急増し、その内容も複雑・多様化しています。

妊娠や出産、子育てに対する不安や、育児に係る心理的・経済的な負担を強く感じる人が増えています。また、働く女性の仕事と家庭の両立の負担が大きな問題となっています。

離婚件数が高い水準にあり、近年、母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家庭が増加しています。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 地域における子育て支援

地域における子育ての支援体制を充実するとともに、子育て家庭を社会全体で暖かく見守り支える意識を醸成して、子どもたちが健やかに成長できる環境を整備します。

地域の子育て支援拠点や放課後児童クラブの設置の促進  
県民のニーズに応じた多様な保育サービスの充実

#### 援護を必要とする子育て家庭等への支援

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応から、保護者への指導・支援、家族の再統合に至るまでの総合的な支援体制を整備します。

また、ひとり親家庭等への子育て・生活・就労の支援など自立を促進する施策を充実します。

被虐待児の心のケアを図る心理療育施設の設置促進  
児童相談所等の体制強化及び市町村等関係機関との連携の強化

#### 母子保健医療対策の充実

子どもの健やかな成長・発達を支援するため、母子保健医療や小児医療の充実を図るとともに、相談体制を整備します。

また、思春期の男女が健やかに成長し、健全な母性・父性意識を養えるような相談体制や健康教育を充実します。

乳幼児医療費助成事業の充実  
不妊や不妊治療に関する相談・支援の実施  
母子の健康を確保する健康診査、健康相談等の充実  
思春期教室の実施や思春期ピアカウンセリング<sup>1</sup>事業の充実

#### 職業生活と家庭生活の両立の推進

父親の育児参加の促進や育児休業の取得促進など、男女ともに働きながら、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。

1 「ピア」とは「仲間」の意。価値観を共感・共有する同世代の仲間が、同じ思春期の子どもたちに対して、望ましい意思決定ができるように相談支援すること。

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

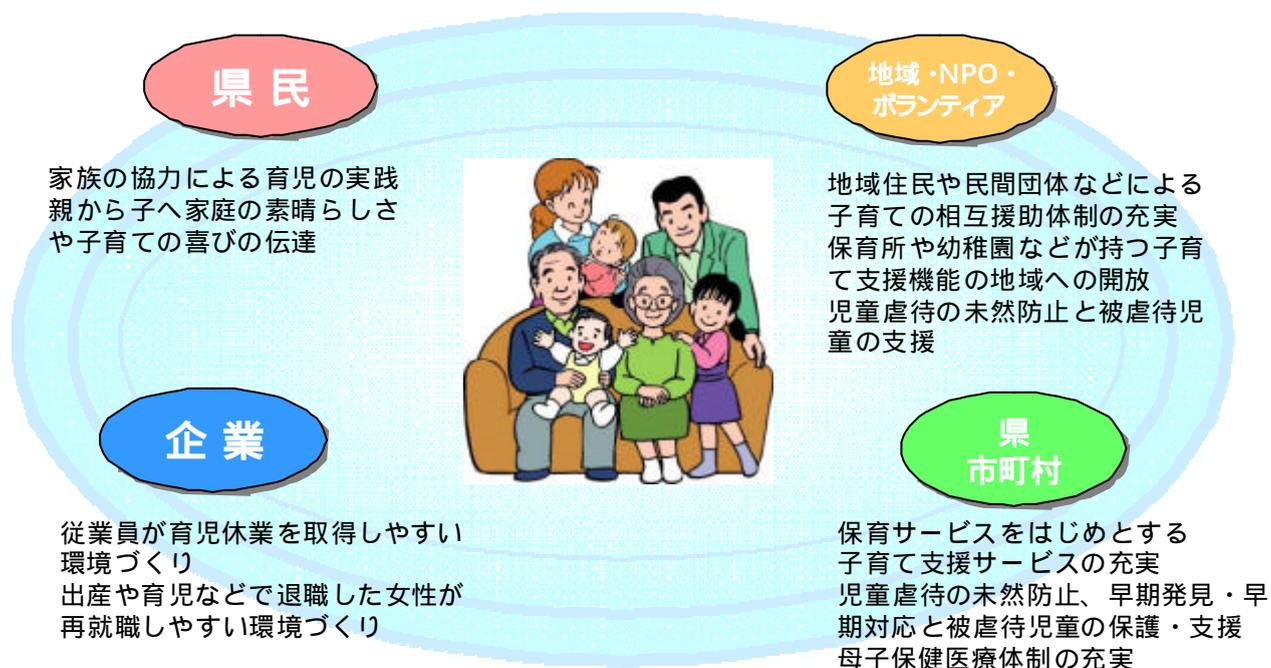
| 成果指標名                                    | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|--|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 小学校の通学区域内に子育て支援施設のある地域の割合（％）             | -        | 16.2<br>(H12) | 38.6<br>(H16) | 53.0<br>(H22) | 70.0<br>(H26) |
| 延長保育を実施している保育所の割合（％）                     | -        | 44.8<br>(H12) | 64.2<br>(H16) | 80.0<br>(H22) | 90.0<br>(H26) |
| ファミリー・サポート・センター <sup>2</sup> 設置市町村の割合（％） | -        | 2.0<br>(H12)  | 18.4<br>(H16) | 45.0<br>(H22) | 60.0<br>(H26) |

2 育児や介護に関して、援助を行いたい人と受けたい人とが会員となって相互に支え合う組織



保育所での子どもたちの様子

#### 5 期待される主な主体の役割



## 222 高齢者の自立支援と生きがいの推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で、いつまでも健康で生きがいを持ち、自立して暮らしていける環境づくりを進めます。

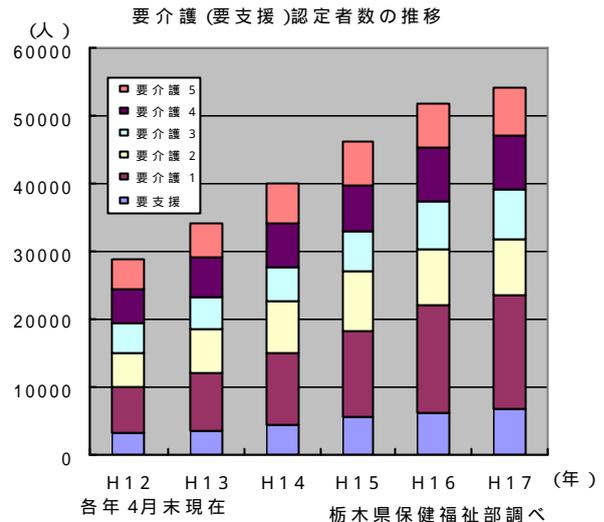
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

平均寿命の伸長や価値観の多様化などに伴い、積極的に社会活動に参加する元気な高齢者が増えています。

ひとり暮らし等の高齢者の増加とともに、身近な地域で自立した生活を送ることが困難な高齢者が増えています。

介護保険制度は、施行後5年が経過し、介護サービス供給基盤の充実やサービス利用の拡大など、老後の生活を支える制度として着実に定着しています。

要支援や要介護1の軽度の要介護（要支援）認定者が大幅に増加しています。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 生きがいの推進

高齢者がいつまでも元気で、自ら地域社会を支えていけるよう、学習機会の確保や様々な社会活動への参加を促進します。

シルバー大学校における地域活動推進者の養成

高齢者の生きがいと健康づくりなどを図る文化・スポーツイベントの開催

#### 総合的な介護予防システムの確立

高齢者が介護を必要とする状態にならないよう、また、重度化しないようにするため、介護予防対策の充実を図ります。

要支援者を対象とした新予防給付の促進

要支援、要介護となる恐れの高い高齢者を対象とした地域支援事業の促進

生活援助員を配置したシルバーハウジング等の整備促進

地域包括支援センター<sup>1</sup>の整備促進

#### 介護サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域において、尊厳を持って生活できるよう、特別養護老人ホームや在宅介護サービスなど介護サービス供給基盤の整備と質の向上を促進します。

地域密着型サービス<sup>2</sup>の普及・定着の促進

利用者の事業者選定に資する介護サービス情報の公表の推進

認知症高齢者対策の充実

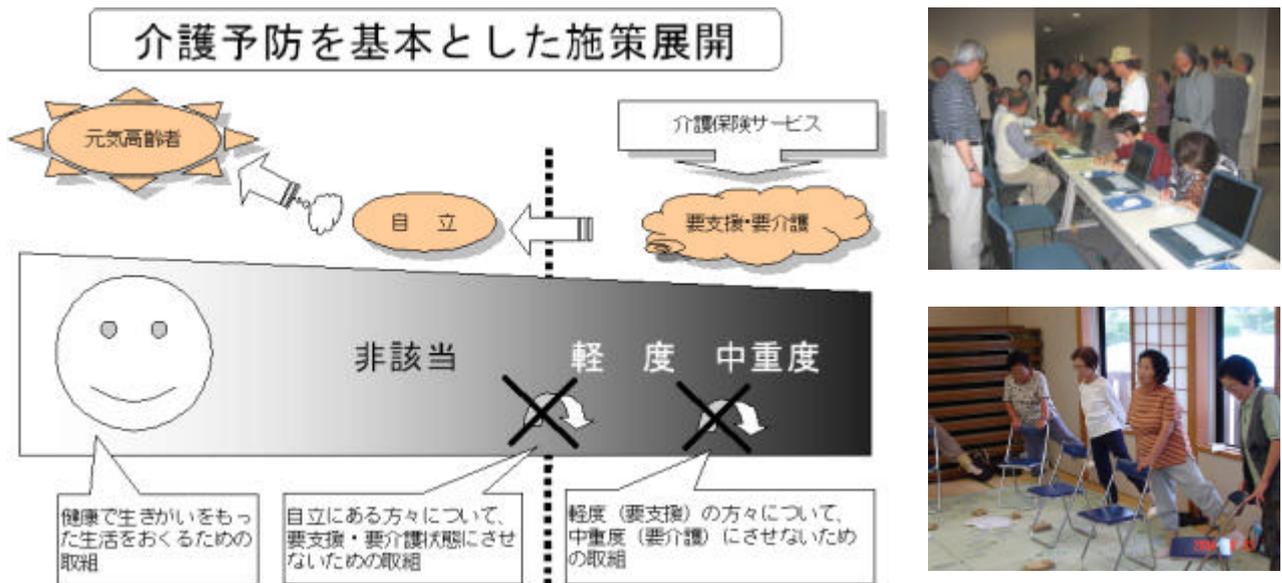
高齢者虐待の未然防止、早期発見及び早期対応の仕組みづくりの促進

1 市町村が設置する、公正中立な立場から地域の(1)介護予防マネジメント(2)総合相談・支援(3)権利擁護(4)包括的・継続的マネジメントを担う中核的な機関

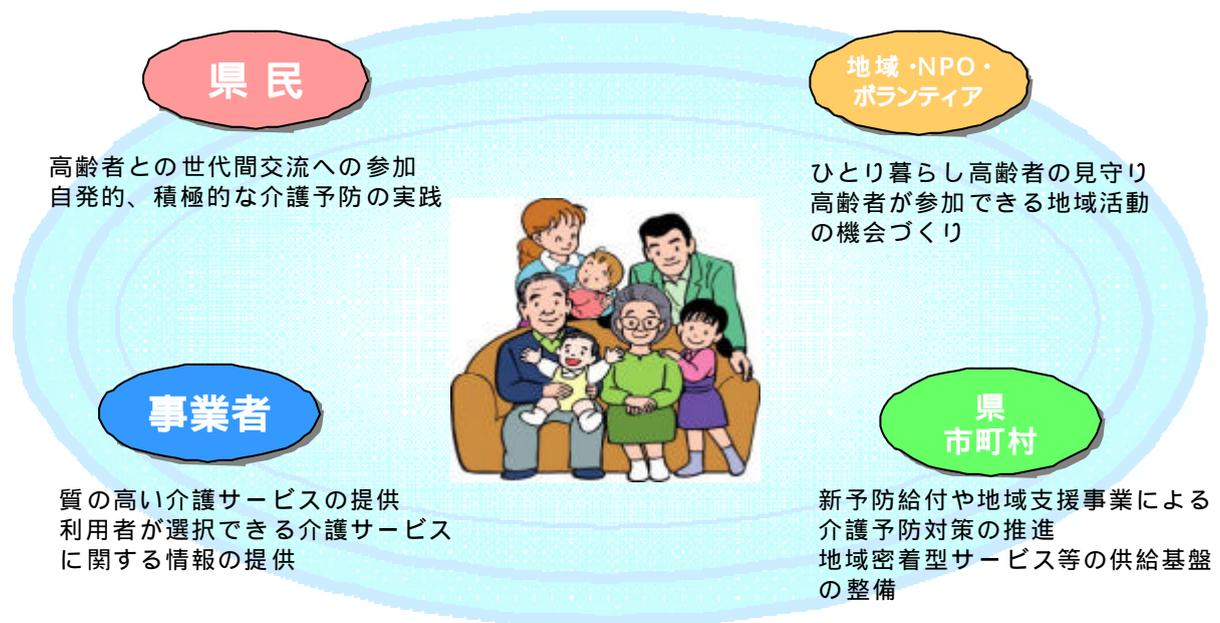
2 高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供される認知症高齢者グループホームや認知症高齢者専用デイサービス、定員30人未満の特別養護老人ホームなどのサービス

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                 | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前      | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|-----------------------|----------|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 要介護認定率（％）             | -        | 8.4<br>(H12) | 13.7<br>(H16) | 17.0<br>(H22) | 18.5<br>(H26) |
| 新予防給付及び地域支援事業のサービス提供量 | -        | -            | 0<br>(H17)    | 検討中<br>(H22)  | 検討中<br>(H26)  |
| 高齢者の競技団体加入率（％）        | -        | -            | 4.1<br>(H17)  | 4.2<br>(H22)  | 4.3<br>(H27)  |



#### 5 期待される主な主体の役割



## 2 2 3 障害者の自立支援と豊かな地域生活の実現

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

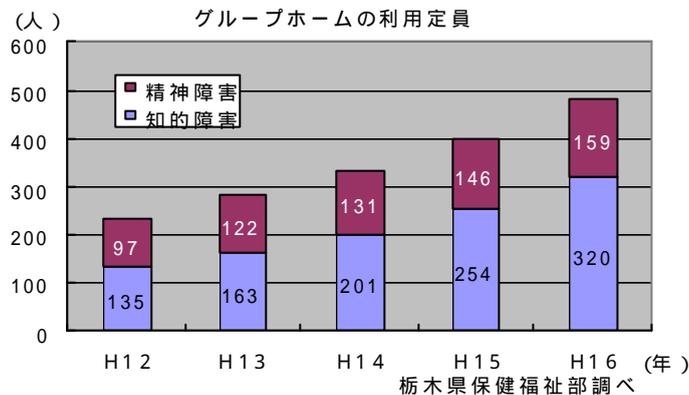
すべての障害者が、身近な地域で必要なサービスを自分の意思で選択することができ、働くことを含めその人らしく自立して暮らし、積極的に社会活動にも参加できる環境づくりを進めます。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

障害保健福祉の総合化、自立支援型システムへの転換、持続可能な制度の確保を柱とする障害保健福祉施策の改革が進められています。

地域における障害者の自立した生活を支えるための相談支援体制やサービス供給体制の確立が課題となっています。

授産施設などの整備は進んでいますが、一般就労を始め、働く意欲と能力がある障害者の働く場の確保が、まだ十分ではありません。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 障害者の自立の促進

日常生活における様々な相談に応じることができるよう相談体制をより充実させるなど、身近な地域で、継続かつ一貫した支援を提供できる環境を整備します。

発達障害者支援体制の充実

障害者施設の相互利用等の促進

県北・県南地域におけるリハビリテーション拠点施設の整備促進

#### 障害者の安全で安心な暮らしの実現

地域で生活していく上で必要となる住まいや各種のサービスを確保するとともに、犯罪被害や事故・災害から身を守るための仕組み・体制を整備します。

就労支援などを行う障害者の自立支援施設等の整備促進

在宅福祉サービスなど生活の継続に必要な支援体制の確保

障害児放課後対策の促進

#### 障害者の社会参加の促進

社会のバリアフリー化<sup>1</sup>を図るとともに、障害者の雇用拡大や情報・コミュニケーション支援を進めることにより、障害者の社会活動への参加を促進します。

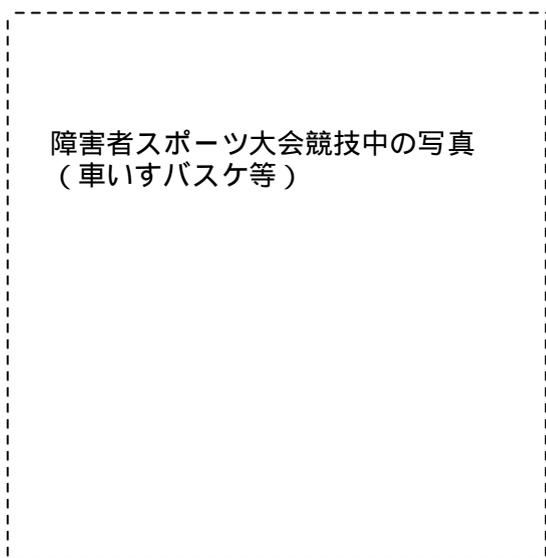
障害者就業・生活支援センターの整備促進

労働関係機関との連携による障害者雇用の促進

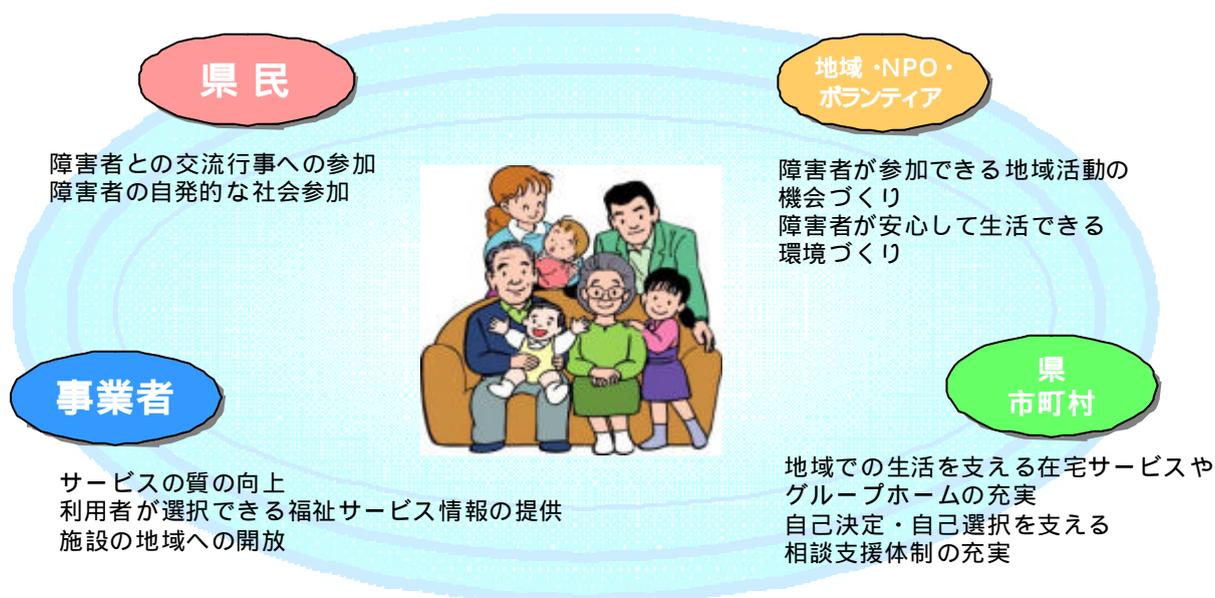
1 段差等の物理的な障壁だけでなく、制度的な障壁、情報面や意識上の障壁を含む、すべてのバリア（障壁）を取り除くこと。

#### 4 成果指標の設定（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                | 概ね 10 年前      | 概ね 5 年前        | 基準年             | 目 標             | 長期目標            |
|----------------------|---------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 介護給付費等の支給決定件数（件）     | -             | -              | 10,269<br>(H16) | 12,424<br>(H22) | 14,412<br>(H27) |
| グループホーム・ケアホーム利用者数（人） | 68<br>(H6)    | 163<br>(H11)   | 479<br>(H16)    | 検討中<br>(H22)    | 検討中<br>(H27)    |
| 障害者雇用者数（人）           | 1,731<br>(H6) | 1,722<br>(H11) | 1,869<br>(H16)  | 2,000<br>(H22)  | 2,150<br>(H27)  |



#### 5 期待される主な主体の役割



## 2 2 4 地域の保健・福祉を支える基盤づくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

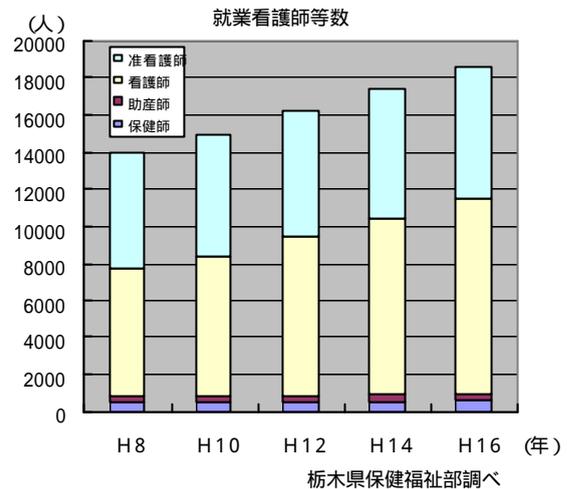
住み慣れた地域社会において県民誰もが安心して生活できるよう、地域の保健・医療・福祉を支える基盤づくりを進めます。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

県民の保健・医療・福祉に対するニーズが多様化、高度化しています。

高齢者や障害者等の支援を必要とするすべての人々の自立や社会参加が進んでおり、より一層、ノーマライゼーションの考えを広めていくことが重要となっています。

高齢化の進行や保健医療を取り巻く環境の変化により、看護・介護職員に求められる技術等が高度化するとともに幅広い分野での活動が進んでいます。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 総合的な保健・福祉サービス提供体制の整備充実

支援を必要とする人々を含むすべての人が住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、福祉サービスの質の向上や保健・医療・福祉が一層連携した総合的なサービス提供体制の整備を進めます。

健康危機管理<sup>1</sup>体制の充実

福祉サービス第三者評価制度・介護サービス情報の公表制度の普及促進

地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用促進

#### 社会福祉活動への県民参加の促進

地域福祉の推進に関する市町村計画の策定に対する支援などを進め、福祉ボランティアや民生委員・児童委員活動等を促進します。

ボランティアコーディネーターの配置支援、リーダー等養成研修の実施

#### ひとにやさしいまちづくりの推進

誰もが円滑に利用できるよう建築物、道路、公園等の公共的施設のバリアフリー化を進めるとともに、ひとにやさしいまちづくりに対する県民一人ひとりの意識高揚に努め、すべての県民が社会参加できる生活環境の整備を推進します。

ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共的施設の整備促進

県・市町村・事業者・県民が連携した普及啓発

#### 保健・医療・福祉を支える人材の育成

質の高い看護職員の養成を図るとともに、看護職員及び介護職員の県内への定着や離職者の再就業の促進により、保健・医療・福祉を支える人材の育成・確保を推進します。

また、看護職員及び介護職員に対する専門研修を充実・強化し、資質の向上を進めます。

看護師養成所等への支援・指導

福祉人材センターやナースセンターによる就労の斡旋・相談・普及啓発の推進

健康づくりセンターや福祉人材センターによる体系的な研修の推進

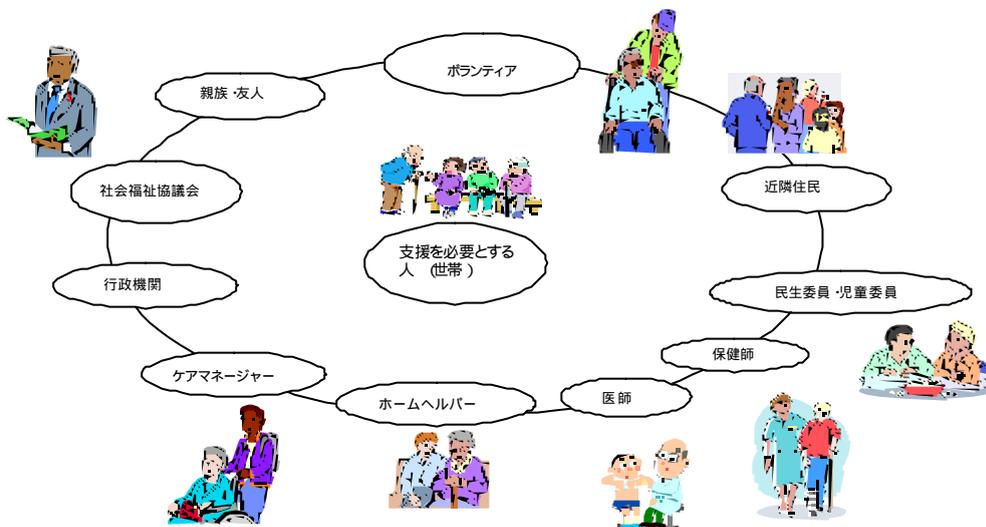
1 健康危機管理とは、感染症・食中毒・医薬品・自然災害などによって起こる「命や健康の安全を脅かす事態」に対して行われる健康被害の発生予防・拡大防止・治療等に関する業務を言う。

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

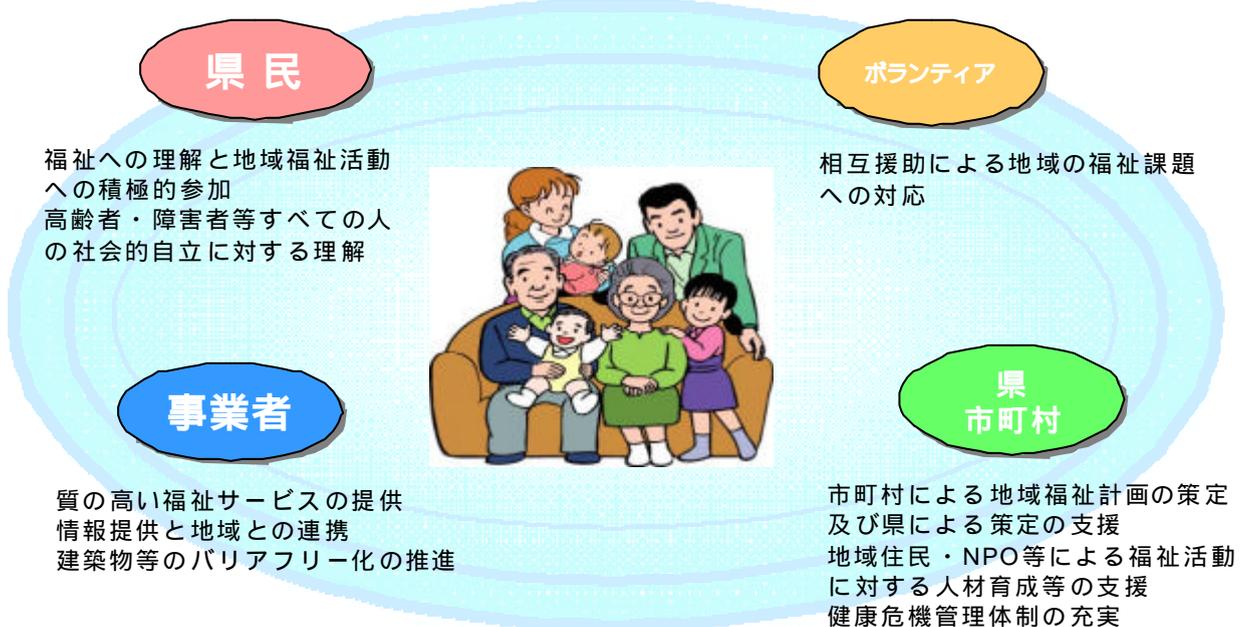
| 成果指標名                                   | 概ね 10 年前       | 概ね 5 年前         | 基準年             | 目 標             | 長期目標           |
|---|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 福祉サービス第三者評価<br>受審施設 <sup>2</sup> の割合（％） | -              | -               | 0<br>(H16)      | 50.0<br>(H22)   | 60.0<br>(H27)  |
| ひとにやさしいまちづくり<br>条例整備基準に適合する<br>公共的施設数   | -              | 66<br>(H12)     | 595<br>(H16)    | 1,500<br>(H22)  | 2,000<br>(H27) |
| 看護職員従事者数（人）                             | 12,646<br>(H6) | 14,966<br>(H10) | 18,608<br>(H16) | 21,000<br>(H22) | -              |

2 障害者福祉施設、児童福祉施設、老人福祉施設等の福祉サービスの提供者が、サービスの質の向上や利用者への情報提供等を目的として第三者である評価機関の評価を受ける制度

### 安心して暮らせる地域社会の姿



#### 5 期待される主な主体の役割



## 政策23 健やかで安心な生活を守る

**目的** すべての県民が健康で生き生きと暮らし、安心して快適に生活できる社会を実現する。

**現状と課題** 平均寿命が伸び続ける中、健康寿命を伸ばし、県民一人ひとりが生涯にわたり元気で快適に暮らしていくことは、すべての県民の願いです。

しかし、生活習慣病については、がんや心臓病、糖尿病などが増加傾向にあり、脳卒中も死亡率は依然として全国よりも高い水準にあります。

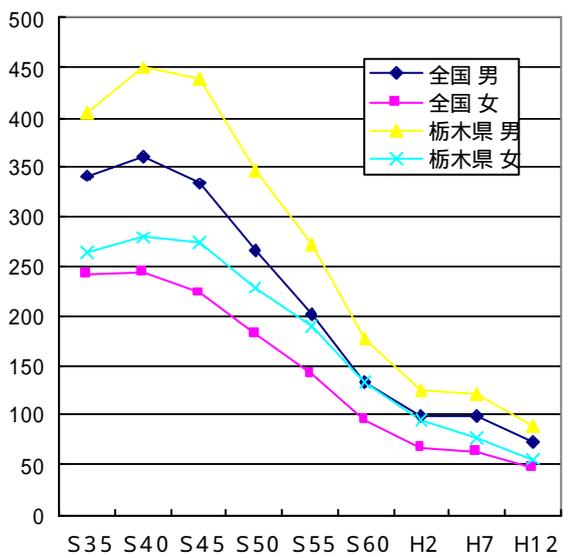
また、医学・医療技術の進歩、県民の健康や医療、食品の安全性に対する意識の高まりなどにより、保健・医療・生活衛生に対する県民ニーズが多様化・高度化しています。

そこで、生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、すべての県民が良質かつ適切な医療を効率的に受けられるよう医療提供体制などの整備・充実を図り、さらには、食品の安全性確保対策を推進するなど、県民が安全で快適に暮らせる生活衛生を確保していくことが求められています。

### 目的実現に向けた取組の方向

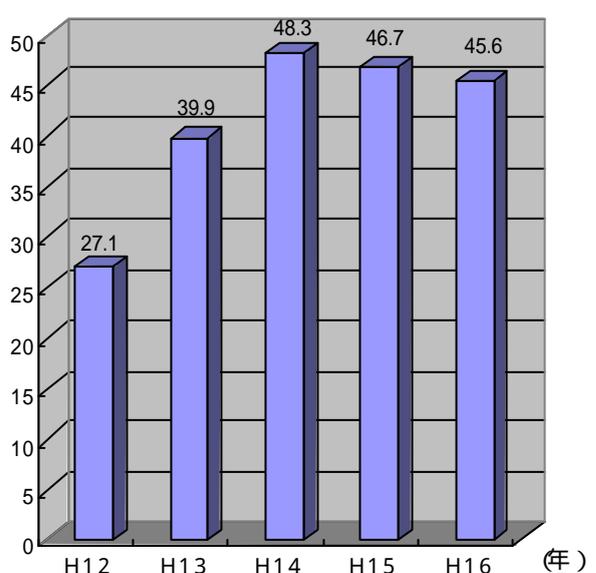
すべての県民が健やかな生活を送れるよう、健康づくり運動と疾病予防対策を推進します。  
すべての県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。  
食品の安全や衛生的な生活環境の確保を図ります。

脳卒中による年齢調整死亡率の推移



資料：都道府県別年齢調整死亡率（厚生労働省）

県政への要望（医療対策への要望の割合）



資料：栃木県政世論調査

## 231 健康づくりと疾病予防対策の推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

乳幼児から高齢者まで、県民一人ひとりが健やかな生活を送れるよう、健康づくり運動と疾病予防対策を推進します。

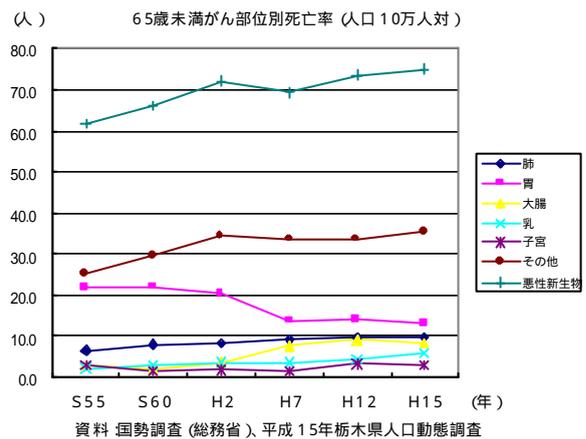
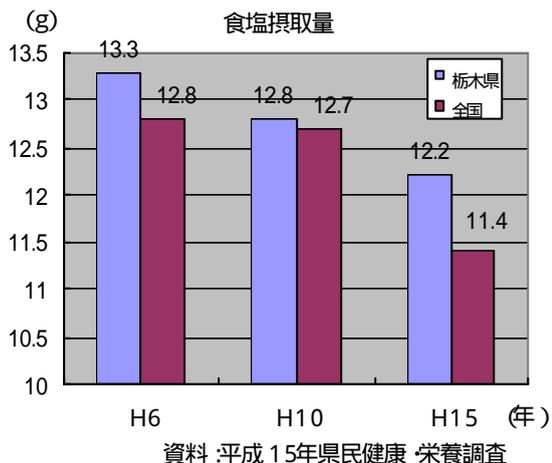
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

脳卒中の年齢調整死亡率は、改善傾向にあり全国平均との差も縮まっているものの、全国順位で見ると依然として高い状況にあり、特に女性の高さが目立っています。

がんによる死亡率は、昭和61年以降死因の第1位を占め、なおかつ、増加傾向にあります。

最近では、アジアにおいてSARSや高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、我が国においても動物由来感染症<sup>1</sup>の発生リスクが高まっています。

1 SARS、高病原性鳥インフルエンザ、ペスト、エキノコックス症、狂犬病など、動物から人間へ感染する疾病



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 健康づくりの推進

食生活や運動等の生活習慣の改善やがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防に関する具体的な目標を掲げ、県民運動の展開や健康診査の受診率向上など、総合的な健康づくりを推進します。

一次予防重視の生涯健康づくりの推進

生活習慣病改善のための調査分析及び普及啓発

予防、早期発見・治療等の体系的ながん総合対策の推進

健診未受診者・未治療者・医療中断者の指導強化などの糖尿病対策の推進

予防から療養に至る総合的な脳卒中対策の推進

#### 疾病予防対策の推進

結核、感染症等の疾病に関わる健康リスクの低減に向けた取組を推進します。

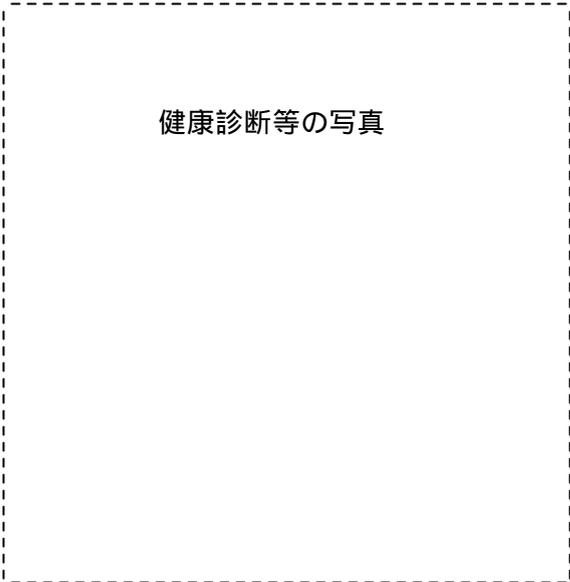
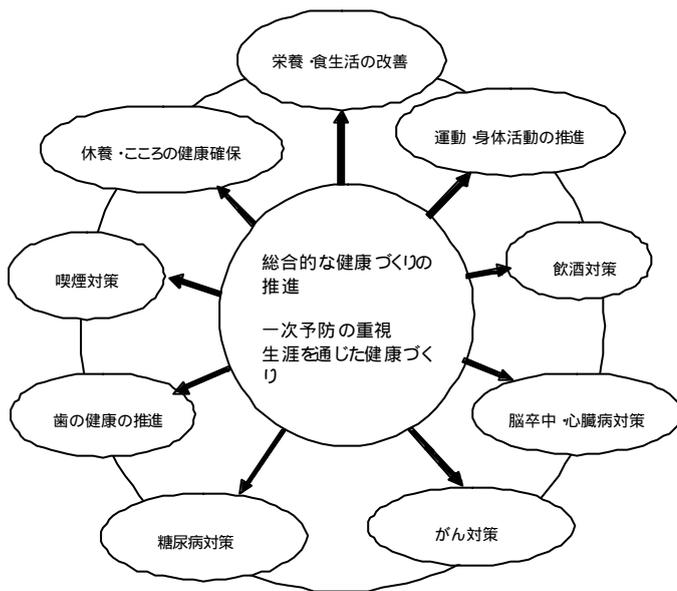
結核予防対策の推進

動物由来感染症対応体制の整備

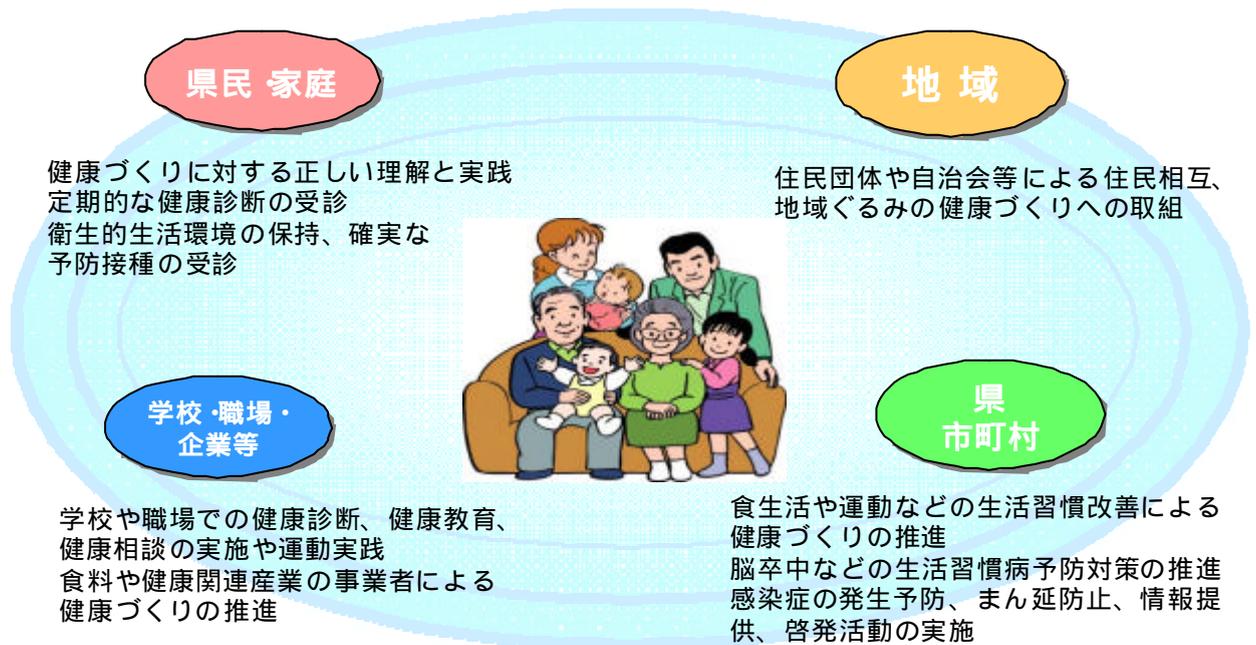
若年層を対象とした性感染症予防対策の推進

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名              | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|--------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 基本健康診査の受診率（％）      | 38.2<br>(H6) | 43.1<br>(H11) | 47.7<br>(H15) | 55.0<br>(H22) | 60.0<br>(H27) |
| 正常血圧者の割合（％）        | 60.8<br>(H5) | 59.3<br>(H10) | 62.7<br>(H15) | 65.0<br>(H22) | 66.0<br>(H27) |
| 結核罹患率（人口 10 万対）(人) | 28.1<br>(H5) | 25.9<br>(H10) | 17.9<br>(H15) | 10.0<br>(H22) | 8.0<br>(H27)  |



#### 5 期待される主な主体の役割



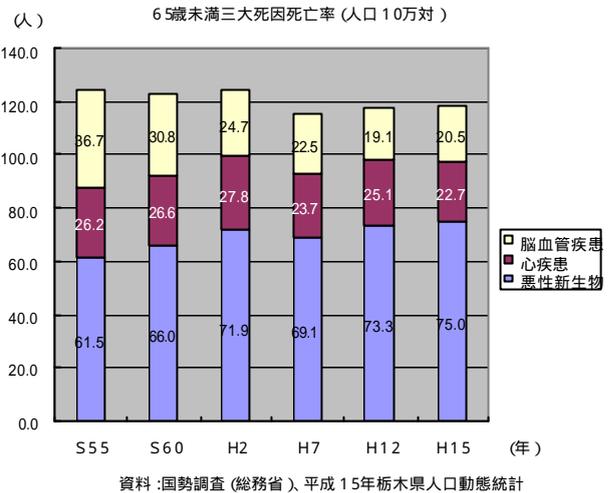
## 232 安心して良質な医療の確保

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

多様化・高度化する医療需要に的確に対応し、すべての県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

医療技術の急速な進歩発展に伴い、医療内容の高度化・専門化が進むとともに医療サービスに対する要求もより多様化・高度化しています。医療の高度化・専門化をはじめ、患者の大病院志向や病院勤務医の開業の増加などにより、地域の中核病院における医師不足が深刻になっています。国際化の一層の進展に伴い、SARS 等新興感染症の感染の危険性が増しています。疾病構造の変化や県民の健康に対する関心の高まりと相まって、安全で有効な医薬品等に対する関心も高まっています。医療費の増大により、市町村の国民健康保険財政への負担が大きくなっています。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 良質で適切な地域医療の実現

医療機関相互の連携強化を図るとともに、医療技術の進展や新たなニーズに対応した高度先進医療や特殊医療機能の確保など、良質な医療を効率的に提供する体制の整備を促進します。

子ども医療センターの運営の支援

公的病院等における小児科、産科、内科の医師確保への支援

がんセンターと地域の医療機関との連携推進による高度専門医療の充実

#### 救急医療体制の充実

初期救急医療体制の拡充を図るとともに、患者の症状に応じた効率的な救急医療を提供できる体制の整備を促進します。

関係機関との連携による小児救急医療体制の未整備地域の解消

救急医療体制における初期、二次、三次の機能分化の促進

救急現場から医療機関へ搬送されるまでの救護体制の充実

#### 感染症・難病・精神医療対策の充実

感染症患者に対する医療の確保をはじめ総合的な難病患者支援体制や精神科医療体制の充実など、個々の疾患に応じたきめ細かな保健医療対策を推進します。

新興感染症等対応医療機関の確保

難病患者の居宅生活支援事業の促進

予防・治療から社会復帰までを支援する総合的な精神障害者対策の推進

#### 血液や臓器移植対策の推進

献血者の安定的な確保を図るとともに、円滑な臓器移植実施のための体制を整備します。

400ml献血などの効果的な広報啓発

院内移植コーディネーターの設置促進

#### 医薬品などの有効性と安全性の確保

事業者への監視指導を充実し、医薬品や医療機器などの有効性や安全性の確保を進めます。

医薬品等取扱施設に対する計画的・効果的な監視指導の実施

#### 国民健康保険制度の安定的運営の確保と医療費の適正化推進

国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、保険者である市町村への総合的な支援を行います。

市町村に対する国民健康保険財政安定化のための支援

医療費の適正化推進のための助言・支援

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                       | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前        | 基準年            | 目 標            | 長期目標           |
|---|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 65 歳未満の三大死因（がん、心臓病、脳血管疾患）における死亡率（人口10万対）（人） | -        | 116.7<br>(H11) | 118.2<br>(H15) | 110.0<br>(H22) | 110.0<br>(H27) |
| (財)日本医療機能評価機構の評価受審病院数                       | -        | -              | 17<br>(H16)    | 30<br>(H22)    | 60<br>(H27)    |
| 小児救急に対応できる救急医療圏の割合（％）                       | -        | 10.0<br>(H11)  | 30.0<br>(H16)  | 100<br>(H22)   | 100<br>(H27)   |

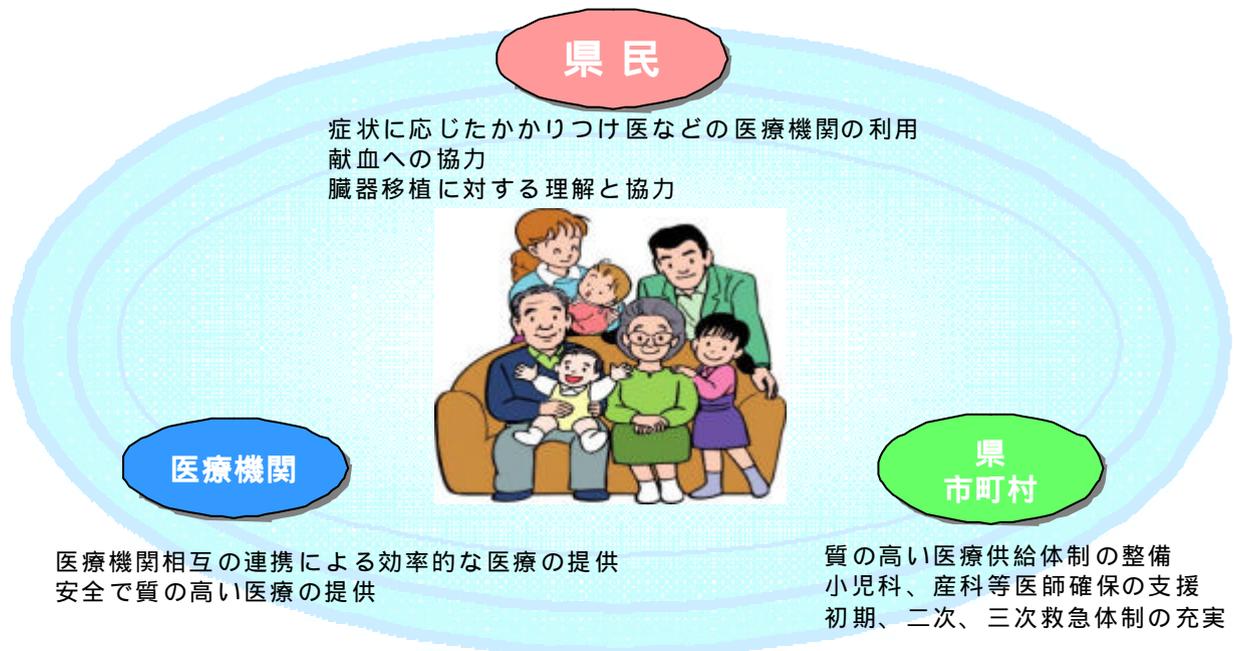


自治医科大学とちぎ子ども医療センター（完成予想図）



獨協医科大学とちぎ子ども医療センター

#### 5 期待される主な主体の役割



## 233 食品の安全と生活衛生の確保

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

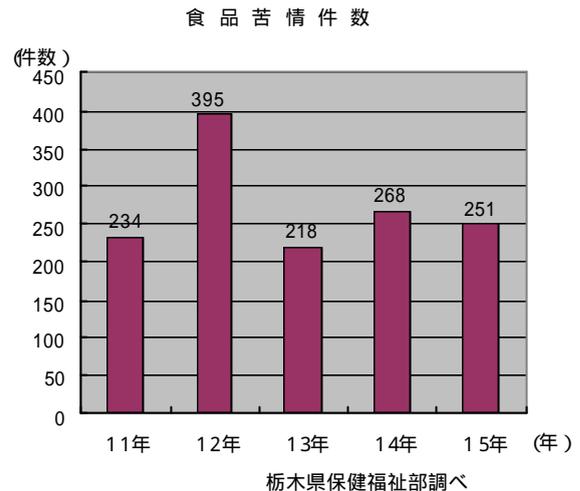
県民が安心して快適な生活ができるよう、食品関係事業者等による自主管理などを促進し、食品の安全や衛生的な生活環境の確保を図ります。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

BSE問題や食品の産地偽装表示など、食品の安全に対する県民の信頼を損ねる事件・事故が多発しています。

ノロウイルス等による集団食中毒や入浴施設でのレジオネラ感染など施設の衛生管理に起因する事故が発生しています。

海外からの愛玩動物の輸入増加に伴う動物の種類の多様化や動物と寝食を共にするなどの飼養形態の変化、感染症の増加などの問題が生じています。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 食品の安全性確保の推進

食品の生産から流通までの安全を確保し、食品に起因する事故の発生を防止するため、食品関係事業者に対する監視指導や適切な助言、栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ<sup>1</sup>）の導入推進や安全・安心な食品供給体制の確立を進めます。

とちぎハサップに基づく食品関係施設等の認証の推進及び認証施設等の情報提供  
食品営業施設等における監視指導の計画的実施  
JAS法など関係法令に基づく適正な表示の実施指導

#### 生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持向上

理・美容業や公衆浴場業などの生活衛生関係営業施設等に対する自主管理の推進や監視・指導、経営相談等を通して、施設の衛生水準の向上を図ります。

また、特定建築物への立入検査や住居衛生の指導を実施し、住環境衛生の向上を図ります。  
生活衛生関係事業者に対する指導及び施設への監視指導の実施  
住環境衛生の相談業務の実施

#### 動物の適正飼養の推進

狂犬病等動物から人に伝播する感染症の予防や危険動物の適正管理を指導するなど動物の適正飼養を推進します。

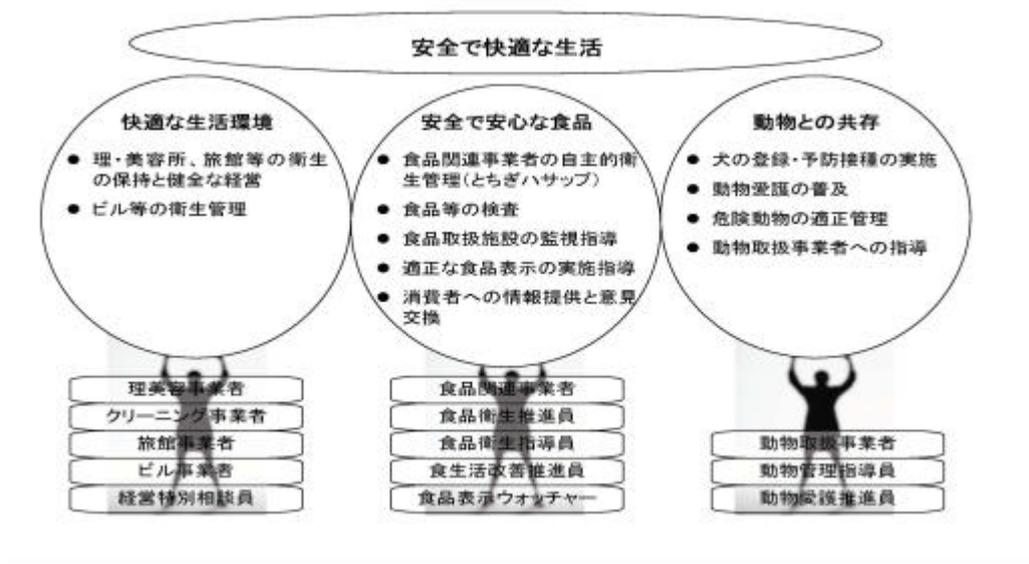
動物愛護指導センターにおけるペットの正しい飼育等に関する普及啓発事業の実施  
動物取扱業事業者への指導の実施

- 食品関係施設の衛生水準の向上と食品の安全確保を図るとともに、県民の安全・安心な食生活に寄与することを目的に、HACCP（ハサップ）方式を取り入れて、食品関係事業者の自主的な衛生管理方法を認証する制度  
HACCP方式：原材料の仕入れから出荷までの各工程で、危害防止に繋がるポイントを監視・記録することで、製品の安全性を確保するシステム

#### 4 目標値の設定（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                     | 概ね 10 年前    | 概ね 5 年前      | 基準年          | 目 標          | 長期目標         |
|---------------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| とちぎハサップ認証施設数              | -           | -            | 20<br>(H17)  | 100<br>(H22) | 150<br>(H27) |
| 食品検査 <sup>2</sup> の違反率（%） | 0.4<br>(H6) | 1.7<br>(H11) | 2.0<br>(H16) | 0.5<br>(H22) | 0.3<br>(H27) |
| 食中毒発生件数                   | 13<br>(H6)  | 29<br>(H11)  | 17<br>(H16)  | 10<br>(H22)  | 10<br>(H27)  |

2 食品製造所及び店頭における食品中の添加物、細菌、異物、表示などに関する検査（収去検査）



#### 5 期待される主な主体の役割



## 基本目標3 確かな技術と創造性に富む産業づくり

### 政策の体系

#### 政策 31

#### 魅力ある農林業を確立する

##### 施策

- ★ 311 多様なニーズに対応できる強い農業の確立
- ★ 312 農業を支える基盤づくり
- ★ 313 人と環境にやさしい農業の展開
- ★ 314 活力ある林業・木材産業の振興

#### 政策 32

#### 知恵と技術による商工サービス業の振興と雇用の安定を図る

##### 施策

- ★ 321 地域経済を牽引する産業の振興
- ★ 322 地域に根ざした産業の振興
- ★ 323 成長性に富む企業の立地・定着促進
- ★ 324 産業人材の育成と円滑な就労の促進

## 政策 3 1 魅力ある農林業を確立する

### 目的

首都圏に位置する地理的優位性を最大限に発揮し、収益性が高く、産地間競争にも打ち勝つ農林業を確立するとともに、県内外の多くの消費者に信頼される農産物や県産材を供給する。

### 現状と課題

本県の農林業は、全国有数の生産県として、生活の基礎となる食料や良質な木材を安定的に供給するという役割を果たすとともに、県土の保全や水源のかん養、良好な景観の形成といった多面的機能を発揮しています。

一方で、担い手の高齢化と減少、経済のグローバル化を背景とした輸入農産物や外材の増加、産地間競争の激化、さらには安全・安心な農産物供給の要請など、解決すべき課題も数多くあります。

本県農林業が今後とも持続的に発展していくためには、消費者の理解を得ながら、活力ある担い手の確保や効率的で需要対応力の高い生産・流通体制の確立を図るなど、収益性の高い生産構造としていく必要があります。

### 目的実現に向けた取組の方向

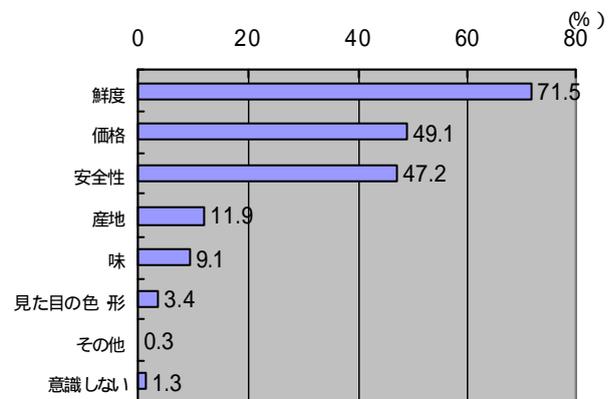
多様なニーズに対応し、競争力のある農業を確立します。

優れた担い手や農地、新品種・新技術の開発普及など本県の農業を支える基盤づくりを進めます。

環境保全を重視した農業生産を進めるとともに、食育や地産地消等を推進します。

森林資源の循環利用を推進し、活力ある林業・木材産業を確立します。

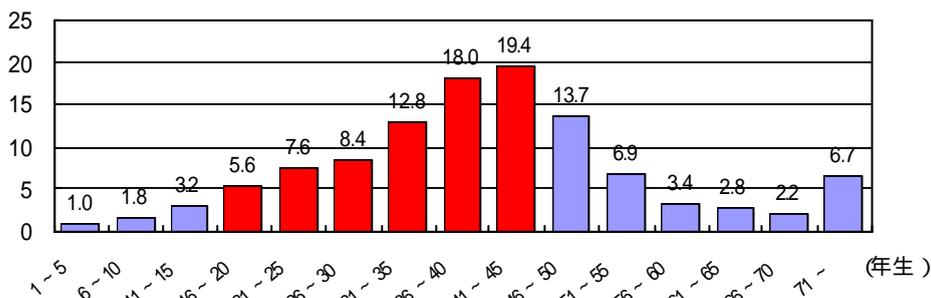
農産物を選ぶ基準（2つ選択）



県政世論調査(H16)

県内のスギ・ヒノキの齢級構成

(千ha)



1-15 : 下刈り 除伐の実施時期 16-45 : 間伐の実施時期 46- : 主伐の実施時期 栃木県林務部調べ

# 311 多様なニーズに対応できる強い農業の確立

## 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

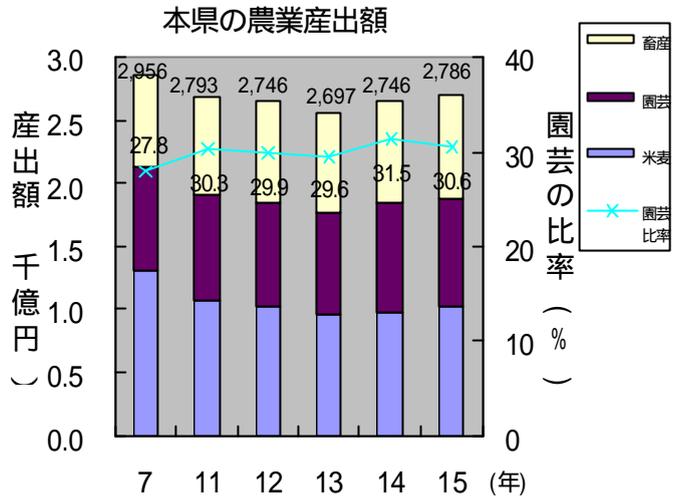
消費者や食品産業などの多様なニーズに対応できる、生産性が高く競争力のある農業を確立します。

## 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

食生活の変化等に伴い、農産物に対する消費者や食品産業のニーズが多様化しています。

本県農業は首都圏に位置するという地理的優位性を活かし、米麦・園芸・畜産のバランスの取れた農業生産を進めてきましたが、今後需要の増加が期待できる野菜・果樹・花き等の園芸産出額の比率が伸び悩むとともに、本県の主要作物である米についても、価格が低下している状況にあります。

BSE（牛海綿状脳症）の発生や残留農薬等の問題から、農産物の安全性等に対する消費者の関心が高まっています。



資料：農林水産省「生産農業所得統計」(H16)

## 3 施策の展開（施策の進め方）

### 需要対応力の高い園芸産地の育成

用途を重視した商品性の高い園芸生産の振興や新たな生産システムの導入、効率的な供給拠点の整備促進などにより、需要の変化に即応できる競争力の高い園芸産地を育成します。

また、食生活を彩る地域性豊かな青果物の生産を振興し、産地の多様性と魅力を高めます。

業務・加工需要への対応力強化をめざした産地改革の推進  
食品企業等との連携による野菜産業の活性化

### 水田農業生産構造の改革推進

品質、価格、用途等多様なニーズに対応した米、麦、大豆づくりと、効率的で安定的な経営体が土地利用型農業の中心を担う生産構造を確立します。

大規模農家や営農集団が中心となった生産構造の実現

実需者<sup>1</sup>と産地が結びついた米、麦、大豆の契約取引の促進

### 畜産経営の体質強化と需要に応じた畜産物生産の促進

家畜の生産能力向上、飼養管理技術の高度化、自給飼料基盤の拡大等を通じた畜産経営の体質強化を図るとともに、安全・安心や健康などの需要に即した畜産物生産を促進します。

水田を利用した自給飼料の増産による飼料自給率の向上

### 多彩な地域特産物等の生産振興

かんぴょう、そば、あゆなど多彩な地域特産物やきのこなど特用林産物の生産の振興と需要の拡大を図るとともに、地域ならではの新たな特産物づくりを促進します。

生産技術の向上による低コスト化      加工等による高付加価値化の促進

### とちぎブランド農産物の多様な流通の促進

新たなブランド品目の育成や海外輸出、観光地旅館等への提供など、県産農産物の有利販売に向けたマーケティング対策を推進します。

農産物輸出品目と輸出先の開拓

### 農産物の安全・安心対策の推進

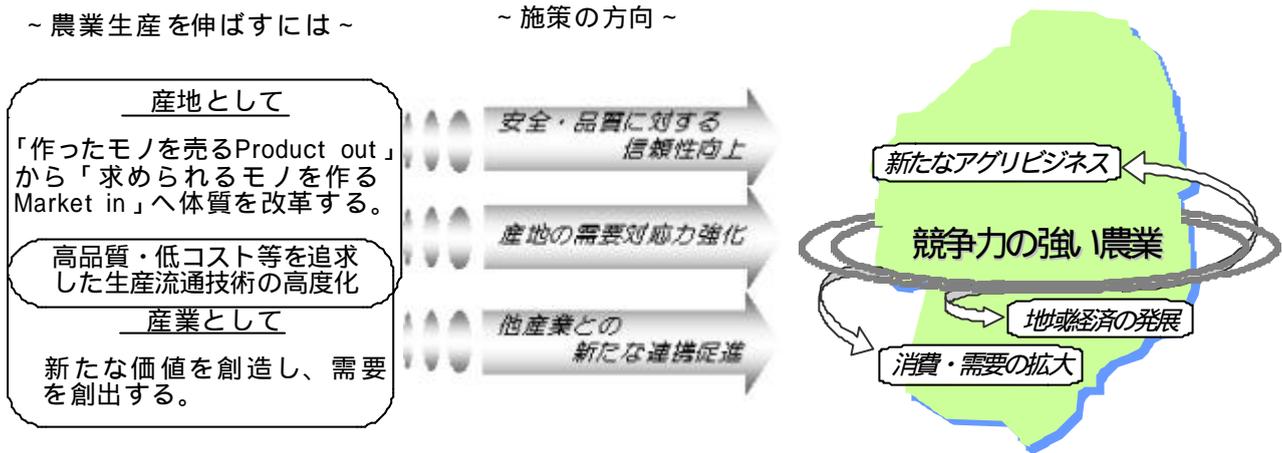
農産物の生産履歴等を情報公開するトレーサビリティシステムの構築や、栽培から収穫、出荷、輸送に至る各段階での管理方法を明確にした適正農業規範（GAP）の導入などにより、県産農産物の安全・安心対策を推進します。

GAPに取り組むモデル産地の育成

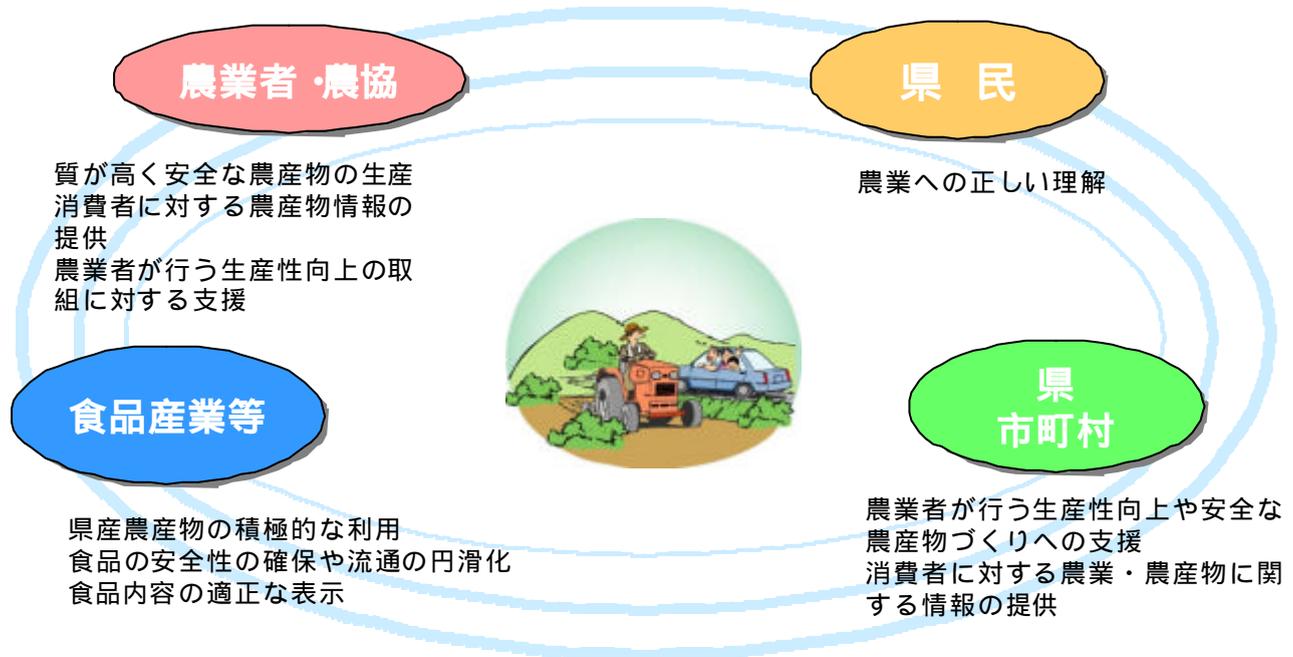
1 小売・卸売業者、加工業者、外食・中食業者をいう。

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                 | 概ね10年前     | 概ね5年前         | 基準年           | 目標            | 長期目標          |
|-----------------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 県内食料自給率（カロリーベース、％）    | -          | 74.0<br>(H11) | 76.0<br>(H15) | 78.0<br>(H22) | 80.0<br>(H27) |
| 園芸産出額の全国順位（位）         | 18<br>(H5) | 19<br>(H10)   | 14<br>(H15)   | 12<br>(H22)   | 11<br>(H27)   |
| 適正農業規範（GAP）に取り組む生産組織数 | -          | -             | 0<br>(H16)    | 15<br>(H22)   | 30<br>(H27)   |



#### 5 期待される主な主体の役割



## 312 農業を支える基盤づくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

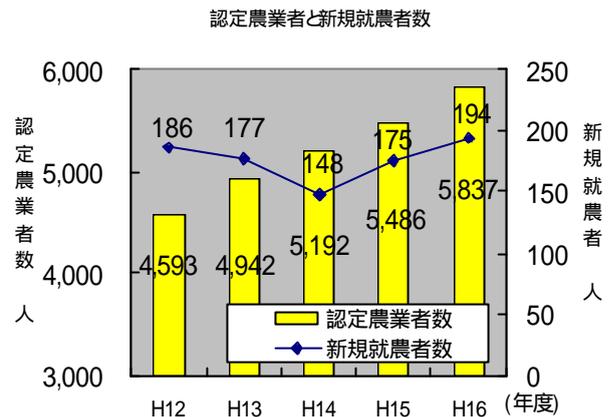
優れた担い手の育成をはじめ、生産基盤の整備や新品種・新技術の開発普及など本県の農業を支える基盤づくりを進めます。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

農業就業人口の減少や高齢化が進行する中、米・麦等の土地利用型農業を中心に担い手の確保が十分ではない状況にあります。また、新規就農者のうちUターン就農や非農家からの参入が6割以上を占めています。

農業生産性の向上を図るために実施しているほ場整備の進捗状況に地域差があります。また、多くの農業水利施設では老朽化が進んでいます。

近年、産地間競争の激化に伴い、全国的に新品種や新技術の開発が活発化しているとともに、新品種等の知的財産権の侵害により、本県産農産物への影響が懸念されています。



栃木県農務部「新規就農者に関する調査」(平成16年度)

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 経営感覚に優れた担い手の育成

経営改善に意欲ある農業者を認定農業者<sup>1</sup>として確保し、規模拡大や生産性向上などのための支援を総合的かつ重点的に実施し、地域農業の中核となる担い手の育成を図ります。

併せて、米麦等の土地利用型農業における担い手を確保するため、集落営農組織の育成と法人化を推進します。さらに、こうした担い手への農地利用集積などにより、農地の有効活用を促進します。

品目横断的経営安定対策<sup>2</sup>に対応した担い手の育成

#### 多様な人材等の確保

Uターン就農や新規参入、さらには定年帰農等も含めた多様な就農希望者に対して、技術等の研修や制度資金の融資、農地の取得などの各種支援を行い、円滑な就農を支援します。

また、女性農業者の経営参画や高齢農業者による営農活動を促進するとともに、地域の農業を支える農業公社や農業サービス事業体等の育成を図ります。

就農準備校の開設

#### 生産性向上に向けた基盤整備

環境との調和に配慮しながら、水田の区画整理や汎用化<sup>3</sup>、さらには農業水利施設の更新など農業生産基盤の計画的な整備を進め、農作業の効率化等による生産性向上を図ります。

担い手への農地利用集積と一体となった生産基盤の整備

#### 新品種・新技術の開発普及

試験研究機能の充実や産学官の連携促進などにより、新品種・新技術の開発と、生産現場への迅速な普及を図ります。

また、登録された新品種や特許出願された新技術など、農業分野における県内の知的財産権の保護と活用を図ります。

試験研究機関の総合化

農産物知的財産権センターの設置

1 経営の一層のステップアップを図るための目標（農業経営改善計画）を立て、市町村が地域における担い手として認定した農業者

2 現在の米、麦、大豆等品目別の価格補償制度ではなく、農業経営全体に着目して販売収入減少などに対して直接支払いをする制度

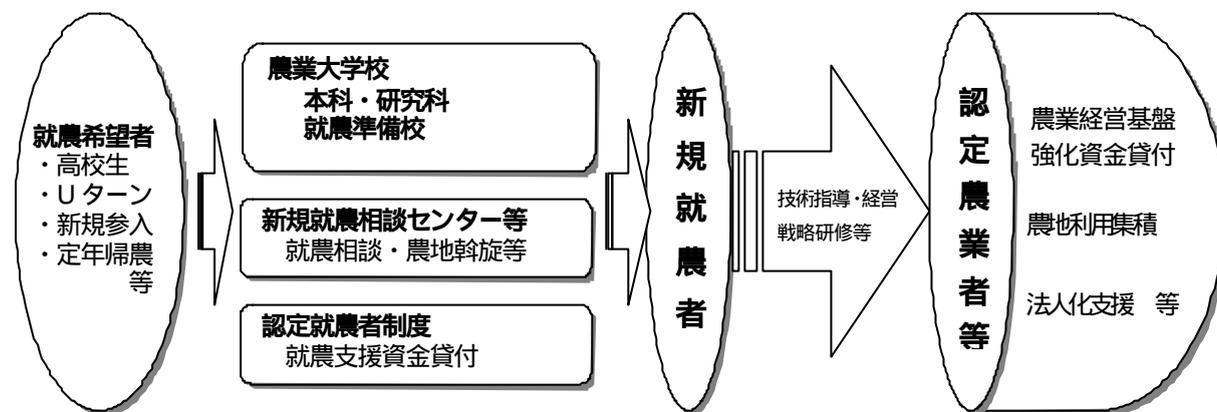
3 水田として利用してきた農地を畑地としても利用できるように整備すること

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

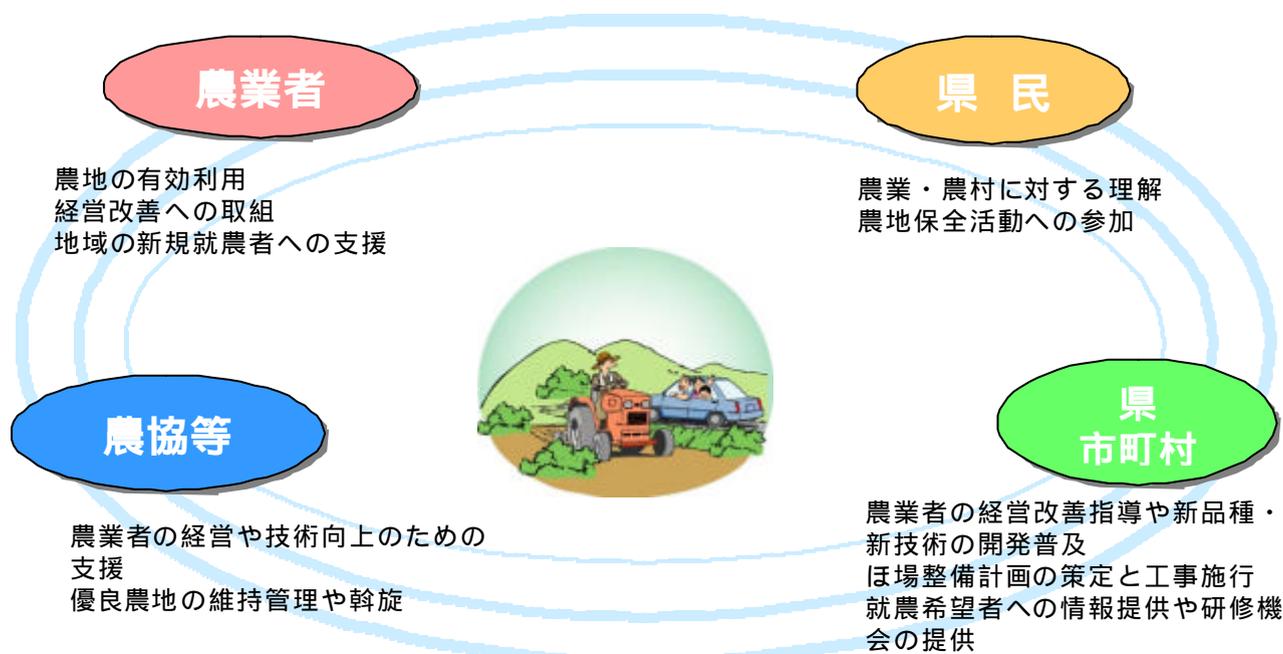
| 成果指標名                          | 概ね 10 年前        | 概ね 5 年前          | 基準年               | 目 標                 | 長期目標                |
|--------------------------------|-----------------|------------------|-------------------|---------------------|---------------------|
| 認定農業者数(人)                      | 386<br>(H6)     | 4,374<br>(H11)   | 5,837<br>(H16)    | 8,000<br>(H22)      | 8,000<br>(H27)      |
| 新規就農者数 <sup>4</sup> (人)        | 480<br>(H3 ~ 7) | 693<br>(H8 ~ 12) | 890<br>(H13 ~ 17) | 1,000<br>(H18 ~ 22) | 1,000<br>(H23 ~ 27) |
| 担い手への農地の利用集積率 <sup>5</sup> (%) | -               | 28.2<br>(H12)    | 33.3<br>(H16)     | 50.0<br>(H22)       | 60.0<br>(H27)       |

4 5年間の累計

5 全農地のうち認定農業者等の中核的な農業者が利用する農地面積の割合



#### 5 期待される主な主体の役割



## 313 人と環境にやさしい農業の展開

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

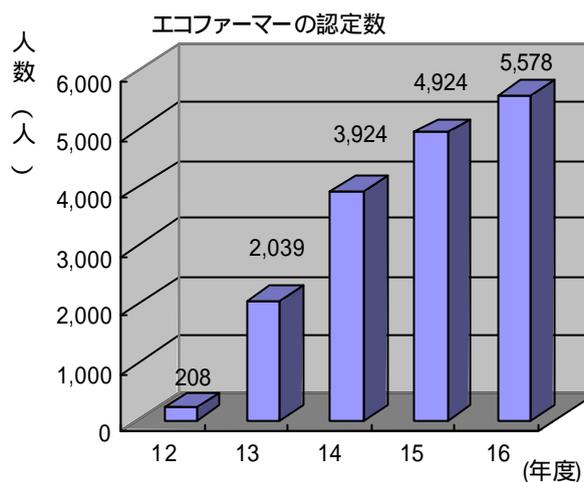
食育や地産地消の推進を通して人と農業との結びつきを高めるとともに、環境保全を重視した農業生産を進め、人と環境にやさしい農業を展開します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

「食」に対する理解が不足していることなどにより、栄養の偏りや不規則な食事、生活習慣病の増加など食生活に関する問題が生じています。

環境問題に対する関心の高まりから、園芸農家を中心にエコファーマーの認定数が増加するなど、環境にやさしい農業の取組は進んでいますが、技術開発の面では、解決すべき課題が多く残されています。

使用済みとなった農業用生産資材のリサイクルが増加するなど農業分野での資源循環利用は進みつつありますが、家畜排せつ物から作られる堆肥については、米麦や園芸農家との連携による利用が思うように進んでいない現状にあります。



栃木県農務部調べ

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 食育・地産地消の推進

すべての人が健全な食生活を実践できるよう、家庭、学校、保育所、地域など社会のあらゆる分野において食育を推進するとともに、消費者と生産者との信頼関係を強化する地産地消を進めます。

食育推進計画の策定

食育推進応援団（仮称）の設置促進

#### 環境と調和のとれた農業生産の推進

化学農薬や化学肥料の使用量を削減した栽培管理技術の開発・普及を進めるとともに、環境にやさしい農業生産を実践するエコファーマーの育成・支援を図ることにより、環境への負荷を軽減した農業生産を推進します。

各種防除技術を組み合わせた総合的な病虫害・雑草管理の推進

#### 堆肥等資源の有効活用

家畜排せつ物や稲わら等の堆肥としての農地還元や、資源作物<sup>1</sup>を原料とした生分解性プラスチック<sup>2</sup>の利用を促進するなど、農業内での資源循環利用を進めます。

耕畜連携による堆肥利活用<sup>3</sup>のシステムづくり

1 ひまわりやとうもろこしなど、燃料やパルプ、緑肥等の原料として栽培される作物

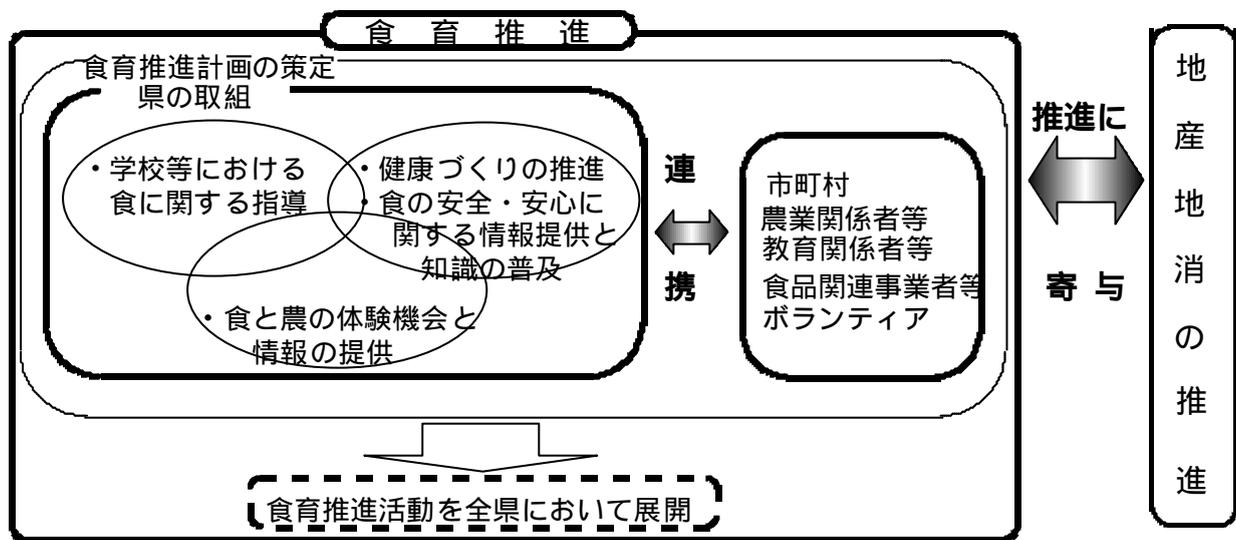
2 使用後は自然界の微生物によって水と二酸化炭素に分解され、自然に還るプラスチックのこと

3 耕種農家と畜産農家が、牛の餌となる稲わらや飼料作物と家畜のふん尿から作る堆肥を交換するなど、連携して資源循環に取り組むこと

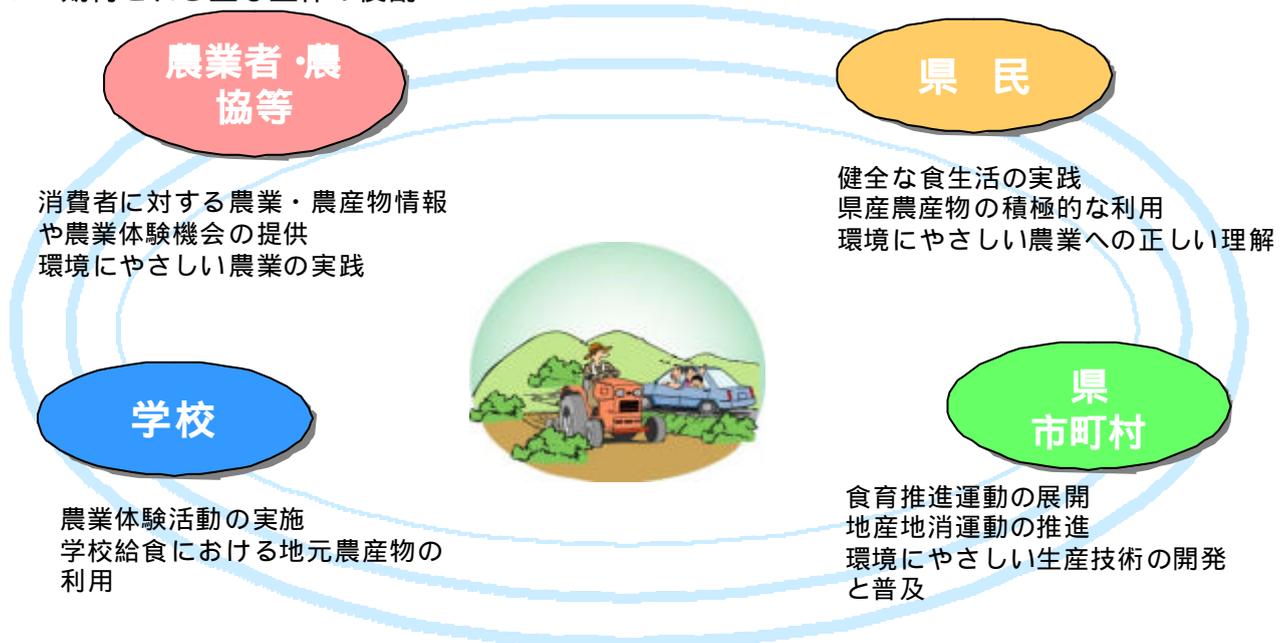
#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                 | 概ね10年前 | 概ね5年前        | 基準年            | 目標             | 長期目標            |
|---------------------------------------|--------|--------------|----------------|----------------|-----------------|
| 市町村食育推進計画策定率（％）                       | -      | -            | 0<br>(H17)     | 100<br>(H22)   | 100<br>(H27)    |
| エコファーマーの認定者数（人）                       | -      | 208<br>(H12) | 5,578<br>(H16) | 8,000<br>(H22) | 10,000<br>(H27) |
| 堆肥の生産履歴表示 <sup>4</sup> に取り組む畜産農家戸数（戸） | -      | -            | 0<br>(H17)     | 500<br>(H22)   | 2,000<br>(H27)  |

4 耕種農家が堆肥を利用しやすいよう、原料である家畜ふん尿や副資材の種類、堆肥化の方法、成分等を表示すること



#### 5 期待される主な主体の役割



## 314 活力ある林業・木材産業の振興

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

森林資源の循環利用を推進し、活力ある林業・木材産業を確立します。

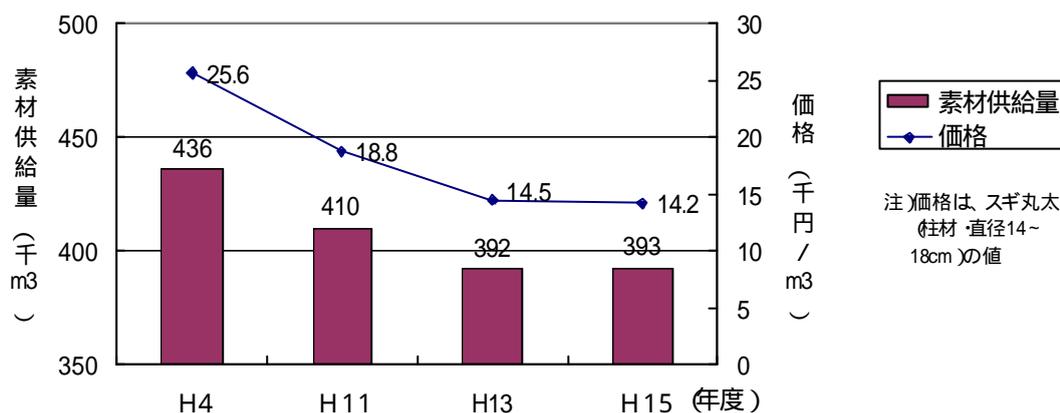
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

輸入木材との競合等による国産材の需要減少・価格低迷が続き、林業・木材産業は活力が低下しています。

林業の担い手は高齢者が多くを占めており、円滑に世代交代が行われていない現状にあります。

森林を育てて、成熟した資源を木材として利用し、また育てるという森林資源の循環利用が滞っていることから、水源かん養や二酸化炭素吸収などの森林の持つ公益的機能の低下が危惧されています。

県内素材価格及び素材供給量



資料：農林水産省「木材需給報告書」、  
栃木県林務部「木材関係統計資料」

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 森林資源の充実と循環利用を支える人とシステムづくり

間伐等の森林整備を推進し、健全で木材生産機能の高い森林をつくります。

また、豊かな森林を次世代に引き継いでいくため優れた林業担い手を育成するとともに、林業事業体の体質強化を図ります。

森林整備の集約化等の促進

#### 低コスト林業の基盤づくり

森林の適正な管理や効率的な林業生産活動に不可欠な林道・作業道などの生産基盤を整備するとともに、高性能林業機械の導入を図り、低コスト林業を推進します。

#### 県産材の安定供給と利用拡大

消費者ニーズに対応し、品質の高い県産材を安定的に供給する体制を整備するとともに、環境にやさしい自然素材である木材の利用拡大を図ります。

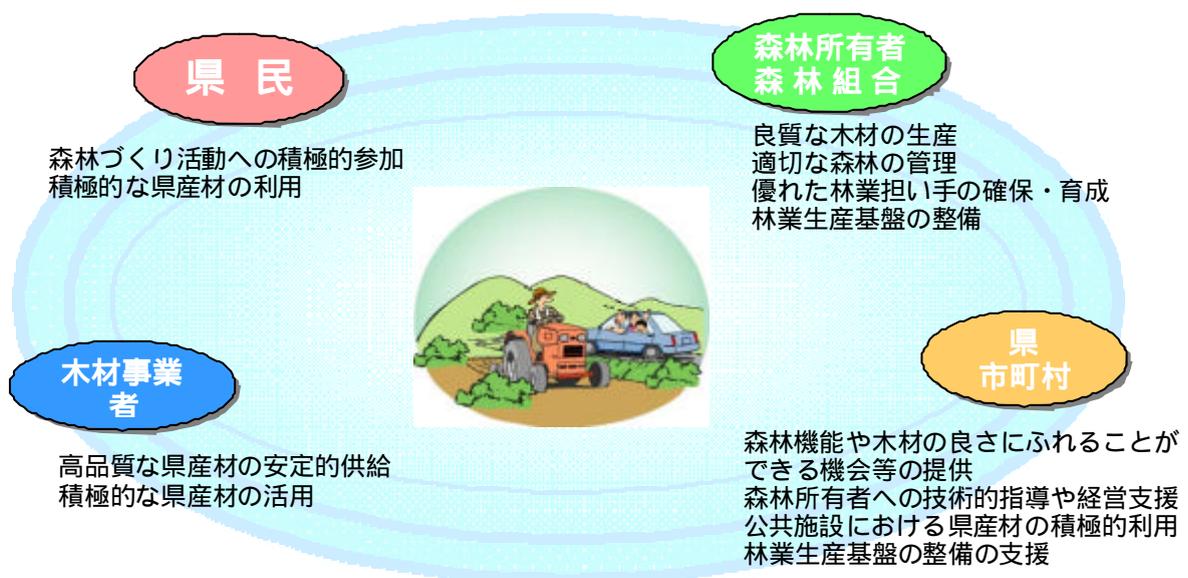
県産材利用住宅の建設促進

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                      | 概ね 10 年前    | 概ね 5 年前      | 基準年          | 目 標          | 長期目標         |
|--|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 県内製材品出荷量（国産材）（千 m <sup>3</sup> ）           | 353<br>（H5） | 291<br>（H10） | 276<br>（H15） | 290<br>（H22） | 290<br>（H27） |
| 森林組合作業員の 1 日当たりの素材生産量（m <sup>3</sup> / 人日） | 2.4<br>（H5） | 2.5<br>（H10） | 2.7<br>（H15） | 2.9<br>（H22） | 3.1<br>（H27） |
| 森林組合林業従事者の平均年齢（歳）                          | 56<br>（H5）  | 57<br>（H10）  | 53<br>（H15）  | 48<br>（H22）  | 48<br>（H27）  |



#### 5 期待される主な主体の役割



## 政策 3 2 知恵と技術による商工サービス業の振興と雇用の安定を図る

**目的** 豊かな産業集積や知的財産などを活用し、創造性ある産業を一層振興するとともに、安定した雇用の確保を図る。

**現状と課題** 本県は、全国的に高い水準にある製造業の集積に加えて、商業・サービス業も着実な成長を遂げ、一人当たりの県民所得は、全国有数の水準を誇っています。

一方では、経済のグローバル化の進展等により、地域間や企業間の競争が激化しているほか、産業構造が変化する中、雇用のミスマッチや、フリーターやニート等の若年労働力問題も顕在化しており、経済や雇用を取り巻く環境は、大きく変化してきています。

今後、これまでの県民生活を維持し、さらに向上させていくためには、知恵と技術の活用や多様な連携等による付加価値の高い新事業の創出や産業の育成、産業の担い手である、創造力とチャレンジ精神に満ちた豊かな人材の育成などが求められています。

### 目的実現に向けた取組の方向

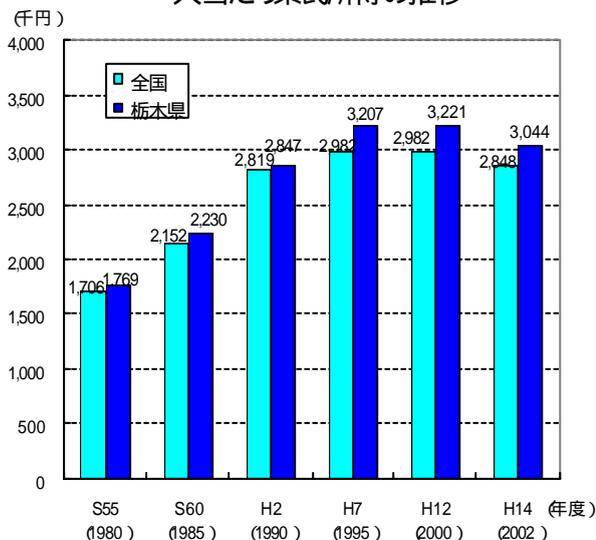
県内中小企業の競争力の強化と産業の高度化を図ります。

地域住民に身近な商工・サービス業などの、地域に根ざした産業の振興を図ります。

経済発展の基盤となる成長性に富んだ企業の立地及び定着を促進します。

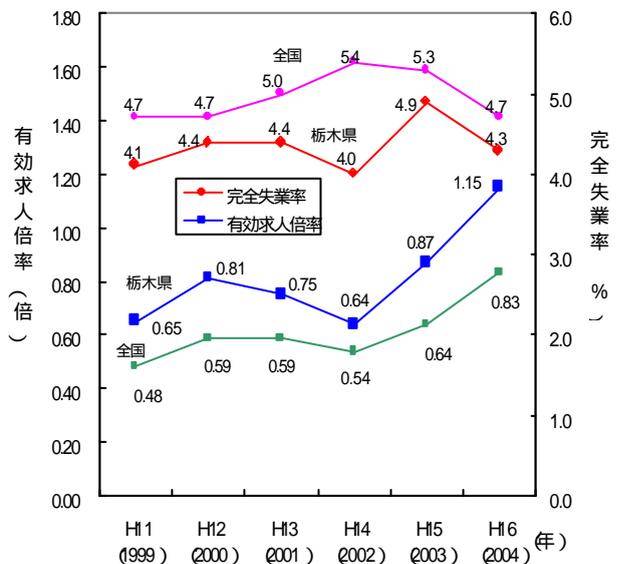
産業構造の変化や企業ニーズの多様化に対応した産業人材の育成と、多様な能力を発揮できる就労を支援するとともに、安心して働くことができる労働環境の整備を促進します。

一人当たり県民所得の推移



資料：内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算年報」(平成17年度版)

有効求人倍率と完全失業率の推移



有効求人倍率：厚生労働省栃木県労働局平成17年4月発表  
完全失業率：総務省統計局「労働力調査」(平成17年)

## 3 2 1 地域経済を牽引する産業の振興

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

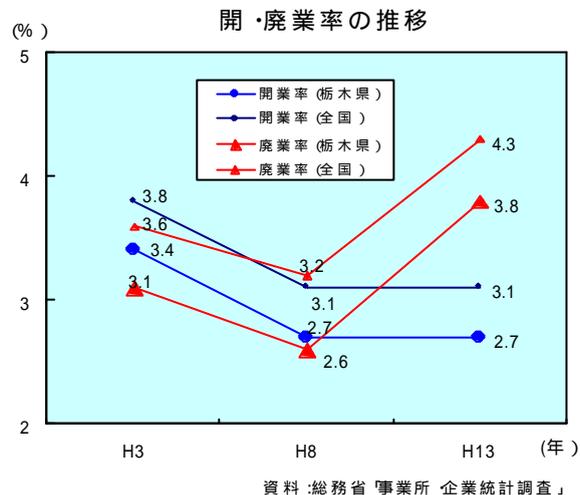
県内中小企業の競争力の強化と本県産業の高度化を図ります。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

本県における開業率は、平成8年から13年までの年平均で見ると2.7%で、全国平均を下回っており、低調な状況にあります。

本県における製造品出荷額等は、過去3年間を見ると回復傾向にありますが、その7割を誘致工場が占めています。

本県産業の高度化に向けては、産学官連携による共同研究開発への取組が重要ですが、近県と比べると十分とはいえない状況にあります。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 創業の促進

意欲に満ち創造性あふれる創業希望者が、創業しやすい環境をつくるとともに、既存企業の新分野展開を支援します。

とちぎベンチャーサポートプラネット<sup>2</sup>による総合的な支援体制の強化

創業や新分野展開のための相談機能の充実や資金調達環境の改善

#### 技術や経営に優れた企業の創出

本県産業をリードする競争力の高い中小企業の創出に向け、新技術・新製品の開発や経営革新の取組などを積極的に支援します。

マーケティングや販路開拓など企業の課題やニーズに対応した重点的な支援

企業間連携による新技術・新製品開発に向けた取組への支援

とちぎ産業創造プラザ<sup>2</sup>を拠点とした支援体制の強化

#### 産学官連携の推進

とちぎ産業創造プラザや大学、地元企業などが連携しそれぞれの持つ知的財産を結集して、研究開発を推進するとともに、科学技術の振興を図ります。

とちぎ発の先駆的研究開発プロジェクトの創出

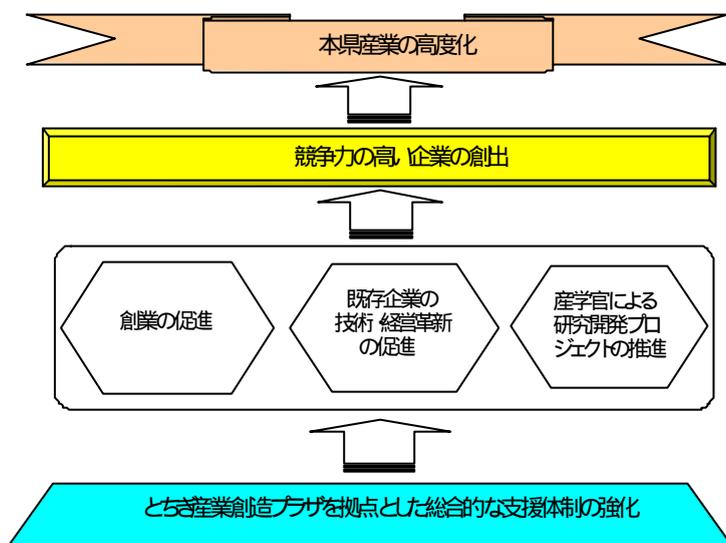
1 (財)栃木県産業振興センターを中核とし、研究開発から事業化に至る取組に対して産学官連携による総合支援を行う体制

2 工業試験研究機関である「栃木県産業技術センター」と新事業や新分野への取組などを支援する「(株)とちぎ産業交流センター」を一体的に整備した施設

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

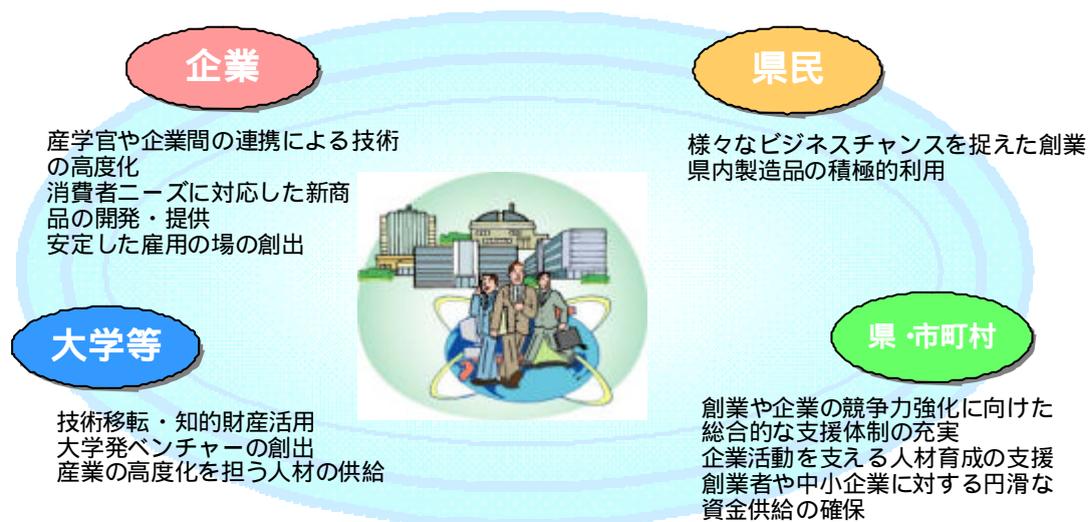
| 成果指標名                           | 概ね 10 年前       | 概ね 5 年前         | 基準年             | 目 標             | 長期目標            |
|---------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 創業 <sup>3</sup> 件数（県支援分）<br>（件） | -              | 173<br>(H13)    | 200<br>(H16)    | 300<br>(H22)    | 300<br>(H27)    |
| 製造品出荷額等（億円）                     | 77,532<br>(H5) | 79,669<br>(H10) | 77,045<br>(H15) | 81,183<br>(H22) | 84,273<br>(H27) |
| 産業技術センターの技術<br>移転累計件数（件）        | -              | -               | 20<br>(H16)     | 140<br>(H22)    | 240<br>(H27)    |

3 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（会社設立法人化、個人商店の開業等。既存の事業とは別な組織で新たな事業を展開する「第2創業」を含む。）



とちぎ産業創造プラザ

#### 5 期待される主な主体の役割



## 3 2 2 地域に根ざした産業の振興

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

地域住民に身近な商工・サービス業などの地域に根ざした産業の振興を図ります。

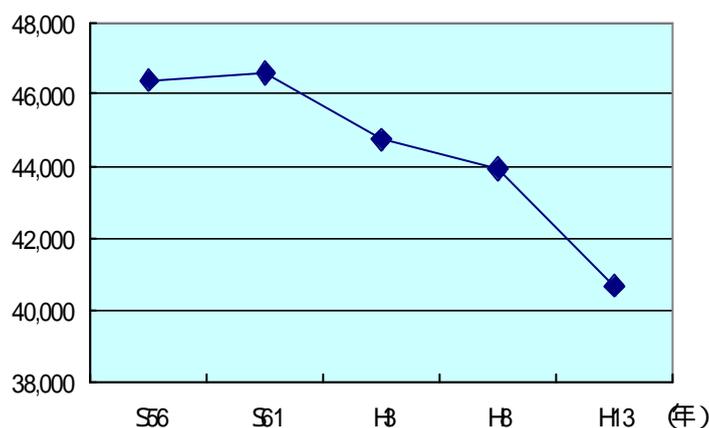
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

経済のグローバル化、大企業のコスト削減に向けた下請け見直しなどに伴い、地域間、企業間の競争が激化しており、県内中小企業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあります。

多様化する消費者ニーズへの対応の立ち遅れや車社会の進展に伴う郊外型大型店の立地などにより、中心商店街から活気やにぎわいが失われています。

まちづくり、福祉、環境、教育など地域社会が抱える様々な課題に対して、地域資源を活用して事業を起こすなど、新たな展開が見られます。

県内卸売 小売業等の事業所数の推移



資料 総務省「事業所企業総括調査」

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 地域を支える商工・サービス業の振興

商工団体等との連携により、地域を支える中小企業の経営資源の充実を支援するとともに、地域ニーズを踏まえ、新規雇用にも繋がる新たなビジネスの創出を図ります。

また、地域が自ら考え、活動することによる、街の魅力づくりや集客の仕掛けづくり等を支援し、中心商店街の活性化を促進します。

制度融資の活用促進等による中小企業の経営基盤の強化

商店街やタウンマネジメント機関（TMO）<sup>1</sup>等が行う商業活性化の取組への支援

地域資源を活用した地域密着型ビジネスの振興

#### 地場産業や伝統工芸品産業の活性化

地域経済と密接に関わる地場産業や伝統工芸品産業などの地域産業における、販路開拓・新商品の開発などの事業展開に対する支援を強化します。

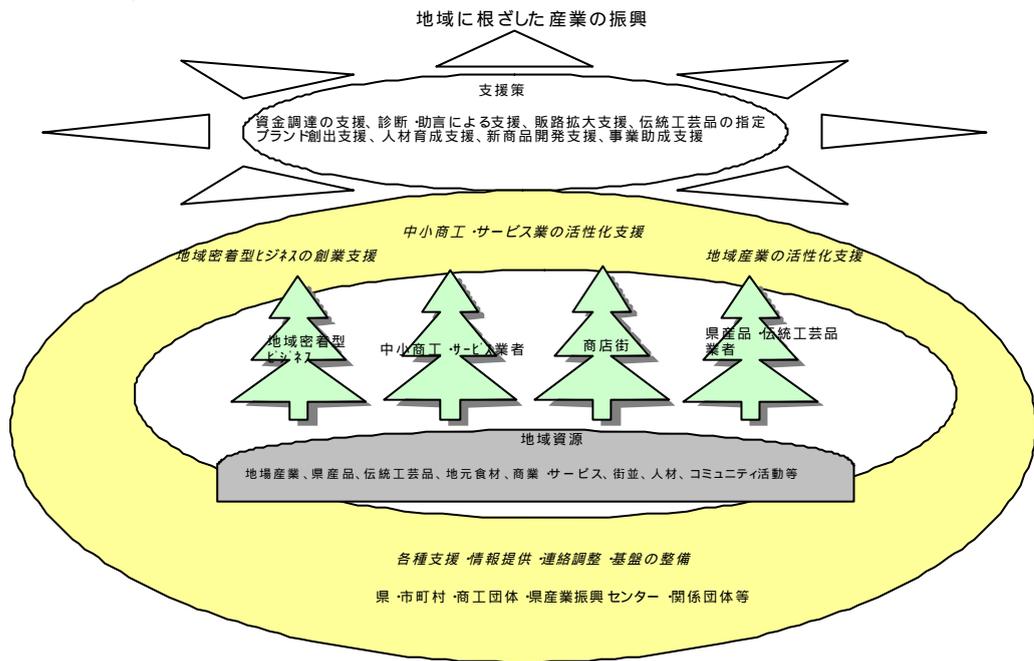
異業種間の連携・広域的な交流への支援強化

1 中心市街地に関わる様々な組織の調整の場となって、中心商店街をはじめとした中心市街地の活性化・維持のための活動をまちづくりの観点から総合的に企画・調整し、その実現を図るための機関

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                  | 概ね 10 年前          | 概ね 5 年前            | 基準年                | 目 標                | 長期目標               |
|--|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 商業・サービス業の県内総生産額（百万円）                   | 2,080,042<br>(H4) | 2,246,127<br>(H9)  | 2,248,855<br>(H14) | 2,606,099<br>(H22) | 2,857,652<br>(H27) |
| 主要地場産業の製造品出荷額等（食料品、繊維、木工、プラスチック等）(百万円) | -                 | 1,484,972<br>(H10) | 1,399,880<br>(H15) | 1,400,000<br>(H22) | 1,400,000<br>(H27) |
| タウンマネジメント機関設立件数（件）                     | -                 | 1<br>(H11)         | 9<br>(H16)         | 14<br>(H22)        | 19<br>(H27)        |

#### （施策展開図）



#### 5 期待される主な主体の役割



### 3 2 3 成長性に富む企業の立地・定着促進

#### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

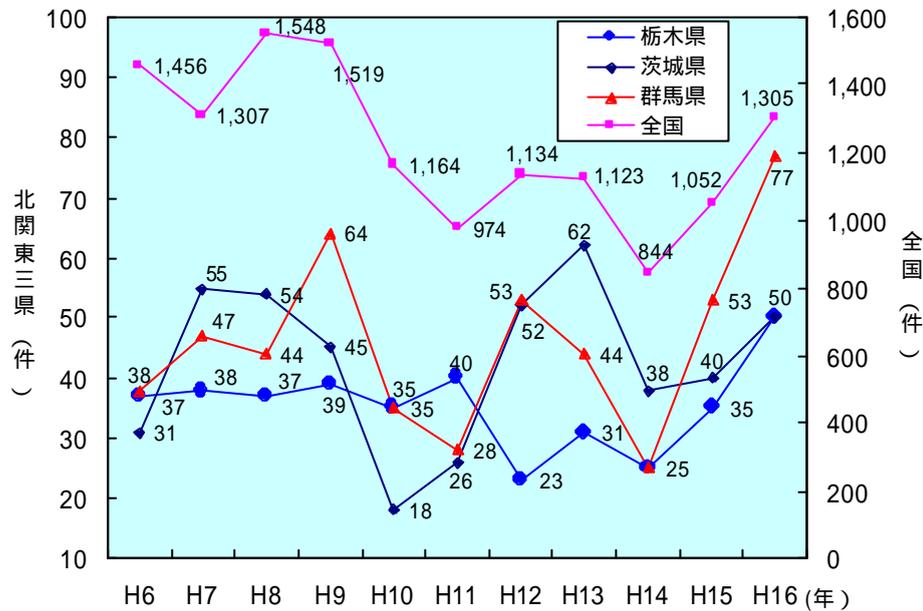
経済発展の基盤となる成長性に富んだ企業の立地及び定着を促進します。

#### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

経済のグローバル化等を背景として、既立地企業が工場再編等により県内から撤退するケースが見受けられます。

企業誘致活動は熾烈な地域間競争の様相を呈しており、今後の誘致活動には、優遇制度の内容及び道路アクセス等の立地環境の充実が重要になってきています。

企業立地の動向



資料 経済産業省「工場立地動向調査」

#### 3 施策の展開（施策の進め方）

##### 戦略的誘致活動の推進

本県の優れた立地環境や既存の産業集積・地域資源を活かした戦略的かつ積極的な誘致活動を行い、県外から本県への企業進出や本社機能、研究開発機能の集積を図るとともに、既立地企業の設備増強などの更なる投資を促進します。

トップセールスの実施等による誘致活動の強化

企業誘致を促進するサポーターの配置等による誘致体制の強化

戦略的企業誘致のための優遇制度の充実

##### 立地環境の向上

企業の定着化に向け、産業団地の機能の高度化や既立地企業への支援を強化するとともに、高速道路インターチェンジへのアクセス道路を整備するなど、立地環境の向上を図ります。

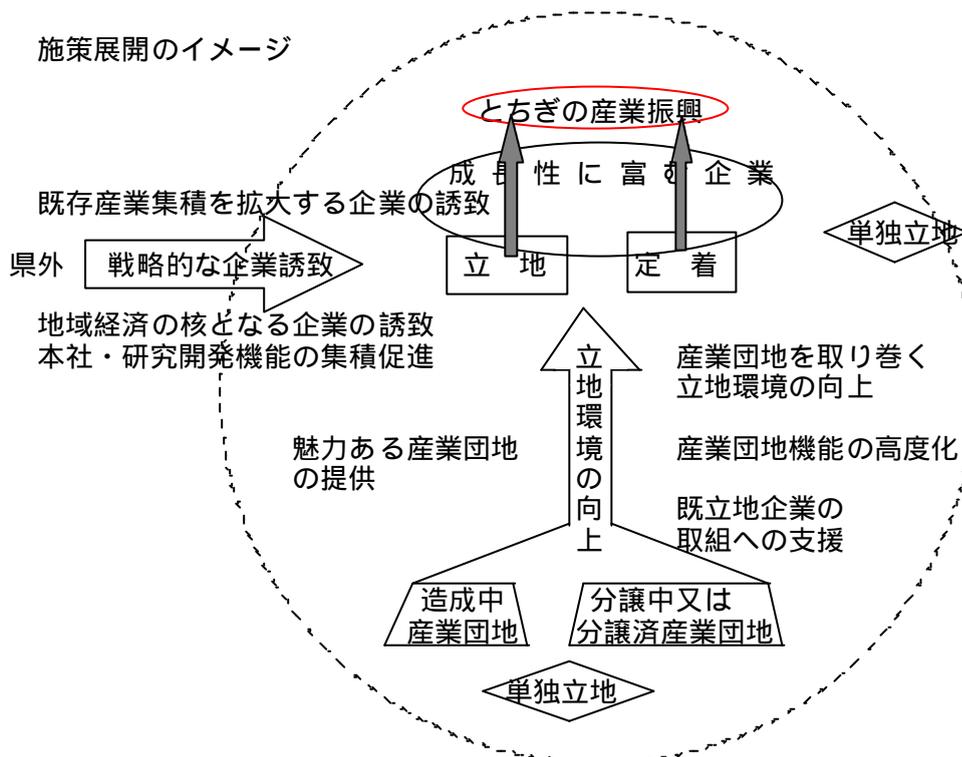
既立地企業のフォローアップの強化

魅力ある産業団地の提供

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                           | 概ね 10 年前   | 概ね 5 年前     | 基準年           | 目 標           | 長期目標         |
|---------------------------------|------------|-------------|---------------|---------------|--------------|
| 企業立地件数（研究所を含む） <sup>1</sup> （件） | 37<br>(H6) | 40<br>(H11) | 52<br>(H16)   | 55<br>(H22)   | 55<br>(H27)  |
| 分譲済産業団地の操業面積率（％）                | -          | -           | 98.0<br>(H16) | 100<br>(H22)  | 100<br>(H27) |
| 分譲中産業団地の分譲面積率（％）                | -          | -           | 43.0<br>(H16) | 70.0<br>(H22) | 100<br>(H27) |

1 製造業、電気業、ガス業、熱供給業の事業者が工場や研究所を建設する目的で、1,000 m<sup>2</sup>以上の土地を取得した年間の件数。



#### 5 期待される主な主体の役割



## 3 2 4 産業人材の育成と円滑な就労の促進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

産業構造の変化や企業ニーズの多様化に対応した産業人材の育成と、多様な能力を発揮できる就労を支援するとともに、安心して働くことができる労働環境の整備を促進します。

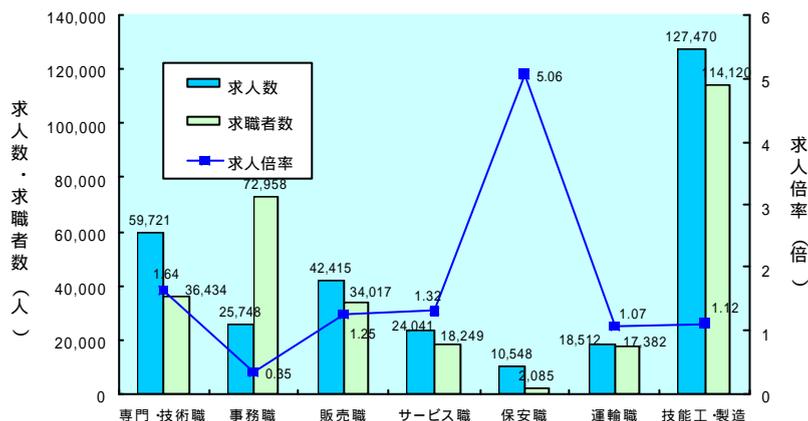
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

産業構造の変化や企業の人材ニーズの多様化等を背景に、雇用における需要と供給のミスマッチが発生し、企業が求める人材が不足しています。また、失業率は依然として高水準で推移し、フリーターなどの不安定就労者やニートと呼ばれる若年無業者が増加しています。

長年にわたりものづくり現場を支えてきた団塊の世代の技能者の多くが、2007年以降に定年を迎え、円滑な技能継承が懸念されるなど、産業を支えるものづくり人材の確保が課題となっています。

育児休業制度規定等の未整備企業が依然として多いなど、仕事と家庭の両立のための労働環境の整備が十分ではありません。

求人・求職のミスマッチ状況（平成16年）



資料：栃木労働局調べ（平成16年）

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 産業の明日を担う人材の育成

若年者等の職業意識・能力の向上を支援するとともに、在職者の職業能力開発の支援や技能の維持・継承により、産業構造の変化や企業の人材ニーズに対応した人材の育成を図ります。

とちぎ就職支援センターにおけるカウンセリング等を通じた若年者のキャリア形成支援

高校生、大学生等の勤労観・職業観の育成に向けた取組の充実

ものづくり意識の形成から職業能力開発、高度技能の継承に至る総合的なものづくり人材の育成

#### 中高年齢者、障害者等が能力を発揮できる就労の支援

中高年齢者、障害者等が適性に合った職業に就くことができるよう、職業能力の開発や就職活動を支援します。

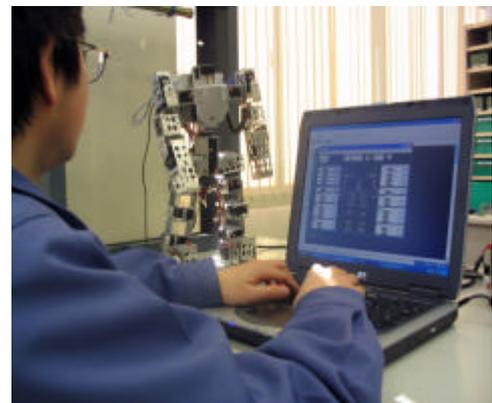
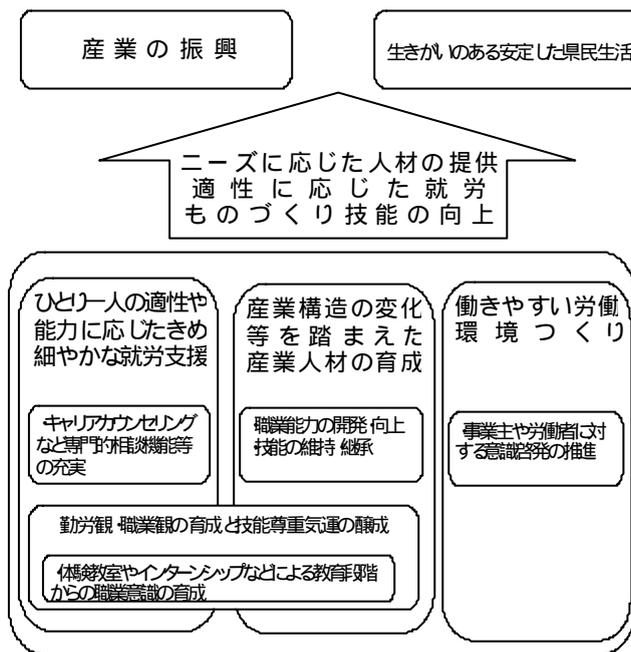
とちぎ就職支援センターにおける離転職者等へのワンストップでの再就職支援

#### 働きやすい労働環境づくり

職業生活と家庭生活のバランスがとれた働き方ができるよう、事業主や労働者に対する意識啓発の推進等により、労働環境の整備を促進します。

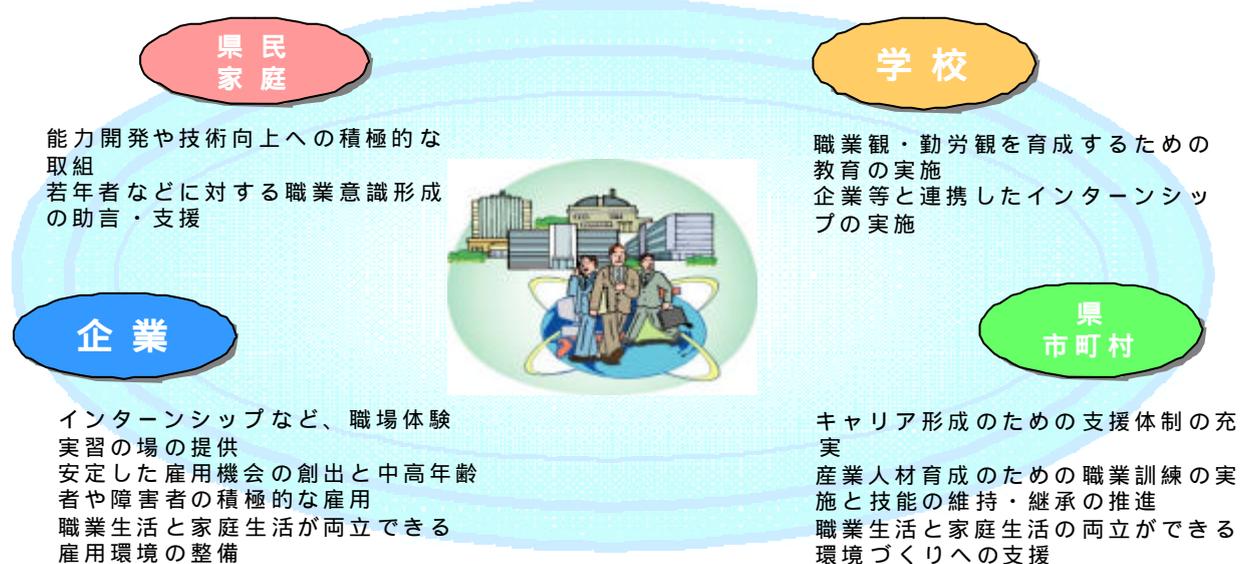
#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                      | 概ね10年前       | 概ね5年前         | 基準年           | 目標            | 長期目標           |
|----------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 新規学卒者（大学）の就職内定率（％）         | 94.7<br>(H6) | 86.7<br>(H11) | 87.5<br>(H16) | 95.0<br>(H22) | 100<br>(H27)   |
| とちぎ就職支援センター利用者のうち就職決定者数（人） | -            | -             | 347<br>(H16)  | 600<br>(H22)  | 1,000<br>(H27) |
| 企業の育児休業制度規定整備率（％）          | -            | -             | 53.1<br>(H15) | 70.0<br>(H22) | 100<br>(H26)   |



ロボット制御実習  
(県央高等産業技術学校制御システム科)

#### 5 期待される主な主体の役割



## 政策の体系

### 政策 41

#### 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる

##### 施策

- ★ 411 安全で安定した水の供給
- ★ 412 生活排水処理施設の整備・普及
- ★ 413 公共交通ネットワークの整備
- ★ 414 体系的な道路網の整備

### 政策 42

#### 魅力とうるおいのある生活空間をつくる

##### 施策

- ★ 421 個性の輝く地域づくり
- ★ 422 活気あふれるまちづくり
- ★ 423 いきいきとした農山村づくり
- ★ 424 美しい景観とみどりづくり
- ★ 425 憩いと安らぎの公園や水辺空間づくり

### 政策 43

#### にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる

##### 施策

- ★ 431 魅力ある“観光とちぎ”づくり
- ★ 432 国際化の推進
- ★ 433 社会貢献活動の促進
- ★ 434 情報ネットワーク社会の推進

# 政策 4-1 快適で活力ある暮らしの基礎をつくる

**目的** 県民の日常生活や経済活動に不可欠な社会資本を、効率的・効果的に整備・充実することで、快適で活力のある暮らしを確保する。

**現状と課題** 上下水道、公共交通機関、道路等のすべての人の暮らしを支える社会資本については、既存ストックを有効活用しながら、県民の多様化するニーズに応えた整備が求められています。

このため、全ての人々が快適に生活できるように、県民の価値観やニーズを踏まえ、日常生活における利便性の向上や、活力ある社会経済活動を確保できるように、これまでも増して社会資本を効率的・効果的に整備・充実する必要があります。

## 目的実現に向けた取組の方向

水資源を開発・保全するとともに、安定的な水の供給を図ります。

「生活排水処理構想」に基づき生活排水処理施設の整備・普及を図ります。

公共交通ネットワークと体系的、効率的な道路網の整備により、「新たな県土60分構想」を推進します。

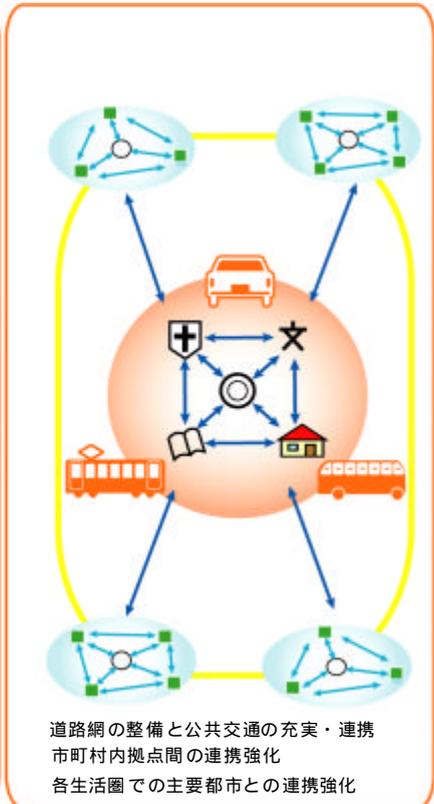
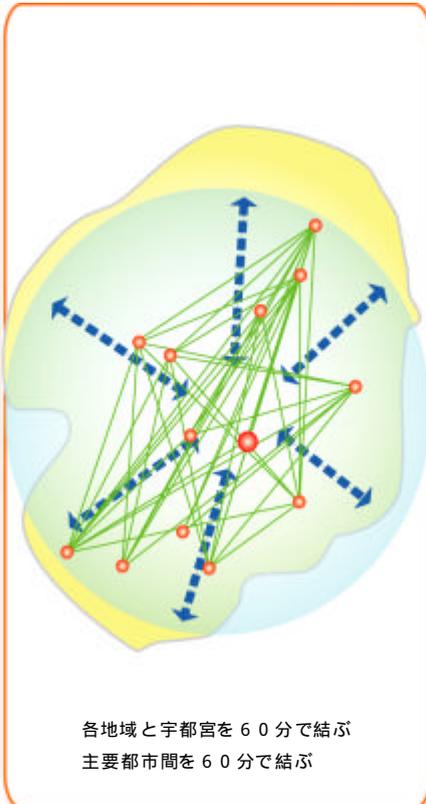
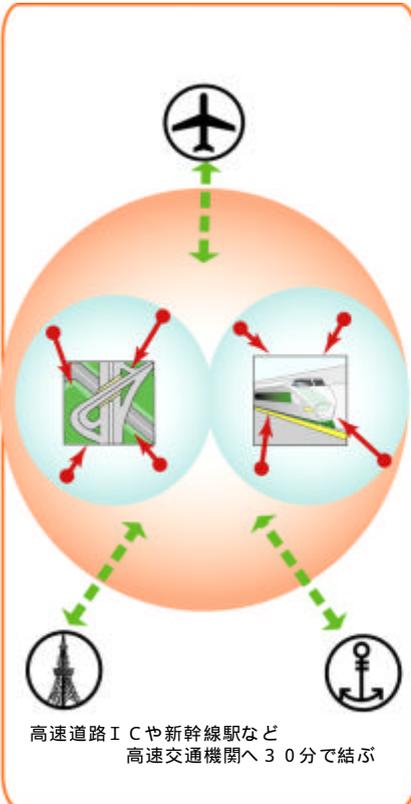
県内水需要の見通し

単位：百万トン

|          | H5<br>(1993)     | H10<br>(1998)    | H14<br>(2002)    | H17<br>(2005)   | H22<br>(2010)   | H27<br>(2015)   | H32<br>(2020)   | H37<br>(2025)   |
|----------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 水道<br>用水 | 256<br>(96.6)    | 268<br>(101.1)   | 265<br>(100.0)   | 270<br>(101.9)  | 268<br>(101.1)  | 265<br>(100.0)  | 261<br>(98.5)   | 255<br>(96.2)   |
| 工業<br>用水 | 180<br>(126.8)   | 162<br>(114.1)   | 142<br>(100.0)   | 141<br>(99.3)   | 142<br>(100.0)  | 143<br>(100.7)  | 146<br>(102.8)  | 152<br>(107.0)  |
| 農業<br>用水 | 2,269<br>(101.3) | 2,261<br>(101.0) | 2,239<br>(100.0) | 2,213<br>(98.8) | 2,191<br>(97.9) | 2,196<br>(98.1) | 2,200<br>(98.3) | 2,205<br>(98.5) |

下段（ ）書きは平成14年度に対する率  
栃木県企画部（平成17年10月推計）

～新たな県土60分構想～「誰もが、どこから、どこへでも、安全・スムーズに移動できる交通網の整備」



## 4 1 1 安全で安定した水の供給

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

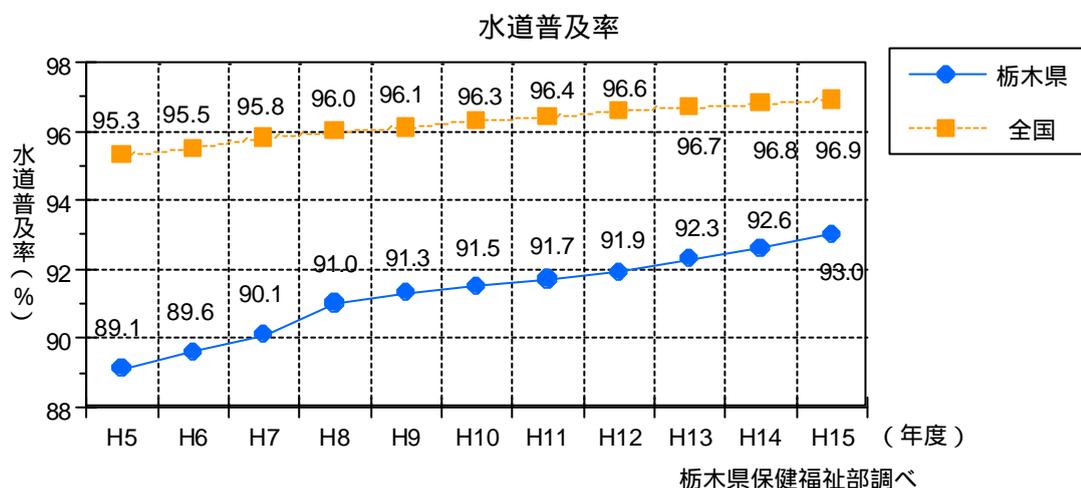
今後必要となる水資源を開発・保全するとともに、安全な水を安定的に供給できるようにします。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

水道の普及率は着実に伸びていますが、全国順位35位と低位です。

水道水源の地下水への依存度は全国平均よりも極めて高い状況にあります。

林業の採算性の悪化等により、森林管理が適正に行われにくい状況にあり、森林の水源かん養機能の低下が危惧されています。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 水道の普及促進

水道施設整備や災害に強い水道管路整備の普及に努めるとともに、新たな水道の広域化<sup>1</sup>を推進し、安全な水を安定的に供給します。

市町村が行う水道未普及地域解消事業への支援  
広域水道事業のあり方検討

#### 水資源の確保と保全

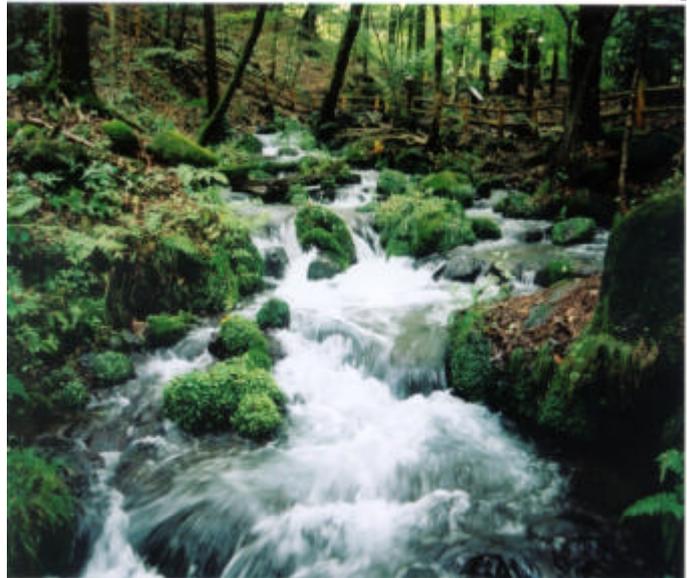
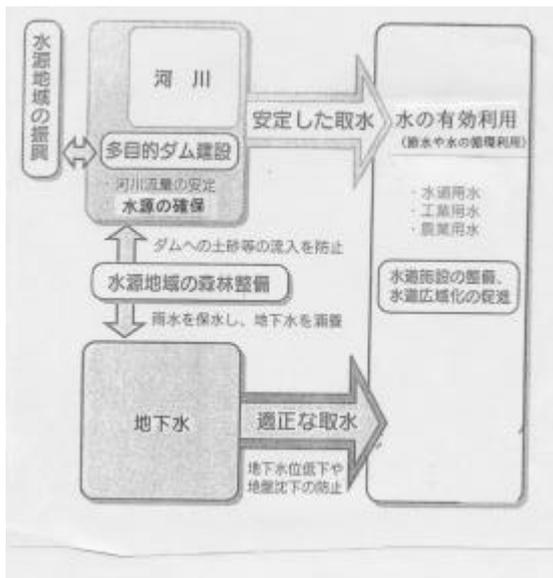
事業中の多目的ダムの建設促進等により水資源の確保を図るとともに、地下水採取規制のあり方を検討するなど、地下水の適正利用のための取組を推進します。また、森林の適切な整備や保安林の指定を推進し、水源かん養機能の維持増進を図ります。

1 従来の配水管を広域的・一体的に布設する等の施設整備に加え、施設の経営や運転管理を一体化する等の多様な形態の広域化を進めることをいう

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

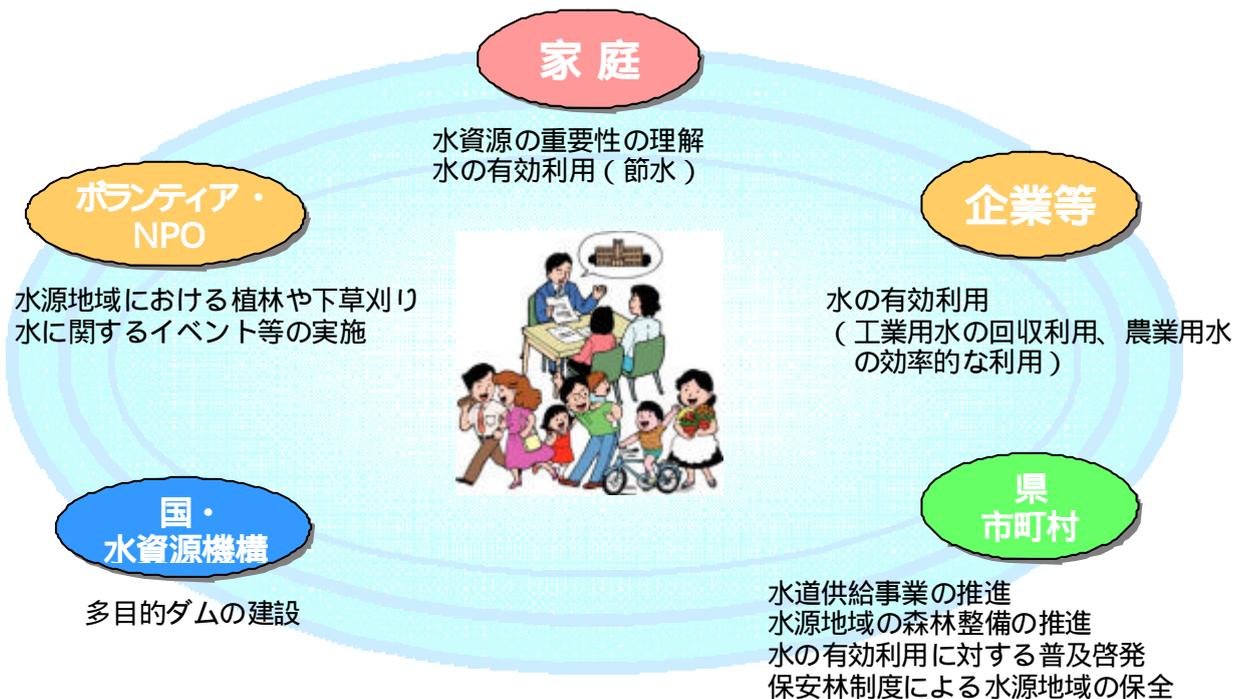
| 成果指標名                    | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|--------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 水道普及率（％）                 | 89.1<br>(H5) | 91.5<br>(H10) | 93.0<br>(H15) | 94.1<br>(H22) | 94.8<br>(H27) |
| 老朽管 <sup>2</sup> の更新率（％） | 75.2<br>(H5) | 82.5<br>(H10) | 89.4<br>(H15) | 92.0<br>(H22) | 93.0<br>(H27) |
| 水源かん養保安林の指定面積（千 ha）      | 45<br>(H6)   | 46<br>(H11)   | 49<br>(H16)   | 58<br>(H22)   | 76<br>(H40)   |

#### 2 布設後 20 年以上経過した铸铁管・コンクリート管等



尚仁沢湧水（塩谷町）

#### 5 期待される主な主体の役割



## 4 1 2 生活排水処理施設の整備・普及

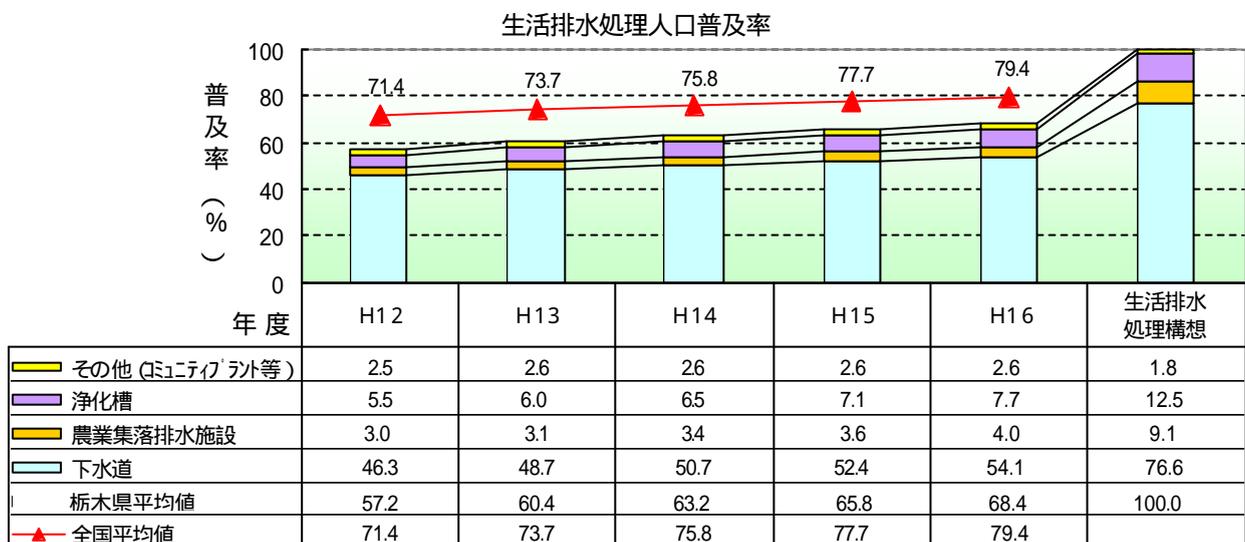
### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

県民 5 人に 4 人が利用可能な生活排水処理施設を計画的・効果的に整備します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

本県の生活排水処理人口普及率は 68.4%（平成 16 年度末）で、県民の 3 人に 1 人は生活雑排水が未処理となっています。また、全国（79.4%）と比べると低い状況にあります。

生活排水処理施設の整備・普及により今後、下水汚泥が増加することが予想され、その処理が課題となっています。



栃木県土木部調べ

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 下水道の整備・普及

市街地及びその周辺地域を二つ以上の市町村にまたがる流域下水道や市町村が実施する公共下水道の整備・普及により、良好な環境の形成と水質の保全を図ります。  
さらに、発生する汚泥を貴重な資源となるよう適正に処理します。

#### 農業集落排水施設の整備・普及

農業集落排水施設の整備・普及を支援し、農村地域の生活環境の改善と水質の保全を図り、快適な農村を形成します。  
さらに、コンポスト施設の整備を推進し、発生する汚泥を肥料として適正に処理します。

#### 浄化槽の設置促進

下水道、農業集落排水施設等の整備を行わない地域において、生活環境の改善と水質保全を図るため、浄化槽の設置を促進します。

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                        | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 生活排水処理人口普及率 <sup>1</sup> （％） | 39.5<br>(H5) | 54.9<br>(H11) | 65.8<br>(H15) | 81.0<br>(H22) | 86.0<br>(H27) |
| 身近な水路の水質改善 <sup>2</sup> （箇所） | -            | -             | 0<br>(H17)    | 80<br>(H22)   | 160<br>(H27)  |
| 汚泥リサイクル量 <sup>3</sup> （千 t）  | -            | -             | 85<br>(H16)   | 104<br>(H22)  | 114<br>(H27)  |

1 行政人口に対する下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備人口の割合

2 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の整備を行う区域で、小河川、用水路の水質が改善された箇所数の5年間の累計

3 下水道、農業集落排水施設から発生する汚泥を再生処理した量（建設資材、肥料等）



北那須浄化センター水処理施設  
（大田原市）



栃木県下水道資源化工場  
（宇都宮市）



「生活排水処理構想」は、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等を効率性・経済性の観点から、地域の特性に応じた適正な整備手法を定めています。

#### 5 期待される主な主体の役割



## 4 1 3 公共交通ネットワークの整備

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

自動車交通などの他の移動手段とのバランスの取れた公共交通環境を整備します。

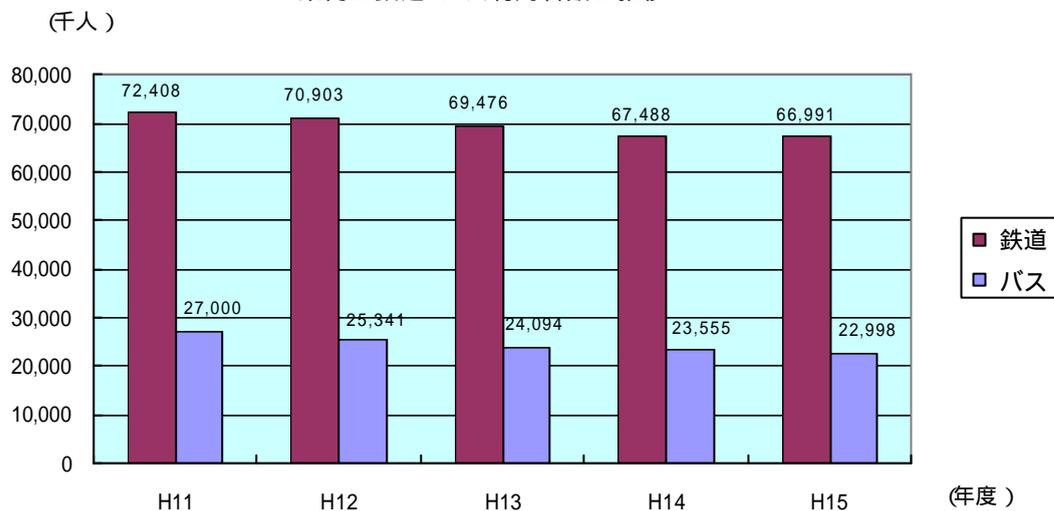
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

鉄道の利用者数は、多くの路線で横ばいないし減少傾向にあります。バスについても、利用者数の減少により路線数や便数が減少し、さらに利用者のバス離れを加速するという悪循環となっています。

マイカーから公共交通への利用転換が進んでいません。

自動車を運転できない人や観光客の移動手段の確保をはじめ、交通渋滞の緩和、環境負荷の軽減の観点から、公共交通の維持・充実が必要となっています。

県内の鉄道・バス利用者数の推移



資料 国土交通省 旅客地域流動調査

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 公共交通の利便性、快適性の向上

鉄道やバスなどの公共交通機関の連携を図りながら、公共交通の利便性、快適性を高めるとともに、公共交通への利用転換を促進します。

また、ノンステップバスの導入など、高齢者や障害者をはじめすべての人が利用しやすい公共交通環境の整備を促進します。

鉄道駅のバリアフリー化促進

新交通システムの導入検討

#### 公共交通を支える道づくり

駅前広場などの交通結節点の機能を向上させるとともに、鉄道駅へのアクセス道路の整備やバス・タクシーの円滑な走行空間の確保により、公共交通機関の利用促進を図ります。

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                 | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|---------------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 鉄道・バス等の<br>輸送分担率 <sup>1</sup> （%）     | 14.6<br>(H5) | 11.7<br>(H10) | 8.7<br>(H15)  | 10.0<br>(H22) | 15.0<br>(H27) |
| 鉄道駅へのアクセス道路<br>の整備延長(km)              | -            | 14.4<br>(H12) | 15.8<br>(H17) | 24.5<br>(H22) | 61.0<br>(H42) |
| 鉄道駅のバリアフリー化<br>施設整備率 <sup>2</sup> （%） | 0<br>(H6)    | 0<br>(H11)    | 40.0<br>(H16) | 90.0<br>(H22) | 100<br>(H27)  |

1 全交通手段のうち、鉄道、バス、タクシー等を利用した人の割合

2 1日の平均利用者数が5,000人以上ある駅のエレベーター等の設置率



パーク・アンド・ライドのイメージ

バリアフリー化された駅構内

#### 5 期待される主な主体の役割



## 4 1 4 体系的な道路網の整備

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

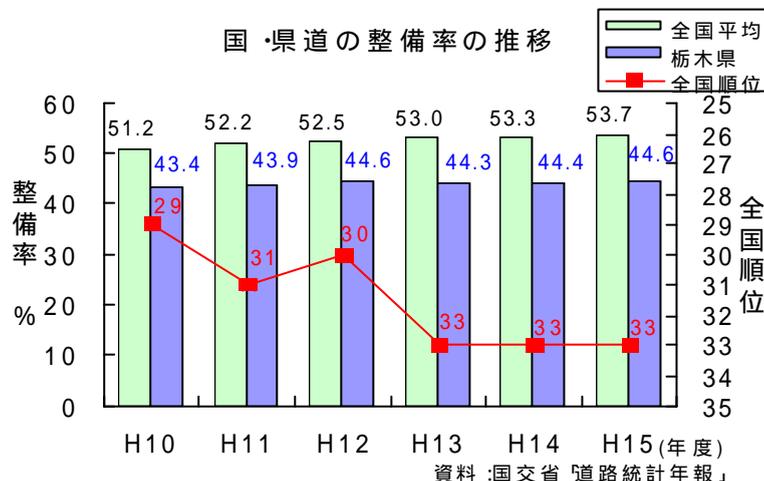
誰もが、どこへでも安全でスムーズに移動できる道路ネットワークの形成により、県土の発展と県民生活の利便性向上を図ります。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

多くの機能が集積する宇都宮市など広域市町村圏中心都市や、全国への移動窓口となる高速道路ICへのアクセスに未だ時間を要する地域が多く残されています。

日常生活で利用する道路に、すれ違いが困難な区間や、急カーブ・急勾配の区間が数多く残されており、不便をきたしています。

都市中心部等において、著しい渋滞が発生し、産業発展や生活の利便性を損なうとともに、環境への負荷が生じています。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 県内外との交流・連携を高める道づくり

国土レベルの交流圏形成の基盤となる道路や都市間連絡道路を整備し、県内外との交流連携の拡大、物流の効率化、産業の振興、観光周遊の促進などを支援します。

北関東自動車道など高規格幹線道路の整備促進

鬼怒テクノ通りなど地域高規格道路をはじめとする広域道路の整備推進

黒磯インターチェンジ（仮称）追加などによる既存の高速道路の利便性向上

#### 日常生活を支える道づくり

通勤通学や買い物・医療など、日常の暮らしにおける便利で安全な移動を確保する生活道路の整備を推進するとともに、高度道路交通システム（ITS）<sup>1</sup>の構築により、道路利用者の利便性向上を図ります。

地域間の交流連携を支える道路の整備推進

すれ違い困難箇所の整備推進

都市の環状道路や都市内道路の整備推進

#### 渋滞のない道づくり

主要渋滞ポイントを中心に、立体化等による交差点改良やバイパス整備に加え、交通需要マネジメント（TDM）<sup>2</sup>や交通管制システムの高度化等により、渋滞の解消や環境負荷の軽減を図ります。

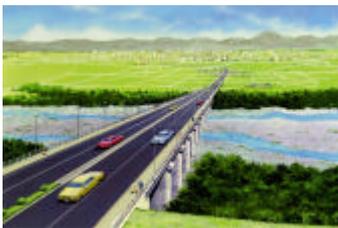
宇都宮環状北道路などの主要交差点や築瀬立体などの鉄道交差点の立体化

1 情報通信技術を用いて人と道路と車両とを情報でひとつに結び、渋滞問題等を解決する交通システム

2 道路利用者に、公共交通機関の利用や相乗り・時差出勤など、時間・経路・交通手段・自動車利用法の変更や工夫を促し、交通混雑の緩和を図る方法

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

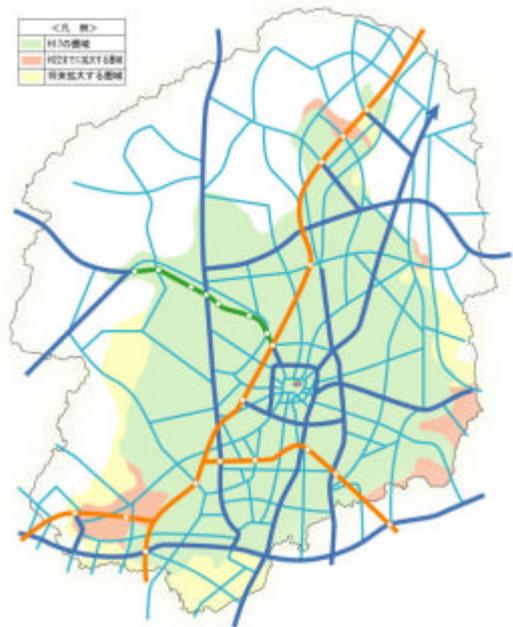
| 成果指標名                           | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|---------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 県庁へ 60 分以内で到達できる人口の割合（％）        | 68.0<br>(H7) | 70.3<br>(H12) | 75.6<br>(H17) | 83.0<br>(H22) | 91.0<br>(H42) |
| 高速道路 I C へ 30 分以内で到達できる人口の割合（％） | 63.0<br>(H7) | 71.3<br>(H12) | 76.0<br>(H17) | 86.8<br>(H22) | 91.9<br>(H42) |
| 県民 1 人あたりの渋滞損失時間（時間 / 年）        | -            | 30.9<br>(H14) | 28.9<br>(H17) | 27.4<br>(H22) | 22.8<br>(H42) |



新鬼怒川渡河道路完成予想図 黒磯 I C (仮称) 完成予想図



北関東自動車道（真岡 I C (仮称)）及び鬼怒川テクノ通り完成予想図



県庁へ 60 分圏域図

#### 5 期待される主な主体の役割



## 政策4-2 魅力とうるおいのある生活空間をつくる

**目的** 県民誰もがうるおいのある生活を実感でき、地域住民の交流が促進される魅力ある生活空間を創出する。

**現状と課題** 少子高齢化の進行や環境意識の高まり、ライフスタイルの多様化等により、「にぎわい」「活力」「ゆとり」「うるおい」をはじめ多様な価値観を満たす生活空間の創造が今まで以上に求められ、県民のニーズが変化しています。

このため、誰もが安全・快適に生活できるまちづくりやむらづくりを進めるとともに、地域の特性を活かした美しい街並みや里山等の原風景を保全し、緑あふれる空間や憩いの場づくりを進めることで、魅力とうるおいのある生活空間づくりを推進していく必要があります。

### 目的実現に向けた取組の方向

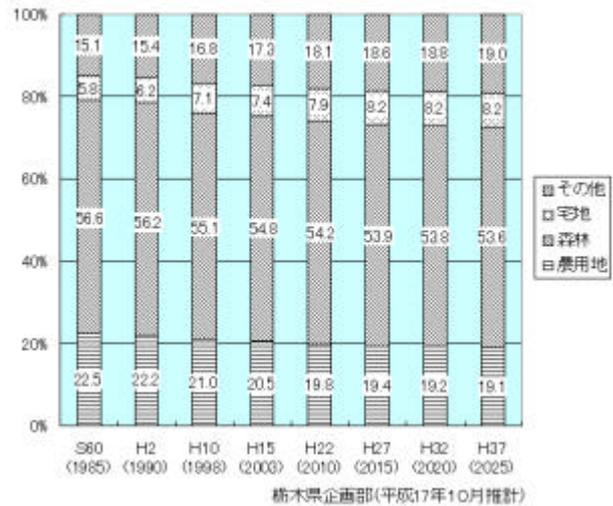
総合的かつ計画的な土地利用、地域特性を生かした地域づくりを推進します。

都市計画の適切な運用のもと、快適で活力あるまちづくりを推進します。

都市と農村の多様で広域的な交流を促進します。地域特性に配慮した景観の保全・創造を図るとともに、県民参加によるみどりづくりを推進します。

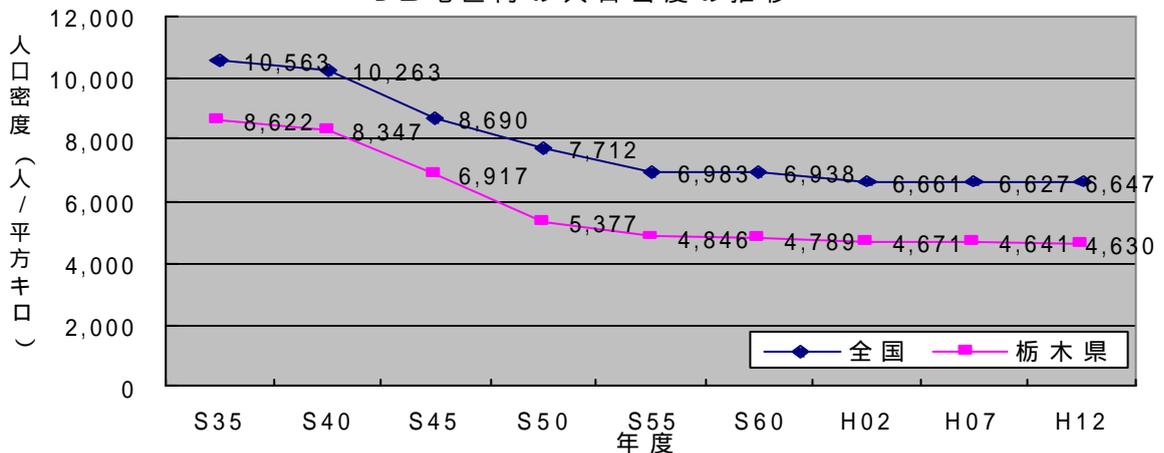
県民が安心して憩い安らぐことのできる公園や水辺空間等を創出します。

本県の土地利用別面積の見通し



資料：国勢調査

DD地区内の人口密度の推移



## 4 2 1 個性の輝く地域づくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

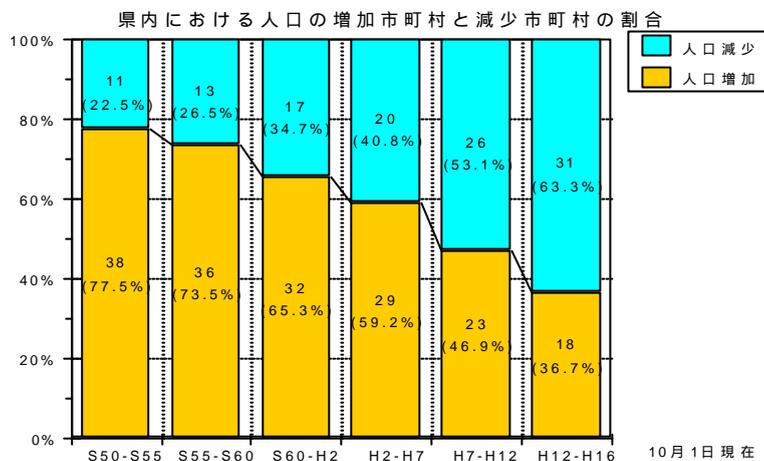
総合的かつ計画的な土地利用を推進するとともに、地域の特性を生かした地域づくりを進め、さらに広域交流・連携を推進します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

人口減少時代を迎え、定住人口の減少等による地域活力の低下が危惧されています。

地域への誇りや愛着の希薄化により、コミュニティの崩壊が危惧されている一方で、個々の地域においては、人々を引きつける地域独自の資源が十分に活用されていません。

社会経済情勢の変化や地域の課題に対応した適正な土地利用が求められています。



栃木県企画部調べ

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 総合的かつ計画的な土地利用の推進

県土利用の基本方針である国土利用計画県計画、県土の総合的かつ計画的な利用を図るための土地利用基本計画及び都市計画法や農地法などの個別規制法を適切に運用するとともに、市町村における総合的な土地利用計画の策定を促進します。

適切な土地利用の誘導及び土地利用情報の充実

#### 地域資源を生かした「わがまち」づくり

市町村における地域独自の特色をもった地域づくりの施策展開を促進するため、住民協働のもと、地域が主体となった地域づくり計画の策定や地域の活性化策の支援を行います。

市町村に対する地域再生計画<sup>1</sup>・特区計画<sup>2</sup>の普及・啓発

地域独自の自発的な地域づくり活動への支援

#### 広域交流・連携による地域づくり

交流人口の増大による地域の活性化を図るため、地域資源を活用した、市町村のネットワーク化を進めます。

また、県内にとどまらず、県域を越えた交流事業を推進します。

県内の市町村の連携事業への支援

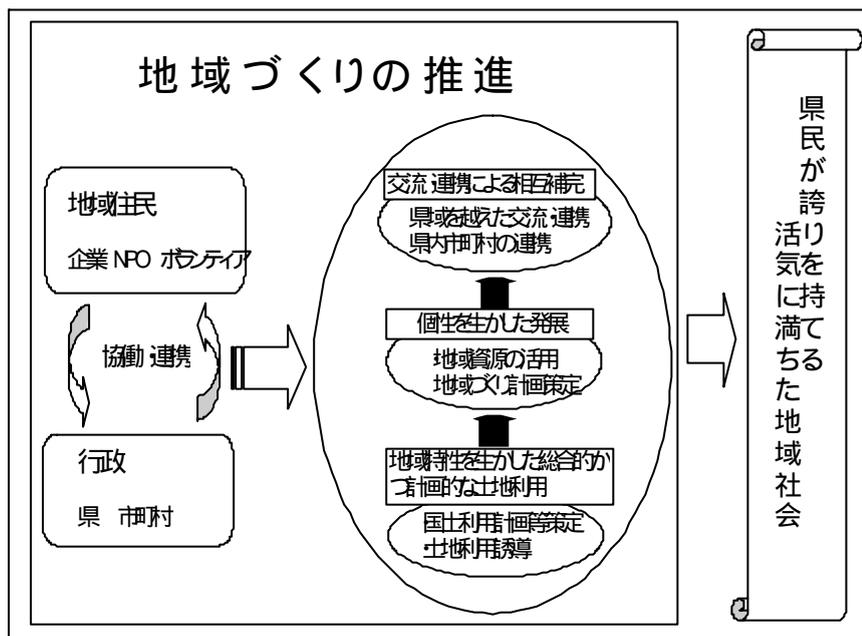
県域を越えた広域連携事業の推進

1 地域再生法に基づく、地域資源の活用等による地域再生を図るための計画

2 構造改革特別区域法に基づく、地域の特性に応じた規制緩和の特例措置を設けるための計画

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                                | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標         |
|--------------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 国土利用計画市町村計画等、市町村の土地利用計画策定率(面積ベース)(%) | 17.5<br>(H6) | 32.4<br>(H11) | 44.6<br>(H16) | 75.0<br>(H22) | 100<br>(H27) |
| 地域再生計画・特区計画の認定市町村割合(%)               | -            | -             | 20.5<br>(H16) | 100<br>(H22)  | 100<br>(H27) |
| まちづくり活動を主とするNPO法人数                   | -            | 8<br>(H11)    | 68<br>(H17)   | 101<br>(H22)  | 134<br>(H27) |



両毛交流ウォーキング

#### 5 期待される主な主体の役割



## 4 2 2 活気あふれるまちづくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

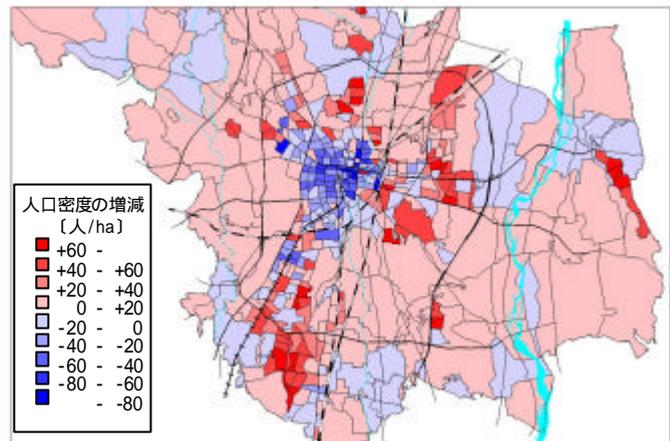
都市計画の適切な運用のもと、住み良い居住環境の形成を進めるとともに、快適で活力あるまちづくりを推進します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

本県の多くの都市では、高度経済成長と人口増加に伴う急速な都市化の進展に伴い、都市の郊外へと開発が拡散的に進められてきました。その結果、中心市街地の空洞化や密集市街地の防災性の低下等多くの課題を抱えるとともに、魅力ある歴史文化等の地域特性を失いつつあります。

このため、社会経済活動の中心となる都市について、今後、急激に進む少子高齢化等、時代の変化に対応した都市の再生を進め、その魅力と活力を高めることが望まれてます。

宇都宮市の夜間人口密度の推移(昭和 50 年～平成 12 年)



栃木県土木部調べ

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 機能的で暮らしやすい市街地の整備・再生

県、市町村が連携して、まちづくりの将来像・具体計画となる「都市計画」を住民参加のもとに定め、土地利用計画・都市施設計画を適切に運用します。

都市の骨格となる都市計画道路の整備とともに土地区画整理事業などにより総合的な都市基盤の整備を進め、活気あふれる良好な市街地の形成を図ります。

幹線街路や都市環状道路の整備推進

土地区画整理事業による市街地の整備・再生の促進

#### 中心市街地の活性化

「中心市街地活性化基本計画」に基づき、都市基盤の整備や商業活性化策の支援を行うなど、中心市街地の活性化に取り組みます。

市街地再開発事業等による魅力ある賑わい空間の創出等の促進

#### 地域の創意工夫を活かしたまちづくり

都市の再生や観光地の魅力向上を実現するため、まちづくり交付金事業などを活用した地域の特性や創意工夫を活かした住民参加型のまちづくりを促進します。

#### 良好な住まい・住環境づくり

県民が安心して生活できる住まいと住環境を実現するため、安全性に優れ、環境や少子高齢化への配慮がなされた良質な住宅づくりを推進します。

住宅性能表示制度の普及促進による安全性に優れた住宅づくりの推進

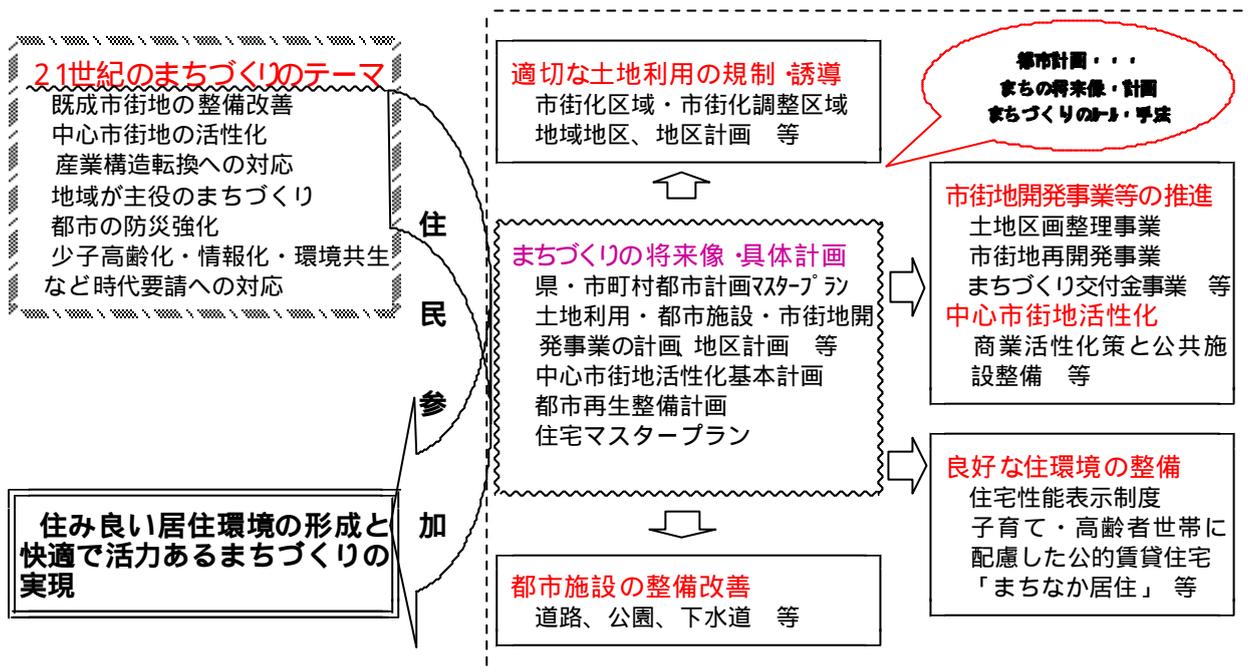
地域住宅交付金<sup>1</sup>の活用による地域の創意工夫を活かした住環境の創出

1 公共団体が作成した地域住宅計画に基づく事業に充当される交付金

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名  | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|--|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 市街地内幹線道路の整備率 <sup>2</sup> （％）                  | 47.4<br>(H7) | 51.1<br>(H12) | 54.3<br>(H16) | 60.0<br>(H22) | 65.0<br>(H27) |
| 道路・公園などが整備された安全で住みやすい市街地面積の割合 <sup>3</sup> （％） | 18.0<br>(H7) | 21.0<br>(H12) | 23.2<br>(H16) | 23.8<br>(H22) | 25.0<br>(H32) |
| 地域の創意工夫を活かしたまちづくり実践市町村割合 <sup>4</sup> （％）      | -            | 12.0<br>(H12) | 55.0<br>(H17) | 76.0<br>(H22) | 100<br>(H27)  |

- 2 市街区区域内等において、都市計画決定済みの幹線となる道路の整備率  
 3 土地区画整理事業により、整備した市街地の面積の割合  
 4 まちづくり交付金事業により、都市再生・地域再生を行っている市町村の割合



#### 5 期待される主な主体の役割



## 4 2 3 いきいきとした農山村づくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

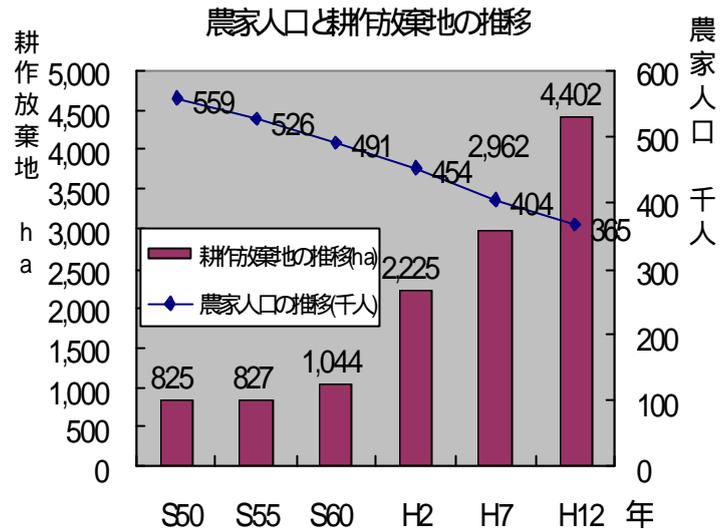
農山村の持つ豊かな地域資源を保全・継承・有効活用し、地域住民が都市住民と積極的に交流する農山村づくりを推進します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

農山村地域においては、過疎化、高齢化の進展等により、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加、農業生産活動の停滞、地域の連帯感の希薄化が進んでおり、集落組織や伝統文化の継承が困難になりつつあります。

県民からは農山村に対して、美しい景観と「ゆとり」や「やすらぎ」のある場としての期待が高まっています。

農産物直売所や農村レストラン等を核とした新たな農業生産や地域連帯、協働のシステムが生まれつつあります。



資料：「農業センサス」(H12)

### 3 施策の展開

#### 都市農村交流の活発化

農村の持つ美しい自然や景観、貴重な伝統文化や食文化など、農村特有の地域資源を有効に活用し、都市と農村の交流基盤の整備や地域コミュニティづくりを通して都市農村交流の活発化を促進します。

地域資源を活用した農村滞留プログラムの開発  
市民農園等の農作業体験施設の設置促進

#### 快適な農山村空間の創造

地域の特性を踏まえ、農地や農林道などの生産基盤と農業集落排水・集落道・情報通信施設などの生活環境基盤を一体的に整備し、農山村の定住条件の向上を図ります。

特に、中山間地域については、中山間地域等直接支払制度<sup>1</sup>等を活用して、継続可能な農業生産活動や多様な地域活動の展開を促進します。

中山間地域等直接支払制度の推進による耕作放棄地の解消

#### 農山村の持つ豊かな地域資源の保全・継承

農村景観・自然環境などの地域資源や伝統的な行事・芸能などの農山村活動に対する地域住民等の理解と関心を高めるとともに、農山村が持つ豊かな自然や里山の生態系の保全を図ります。

良好な農村景観形成のための景観農業振興地域整備計画<sup>2</sup>の策定促進

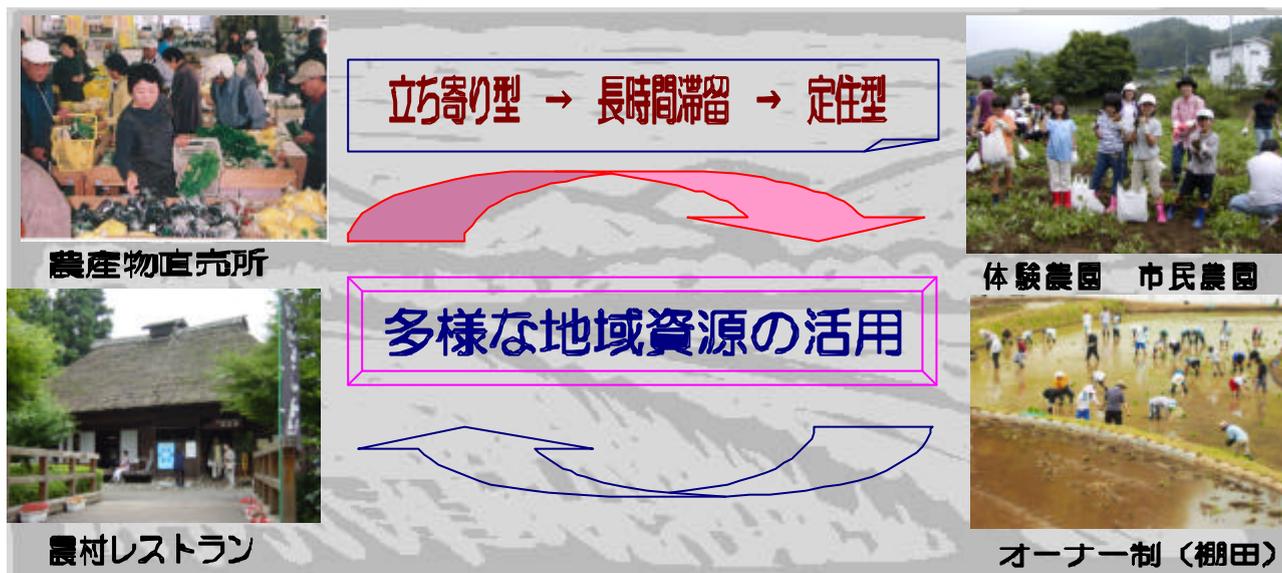
- 1 中山間地域等の耕作放棄を防止するため、集落内で協定に基づき5年以上継続して農業生産を行う農業者等に交付金が支払われる制度
- 2 景観法に基づく景観計画区域内において、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、区域を指定して農業上の利用や農用地等の保全に関する事項などを定める計画

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

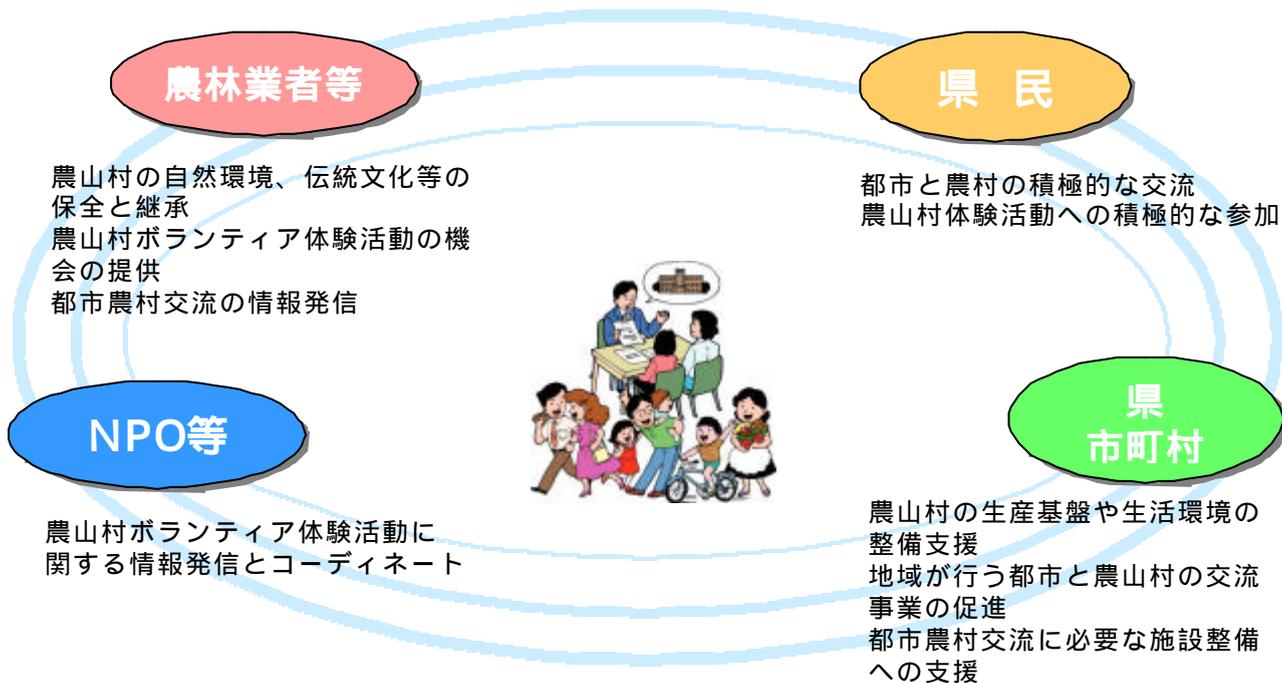
| 成果指標名                                    | 概ね 10 年前      | 概ね 5 年前        | 基準年            | 目 標            | 長期目標            |
|--|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 市民農園利用区画数（区画）                            | 1,365<br>(H6) | 2,414<br>(H11) | 3,015<br>(H15) | 5,000<br>(H22) | 10,000<br>(H27) |
| 農村における都市住民ボランティア活動参加者数 <sup>3</sup> （人）  | -             | 370<br>(H11)   | 730<br>(H15)   | 2,000<br>(H22) | 5,000<br>(H27)  |
| 地域住民等による豊かな自然環境創造取組地区数 <sup>4</sup> （地区） | 7<br>(H6)     | 19<br>(H11)    | 26<br>(H15)    | 36<br>(H22)    | 50<br>(H27)     |

3 「とちぎ夢大地応援団」など、農業・農村の持つ豊かな地域資源の保全を目的とするボランティア組織の活動への参加者数

4 生態系や景観に配慮した農業生産基盤整備事業などを計画策定段階から地域住民が参画して取り組む地区数



#### 5 期待される主な主体の役割



## 4 2 4 美しい景観とみどりづくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

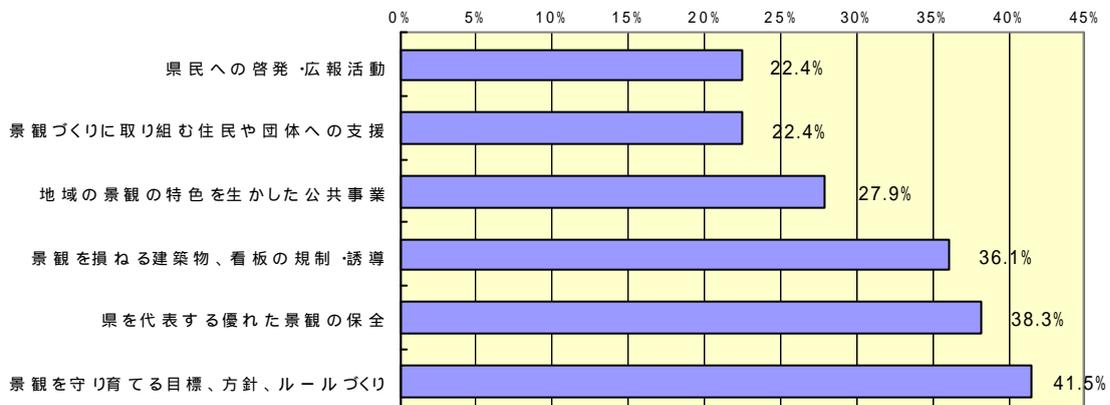
ふるさと“とちぎ”の自然・都市・農村等の地域特性に配慮した景観の保全・創造を図るとともに県民参加によるみどりづくりを推進します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

平成17年6月に全面施行された景観法に基づく新たな取り組みとして、景観に配慮した道づくりや川づくりなど、地域の特性を生かした景観形成の施策展開が課題となっています。

「花と緑づくり活動」に関する県民意識調査によると、ボランティア活動に参加したいという希望が増えています。

#### 景観づくりに求められる行政の役割



平成16年度県政モニターアンケート

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 良好な景観の誘導

景観法に基づく市町村景観計画の作成や地域住民の景観形成の活動を指導・支援し、自然・都市・農村等の地域の特性を生かした良好な景観形成を図ります。

市町村等への景観アドバイザーの派遣  
地域住民との協働による違反広告物の除却推進

#### 花と緑づくり活動の推進

地域の花や緑づくりを担う組織や人材を育成し、植樹体験などを通じた普及啓発により、住民参加による花や緑づくり活動、緑地の保全活動を促進します。

市町村緑化推進組織の設立促進及びボランティア団体ネットワークの構築  
花や緑づくり活動の普及啓発や指導者の養成  
平地林や都市緑地の保全活動への住民参加の促進

#### 美しい街や個性豊かな地域を形成する道や川づくり

地域の歴史や文化等を活かした街並みの形成や景観に配慮した道づくりを進めるとともに、河川本来の美しい景観を保全・整備します。

目抜き通り等における道路の無電柱化<sup>1</sup>の推進  
道路の緑化、歩道の美装化の推進

1 電線の地下埋設等により道路から電柱・電線を無くすこと

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名             | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|-------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 景観計画策定市町村割合（％）    | 0<br>(H6)    | 0<br>(H11)    | 0<br>(H16)    | 27.3<br>(H22) | 100<br>(H27)  |
| 市町村緑化推進組織の設立率（％）  | 16.3<br>(H7) | 40.8<br>(H12) | 33.3<br>(H17) | 63.6<br>(H22) | 100<br>(H27)  |
| 市街地内幹線道路の無電柱化率（％） | 3.1<br>(H6)  | 6.2<br>(H11)  | 10.2<br>(H16) | 14.2<br>(H22) | 17.0<br>(H27) |



街の顔となる道づくり（城内坂・益子町）



学校緑化活動

#### 5 期待される主な主体の役割



## 4 2 5 憩いと安らぎの公園や水辺空間づくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

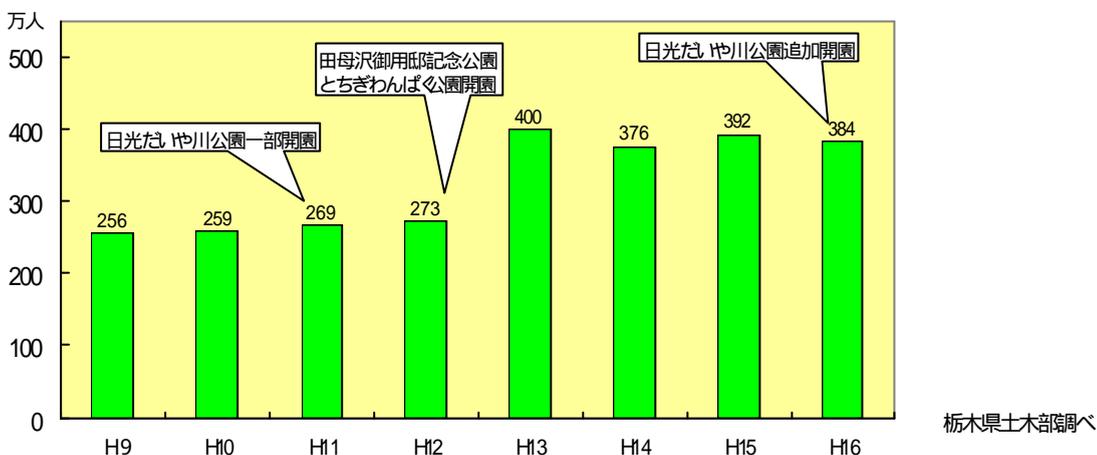
県民が安心して憩い安らぐことのできる公園や水辺空間を創出します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

少子高齢化等の社会構造の変化や県民意識の多様化等を背景として公園や水辺空間に対するニーズも多様化しています。

健康で心豊かな生活を実現するためには、花と緑と水に囲まれた美しい環境の中で、スポーツ、健康維持のための活動、コミュニティ活動など様々な余暇活動が繰り広げられる場となる公園や水辺空間が必要となっています。

#### 県営都市公園の利用者数



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 親しみのある都市公園づくり

県民の多様なニーズに対応でき、誰もが安全で安心して過ごせる都市公園の機能向上等を図ります。

季節の花々に関するイベント、地域の特徴を活かした体験イベント等の開催  
県民とともに取り組む公園づくりの推進

#### うるおいのある水辺空間の整備と利用促進

地域と調和した水辺空間の整備や良好な自然環境を有する河川の保全を行うとともに、有効活用を促す情報提供をするなど、レクリエーションの場ともなる水辺空間の利用促進を図ります。

親水性のある河川の整備と適正な維持管理  
地域住民と取り組む水辺づくりの推進

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                         | 概ね 10 年前    | 概ね 5 年前          | 基準年              | 目 標              | 長期目標             |
|-------------------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 県営都市公園の利用者数<br>（万人）           | 273<br>(H6) | 269<br>(H11)     | 384<br>(H16)     | 420<br>(H22)     | 450<br>(H27)     |
| 愛パークとちぎ <sup>1</sup> の団体<br>数 | -<br>(H6)   | -<br>(H11)       | 9<br>(H16)       | 15<br>(H22)      | 20<br>(H27)      |
| 河川愛護活動の参加人数<br>（人）            | -<br>(H6)   | 140,126<br>(H11) | 103,703<br>(H16) | 110,000<br>(H22) | 130,000<br>(H27) |

1 地域住民等が公園毎にボランティア活動団体として登録し、公園内の環境美化活動等を実施するもの



井頭公園バラまつり（真岡市）



日光だいや川公園パークゴルフ（日光市）

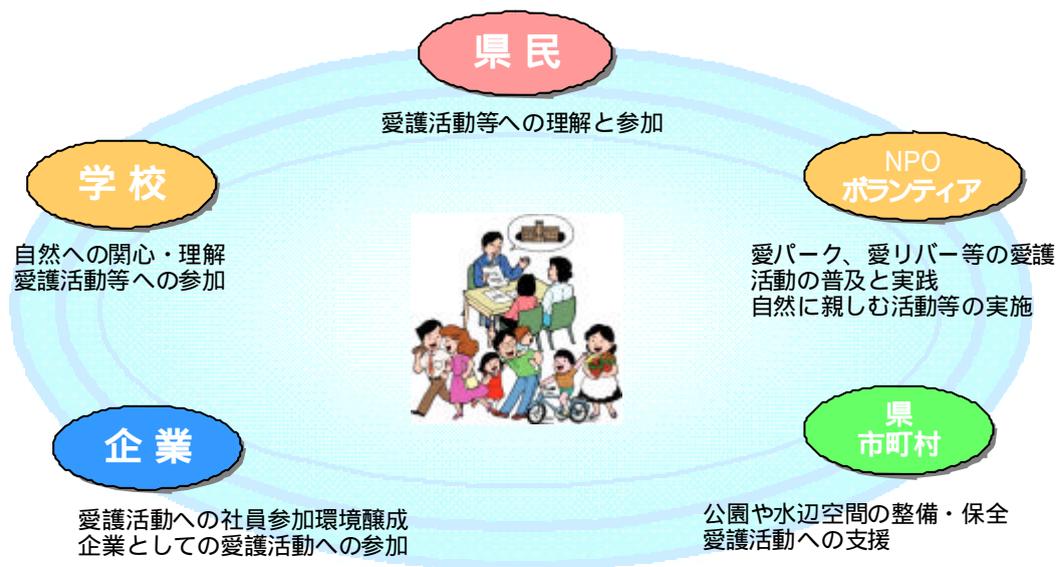


総合運動公園さくらまつり（宇都宮市）



松田川ダム(足利市)

#### 5 期待される主な主体の役割



# 政策43 にぎわいとときめきにあふれた地域社会をつくる

## 目的

交流と連携を促進していくことで、地域の個性と活力を高め、出会いとふれあい、そしてにぎわいにあふれる地域社会を創造する。

## 現状と課題

グローバル化の進展や情報通信技術・交通手段の急速な発達により、様々な交流と連携の輪が、地域を越え、国境を越えて広がっています。

今後ますます活発化する人々の交流を活かして誘客を促進するなど観光の振興を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組などを進めることにより、国際化時代にふさわしい魅力ある地域づくりを推進していくことが課題となっています。

また、交流と連携の基盤を確立していくため、ユビキタスネットワーク社会の構築を進めるとともに、すべての人が積極的に社会に参画し、知恵と力を出し合っって地域の自立と持続的な発展を目指す連携・協働の地域社会を構築していくことが重要になっています。

## 目的実現に向けた取組の方向

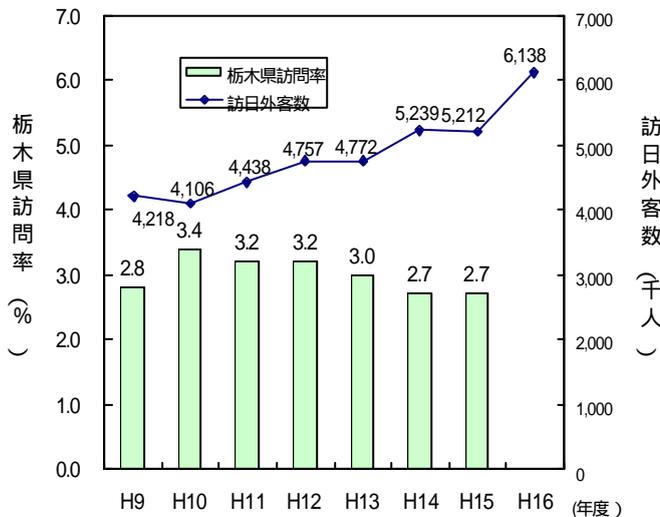
多くの人たちが活発に交流する、魅力と活力に満ちた“観光立県とちぎ”づくりを進めます。

教育、文化、産業など幅広い分野での国際化を推進し、魅力ある地域をつくります。

ボランティアやNPO、企業、行政などが、パートナーシップの下で協力し合える環境をつくりま

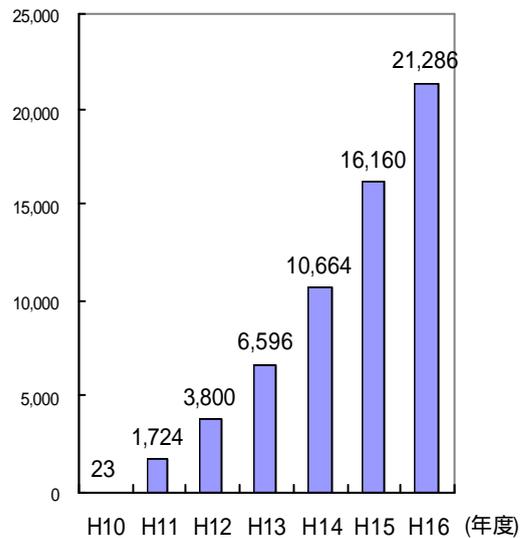
す。必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の推進を図ります。

訪日外国人の栃木県訪問率



資料 訪日外客数 (国土交通省集計)  
 栃木県訪問率 (独)国際観光振興機構「訪日外国人旅行者調査」

NPO法人数 (全国)



資料 国民生活白書(H16)

## 431 魅力ある“観光とちぎ”づくり

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

観光立県に向け、多くの人たちが活発に交流する、魅力と活力に満ちた“観光とちぎ”づくりを推進します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

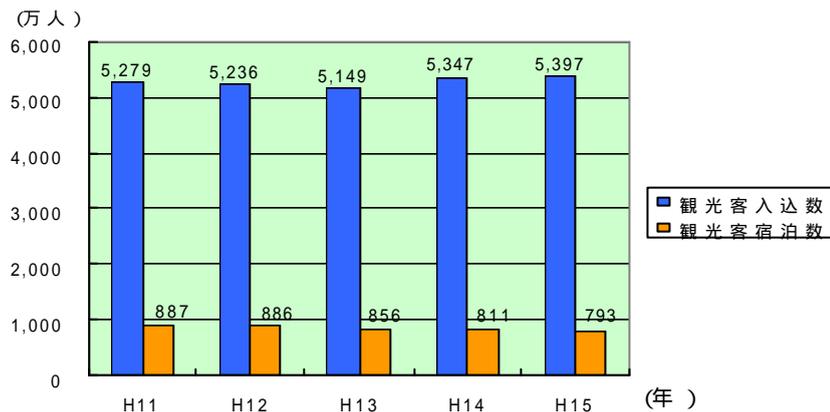
景気の低迷、旅行ニーズの多様化などを背景に、観光地間の競争が激化しています。

県内観光客入込数は増加していますが、平成3年以降、県内主要温泉地の宿泊客数は、減少傾向にあります。

近年、訪日外国人旅行者数は増加していますが、日本人の海外旅行者数に比べ、その数はまだまだ少ない状況にあります。

観光産業は、人口が減少に向かう中で、交流人口を増大させ、地域社会や経済を支えるリーディング産業としての期待が高まっています。

栃木県観光客入込数・宿泊数の推移



資料：栃木県「栃木県観光客入込数・宿泊数推計調査」

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 地域の魅力を生かした誘客の推進

本県ならではの観光資源を生かし、地元市町村、関係機関との連携を図りながら、各種メディアの活用、旅行エージェントや交通事業者とのタイアップ等を進め、国内外からの誘客を推進します。

首都圏をはじめ関西や東北地域等からの国内誘客対策の強化  
東アジアを中心とした外国人誘客対策の充実

#### 地域の特性を踏まえた観光地づくり

体験型、交流型などの地域観光資源の発掘・創出を進めるとともに、観光地や地域観光資源間のネットワーク化及び滞在型観光の促進、受入体制の整備・充実等を図り、多彩な観光資源が揃った魅力ある観光地づくりを推進します。

観光地のブランド力の向上と環境整備の推進

#### 観光地へのアクセス向上

アクセス道や観光拠点間の道路整備を進めるとともに、公共交通の利便性の向上を促進し、広域的な観光交通の円滑化を図ります。

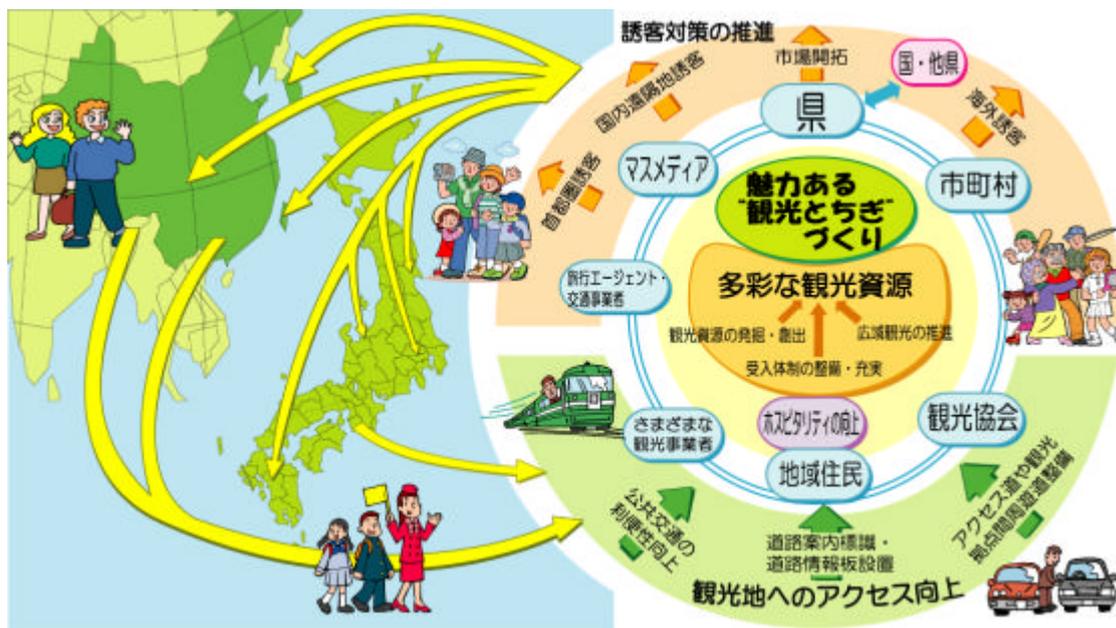
観光地アクセス道や周遊道の整備、道路案内標識・道路情報板の設置等

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

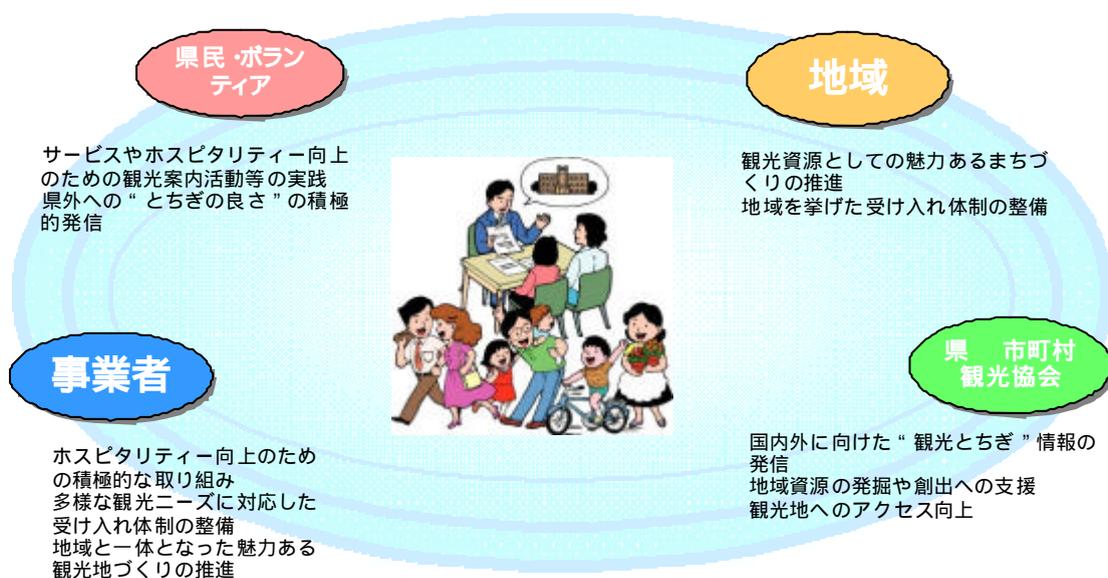
| 成果指標名       | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前 | 基準年             | 目標              | 長期目標            |
|-------------|----------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 観光客入込数（千人）  | -        | -       | 71,582<br>(H16) | 73,600<br>(H22) | 75,700<br>(H27) |
| 観光客宿泊数（千人）  | -        | -       | 8,715<br>(H16)  | 8,900<br>(H22)  | 9,100<br>(H27)  |
| 外国人宿泊者数（千人） | -        | -       | 89<br>(H16)     | 145<br>(H22)    | 200<br>(H27)    |

注）観光客入込数・宿泊数は、平成 16 年から調査基準の変更があったため、それ以前との比較はできない。

#### 施策展開のイメージ



#### 5 期待される主な主体の役割



## 432 国際化の推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

教育・文化・産業など幅広い分野での更なる国際化や多文化共生社会の実現に向け、国際化時代にふさわしい魅力ある地域をつくります。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

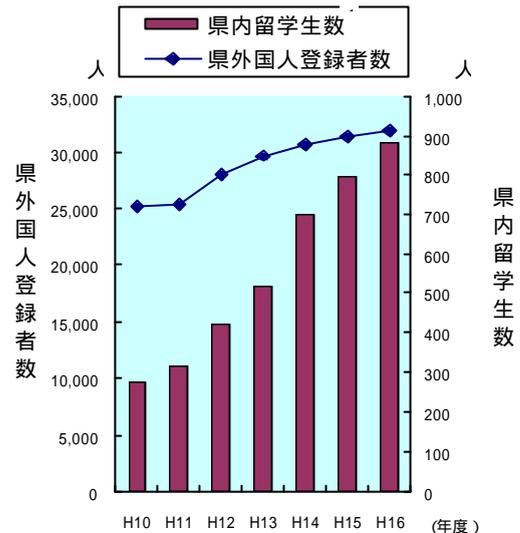
本県に在住する外国人が年々増加していますが、地域社会の中で外国人と日本人が、互いに文化や考え方を理解し合い、尊重し合える環境づくりが重要となっています。

グローバル化や情報化の進展等により大きく変化している社会情勢に的確に対応した産業や観光振興を図っていくことが課題です。

現在、民間国際交流団体等を中心に様々な国際交流が展開されていますが、今後、県民による幅広い国際交流や草の根レベルの国際協力が、より大きな役割を担っていくものと考えられます。

日常生活が国際社会との関わり抜きには成り立たなくなっている中、県民の外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際社会への理解を深めていくことが重要となっています。

県内留学生数と県外国人登録者数



資料：とちぎの国際化の概要

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 多文化共生地域づくりの推進

外国人と日本人が、互いに文化や考え方を理解・尊重し、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します。

外国人にもわかりやすい生活情報等の提供や外国人の日本語学習の促進

#### 産業分野における国際化の推進

貿易相談窓口の開設などにより県内企業の海外への市場展開や農産物の輸出拡大を支援するとともに、県内への外国企業の誘致や外国人観光客の誘客を促進します。

投資や観光分野での本県の魅力発信

#### 県民主体による友好交流・国際協力の促進

県民が国際活動に取り組みやすい環境づくりを進め、幅広い分野における外国人との交流を推進するとともに、多様な国際協力への取組を促進します。

外国人と県民との交流機会の拡充  
草の根レベルの多様な国際協力の促進  
県民の国際活動促進のための情報提供の充実

#### 国際感覚豊かな人材の育成

県民の国際理解の一層の促進を図るとともに、国際化に対応した教育を推進し、国際感覚豊かな人材を育成します。

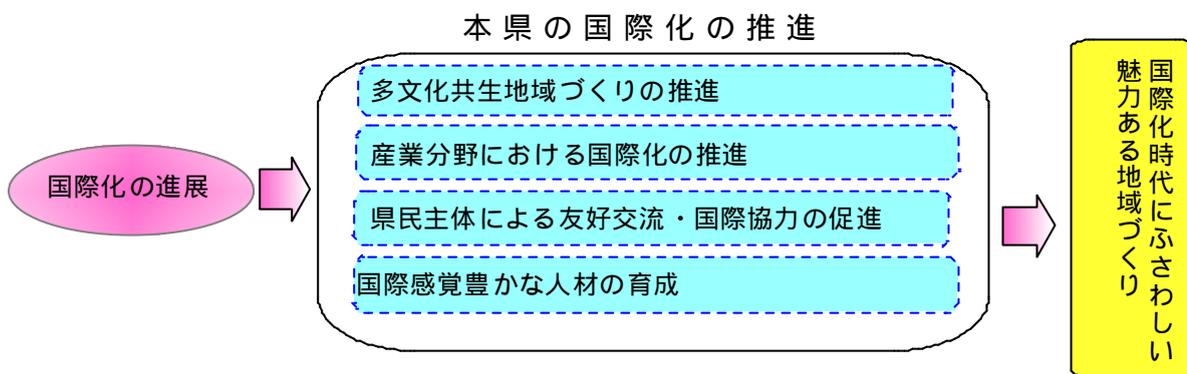
国際理解のための講座等の開催の促進

学校教育における外国語教育や外国人児童生徒・帰国児童生徒への教育の充実

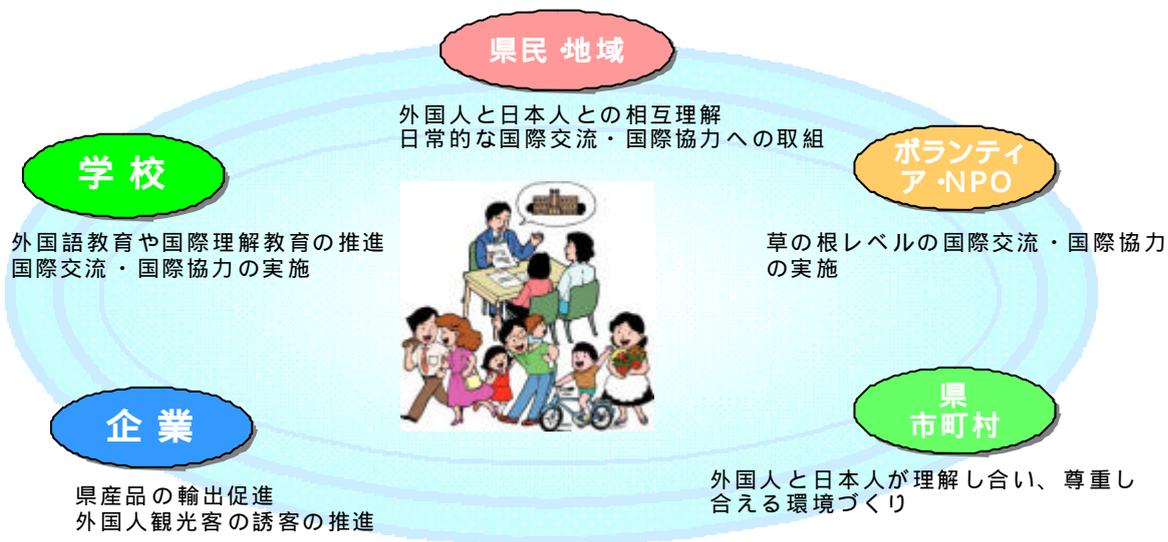
国際感覚に優れた地域リーダーの育成促進

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                      | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前       | 基準年            | 目 標            | 長期目標           |
|----------------------------|----------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 国際交流・国際協力の経験のある県民の割合(%)    | -        | 29.8<br>(H12) | 29.8<br>(H12)  | 40.0<br>(H22)  | 45.0<br>(H27)  |
| 外国語により生活情報を提供している市町村の割合(%) | -        | 36.7<br>(H10) | 43.0<br>(H15)  | 57.0<br>(H22)  | 67.0<br>(H27)  |
| 県内の貿易額（H15 を100とする指数）      | -        | 99.0<br>(H10) | 100.0<br>(H15) | 107.0<br>(H22) | 110.0<br>(H27) |



#### 5 期待される主な主体の役割



## 4 3 3 社会貢献活動の促進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

社会貢献活動の健全な発展を促進し、ボランティアやNPO、企業、行政などが、パートナーシップの下で協力し合える環境をつくりまします。

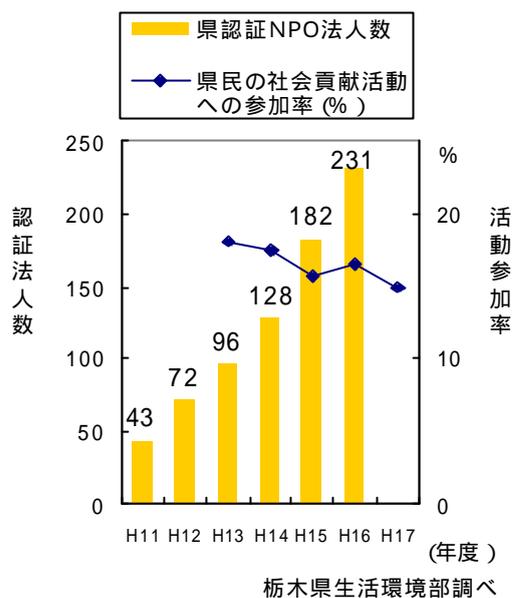
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

社会・経済環境や住民意識等が変化する中で、自主的、迅速、柔軟に対応できるボランティアやNPO等による社会貢献活動が注目を集めています。関心を持ちながらも、きっかけがないなどの理由により、具体的な行動に結びつかないという現状があります。

県民だれもが活動への理解を深め、また、意欲を持つだれもが社会貢献活動に参加しやすい環境が十分とは言えない状況にあります。

NPOやボランティアと行政、企業等が互いの特性を活かして共通の目的のもと、地域の課題解決に向けた取組を進めていくための仕組やお互いが理解することができる機会の確保が重要になっています。

県認証法人数及び県民の社会貢献活動への参加率



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### ボランティア・NPO活動促進のための環境づくり

全ての県民が社会貢献活動への理解を深めるとともに、活動に興味・関心を持つだれもが、活動に関する情報を容易に得ることができ、気軽に参加できる環境づくりを進めます。

人と情報の交流等の拠点となる「とちぎボランティアNPOセンター」の機能充実  
NPO等の人材育成等組織基盤の強化

#### 協働を推進するための環境づくり

NPOやボランティア、行政、企業等が、それぞれの特性を活かし、相互理解に基づく対等な関係のもと、地域の課題解決に向けて取り組めるよう環境づくりを進めます。

全県的に協働を推進するための仕組づくり  
提案・実践型協働推進事業の実施

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                               | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|-------------------------------------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 県民の社会貢献活動への参加率 (%)                  | -        | 18.1<br>(H13) | 14.9<br>(H17) | 25.0<br>(H22) | 33.3<br>(H27) |
| NPO 法人と行政との協働事業実施率 <sup>1</sup> (%) | -        | -             | 14.2<br>(H17) | 20.0<br>(H22) | 25.0<br>(H27) |
| 社会貢献活動支援データベース登録団体数(団体)             | -        | -             | 193<br>(H16)  | 500<br>(H22)  | 700<br>(H27)  |

1 県内のNPO法人のうち、県又は市町村と何らかの協働事業を実施している法人の割合

ボランティア・NPO等の活動風景等の写真

とちぎボランティアNPOセンター「ぼぼら」での活動風景等の写真

#### 5 期待される主な主体の役割



## 4 3 4 情報ネットワーク社会の推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

いつでも、どこでも、何でも、誰でも必要な情報やサービスを手軽に利用できる情報ネットワーク社会の推進を図ります。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

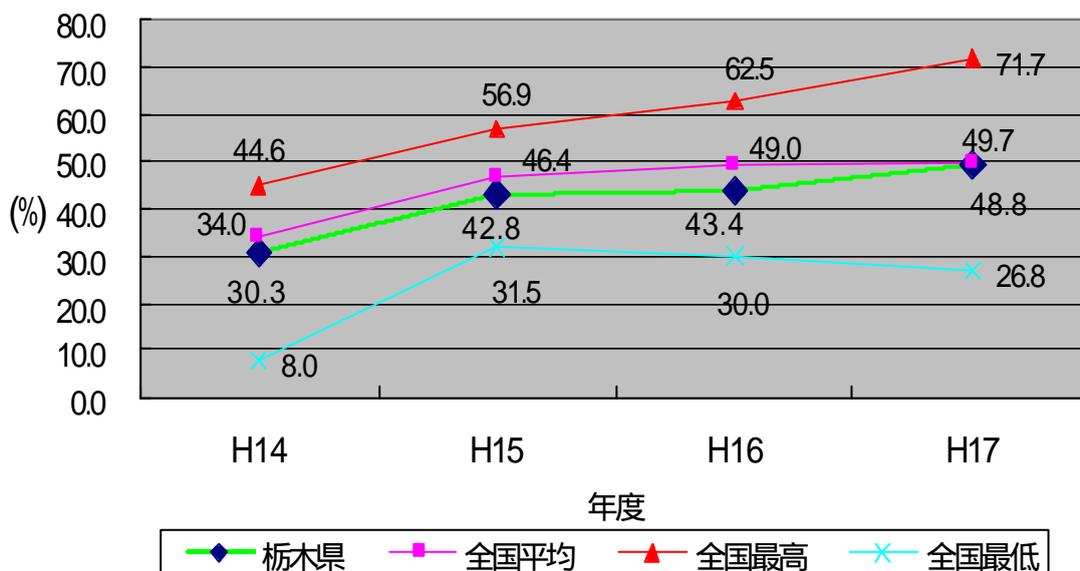
採算性等の理由により情報通信基盤の整備が進まない地域が残されています。

高齢者や障害者など情報通信サービスを利活用できない人がいます。

情報通信基盤の整備が進んでいるにもかかわらず、実際の利用者が少ない状況となっています。

地上デジタル放送が開始され、その有効活用が期待されています。

### インターネット人口普及率



資料：総務省情報通信に関する現状報告（H17）

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 情報ネットワーク社会の実現に向けた環境の整備促進

山間地等情報通信の格差を是正するため、通信事業者による自主事業取組の促進や整備への支援など、国、市町村、事業者と連携して整備を促進します。

情報ボランティア等の育成に取り組み、県民の情報活用能力の向上に努めます。

#### 山間地等における情報通信基盤の整備促進

すべての県民における情報リテラシー（活用能力）の向上

#### 情報通信サービスの利活用促進

県民生活に密着した魅力ある情報コンテンツ（内容）の充実を図るとともに、県民が、インターネットを通じて各種行政手続サービスを利用できるようにします

県民が行政手続きの申請や行政情報の入手、行政参加を行う際のIT利活用の促進

地図情報を活用したわかりやすい情報提供の充実

行政における地上デジタル放送の利活用方策の検討

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

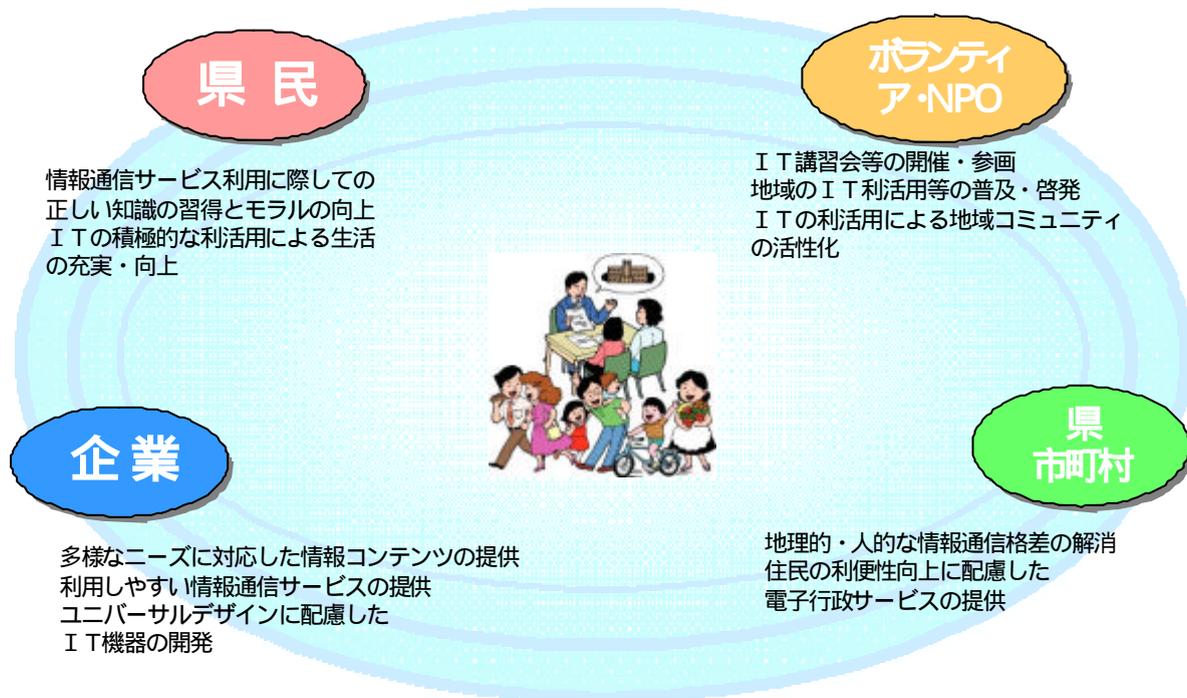
| 成果指標名                                     | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前      | 基準年              | 目 標              | 長期目標             |
|---|----------|--------------|------------------|------------------|------------------|
| ブロードバンド契約世帯の割合(DSL <sup>1</sup> 、CATV)(%) | -        | 5.5<br>(H14) | 25.5<br>(H16)    | 50.0<br>(H22)    | 65.0<br>(H27)    |
| 県ホームページアクセス件数(千件)                         | -        | 438<br>(H11) | 5,500<br>(H16)   | 10,000<br>(H22)  | 15,000<br>(H27)  |
| IT 講習会延べ受講者数(人)                           | -        | 370<br>(H12) | 124,669<br>(H16) | 180,000<br>(H22) | 200,000<br>(H27) |

1 DigitalSubscriberLine の略でデジタル加入者回線のこと



NPOによるIT講習会

#### 5 期待される主な主体の役割



## 政策の体系

### 政策 51

#### 豊かな環境を守り育て、地球にやさしい循環型社会を構築する

##### 施策

- ★ 511 良好な地域環境の保全
- ★ 512 3 R の推進
- ★ 513 廃棄物処理対策の推進
- ★ 514 地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進
- ★ 515 環境を支える森林づくり
- ★ 516 豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進

### 政策 52

#### 安全な暮らしを守る

##### 施策

- ★ 521 安全で安心なまちづくりの推進
- ★ 522 総合的な交通安全対策の推進
- ★ 523 安心できる消費生活の実現

### 政策 53

#### 災害・危機に強い県土づくりを推進する

##### 施策

- ★ 531 防災・危機管理対策の充実
- ★ 532 防災基盤の整備

## 政策 5 1 豊かな環境を守り育て、地球にやさしい循環型社会を構築する

### 目的

かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくため、豊かな自然環境を守り育てるとともに、環境負荷を低減し地球温暖化防止に貢献するなど、持続的な発展が可能な循環型社会を構築する。

### 現状と課題

日光国立公園に代表される優れた自然や里山などの多様な生態系は、全国に誇れる県民共有の財産であり、将来にわたって保全していく必要があります。

しかし、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動により、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、エネルギー消費の拡大、廃棄物の増大など、環境への負荷の増大による悪影響が懸念されており、近年では温室効果ガスによる地球温暖化などの地球規模の環境問題も発生しています。

このため、県民すべてが、自然の大切さを認識し、豊かな自然環境を守り育てるとともに、これまでの産業活動やライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない、地球にやさしい循環型社会を構築していくことが求められています。

### 目的実現に向けた取組の方向

大気環境、水環境、土壌環境など、地域の環境を保全します。

循環型社会の構築の基本となる 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を着実に推進します。

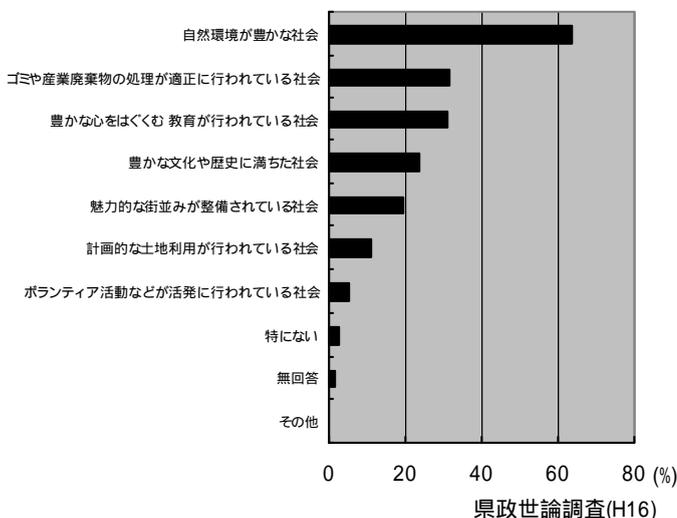
適正な廃棄物処理対策を推進し、廃棄物処理への信頼の確保及び不適正処理の防止を図ります。

あらゆる主体による地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動を推進します。

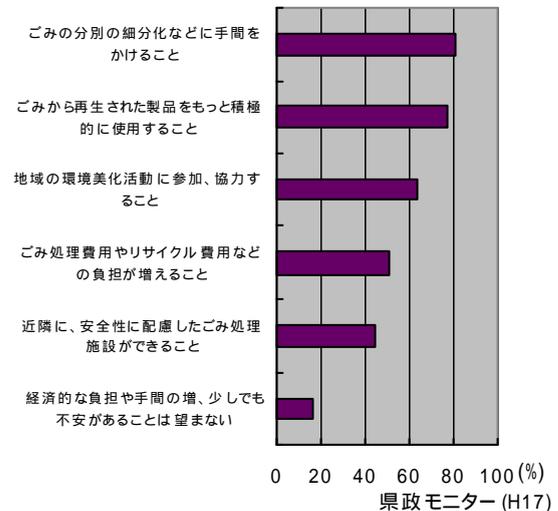
公益的な機能を高度に発揮する健全で活力のある森林をつくります。

優れた自然や多様な生態系の保全・再生、豊かな自然とのふれあいを推進します。

美しさに満ちた郷土「とちぎ」という言葉から連想する社会



ごみの減量化・リサイクル及び適正処理を推進する際やむを得ないと思われること



## 5 1 1 良好な地域環境の保全

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

大気環境、水環境、土壌環境など、地域の環境を保全します。

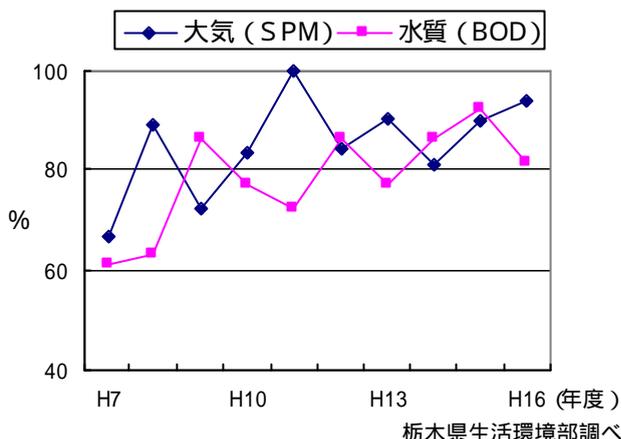
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

大気や水などの環境は、経年的に改善の傾向にありますが、一部の地域や光化学オキシダントなどの項目では環境基準が達成されていない状況にあります。

県南部における地盤沈下は、ここ数年沈静化の傾向にありますが、依然として進行しています。

化学物質による環境や生態系への影響が懸念されていますが、これらの化学物質の有用性や有害性などについて、県民・事業者・行政の共通理解を図ることが課題となっています。

環境基準達成率



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 大気環境の保全

大気汚染物質の排出規制等の事業者指導などにより、大気環境の汚染の未然防止を図るとともに、光化学スモッグ発生時の注意報発令等の対応を迅速に行い、健康被害を未然に防止します。

アスベスト飛散防止対策の徹底 揮発性有機化合物の排出規制等の実施

#### 水環境の保全

水質汚濁物質の排出規制等の事業者指導などのほか、生活排水対策等により、水環境の汚染の未然防止を図ります。

河川等の水質の情報と汚濁発生源の情報を活用し、地域の特性に合わせた環境保全対策を効果的に行うとともに、更なる水質改善に向けて環境基準や排出基準等の見直しを検討します。

環境基準未達成の流域における水質浄化対策の推進  
地下水汚染の監視及び未然防止対策の推進

#### 土壌環境、地盤環境の保全

有害物質使用事業場に対し有害物質の地下浸透防止に係る管理基準の指導を徹底し、土壌汚染の未然防止を図るとともに、汚染土壌については浄化対策の指導を実施します。

また、県南部で進行している地盤沈下を防止するため、沈下状況の把握や地下水採取に関する指導等を行うとともに、条例による地下水採取規制のあり方についての検討を行います。

県南部における地盤沈下の常時監視及び防止対策の実施

#### 騒音・振動、悪臭の防止

市町村が実施する騒音・振動、悪臭の発生源対策に対する技術的な助言などの支援を行うほか、交通騒音対策の推進などにより、生活環境への影響の低減を図ります。

#### 化学物質対策の推進

化学物質排出抑制対策を推進することにより、工場・事業場から排出される化学物質の抑制を図ります。

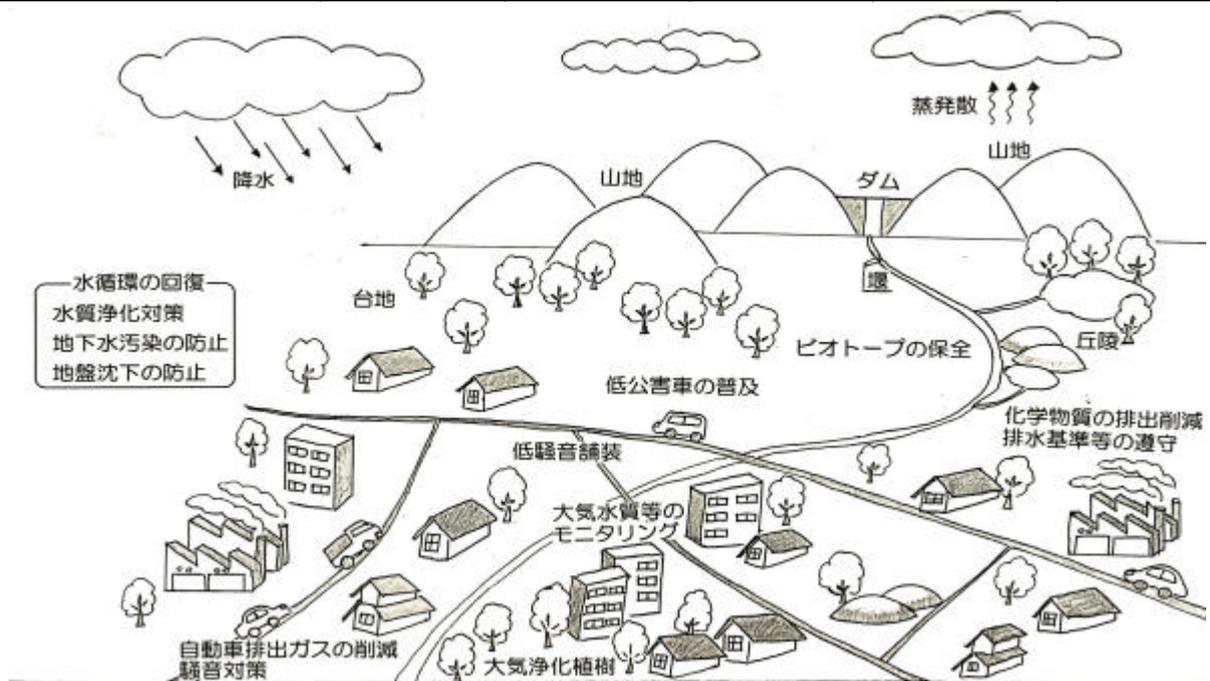
また、様々な化学物質の環境への残留状況を把握するため環境監視を行うとともに、化学物質に対する県民、事業者等の理解の向上を図ります。

工場・事業場における化学物質の管理計画の策定・公表の指導  
リスクコミュニケーション<sup>1</sup>の普及促進

1 リスク（有害な影響、事故、災害などが生じるおそれ）に関する正確な情報を住民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。これが適切に行われると、各主体の自主的、積極的なリスク削減に向けた行動が促進される。

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                         | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標          | 長期目標         |
|-------------------------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 大気環境基準（SPM（浮遊粒子状物質））達成率（％）    | 31.3<br>(H6) | 100<br>(H11)  | 93.8<br>(H16) | 100<br>(H22) | 100<br>(H27) |
| 水質環境基準（BOD(生物化学的酸素要求量)）達成率（％） | 61.0<br>(H6) | 72.0<br>(H11) | 81.3<br>(H16) | 100<br>(H22) | 100<br>(H27) |
| 騒音に係る環境基準達成率（道路に面する地域）（％）     | -            | 84.0<br>(H13) | 83.5<br>(H16) | 100<br>(H22) | 100<br>(H27) |



#### 5 期待される主な主体の役割



## 5 1 2 3 Rの推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

循環型社会の構築の基本となる3R（発生抑制、再使用、再生利用）を着実に推進します。

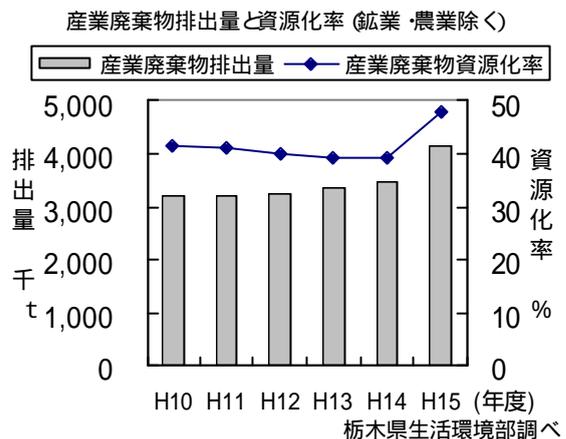
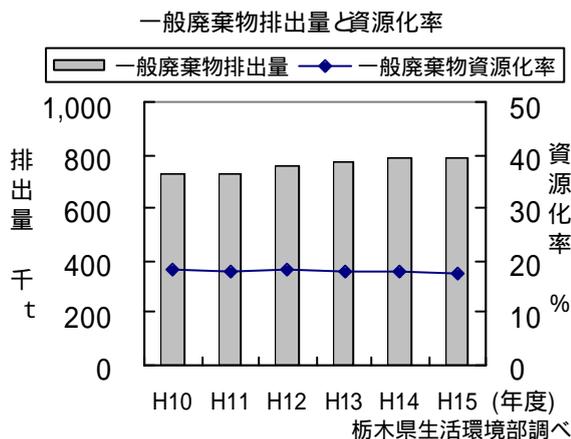
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

社会経済の発展に伴う大量生産、大量消費により、廃棄物が大量に発生する一方で、資源化率はほぼ横ばいで推移し、廃棄物最終処分場の残余容量のひっ迫など深刻な問題が発生しています。

循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生を抑制する意識の醸成が十分とは言えません。

畜産、農林業が盛んな本県の特徴から、これらの産業を中心に多くのバイオマス<sup>1</sup>が発生していますが、資源として十分に有効活用されていない現状にあります。

- 1 再生可能な、生物由来の有機性資源で、石油や石炭などの化石資源を除いたもの。具体的には農林水産物、もみ殻、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなどを指す。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 廃棄物の減量化の推進

県民・事業者と連携しながら、廃棄物の発生を抑制し、再使用を図るなど、廃棄物の減量化を推進します。

県民のライフスタイルの変革等を促進するための普及啓発の実施

#### 廃棄物のリサイクルの推進

県民・事業者・行政の自主的な取組を促進するとともに、各主体の連携を図る施策を展開し、リサイクルを推進します。

また、各リサイクル関連法の円滑な運用を促進し、廃棄物の種類ごとのリサイクルを推進します。

イベントの開催等による普及啓発の実施

循環資源の有効活用に向けた地域循環モデル構築の支援

リサイクル製品等の購入及び有効利用の促進

#### バイオマスの利活用の促進

県民・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に連携することにより地域の特性を活かしたバイオマスの利活用を促進します。

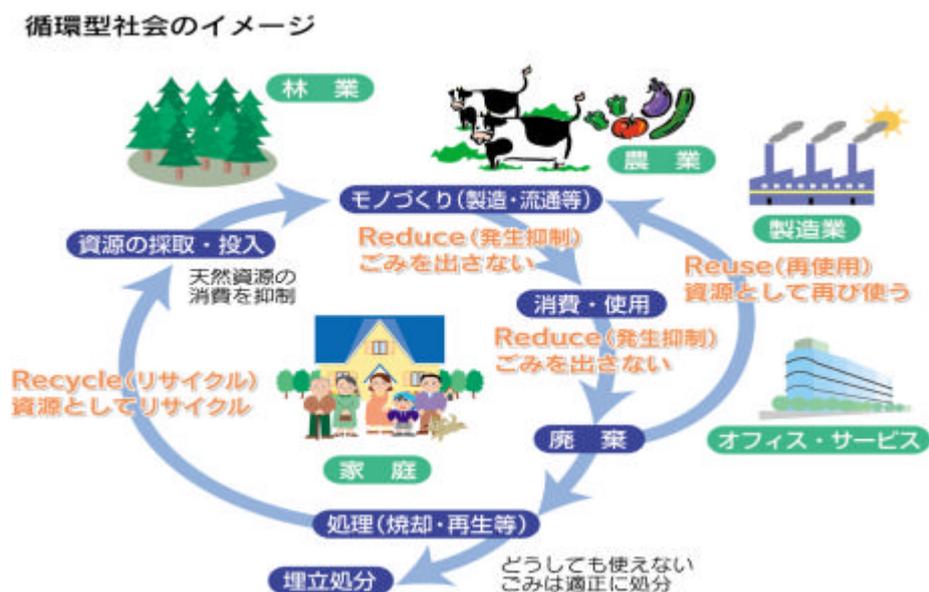
市町村等によるバイオマスタウン構想等計画策定の支援

バイオマスタウン構想に基づく地域循環システム構築の支援

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                        | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標         |
|------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 一般廃棄物資源化率（％）                 | 12.5<br>(H5) | 18.5<br>(H10) | 17.7<br>(H15) | 30.0<br>(H22) | -            |
| とちの環エコ製品認定数 <sup>2</sup> （件） | -            | -             | 17<br>(H16)   | 65<br>(H22)   | 90<br>(H27)  |
| バイオスタウン構想等策定市町村の割合（％）        | -            | -             | 0<br>(H16)    | 18.2<br>(H22) | 100<br>(H27) |

2 県内で発生する循環資源を原材料として製造加工された製品で県が認定したもの



#### 5 期待される主な主体の役割



部門計画 「栃木県環境基本計画」(H11～H22)  
「栃木県廃棄物処理計画」(H13～H22)  
「栃木県循環型社会推進指針」(H15～)

## 5 1 3 廃棄物処理対策の推進

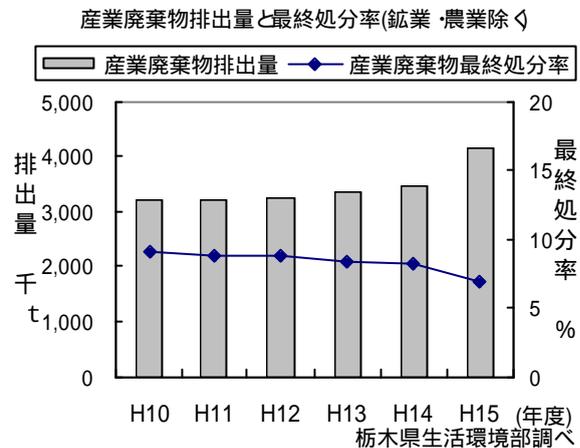
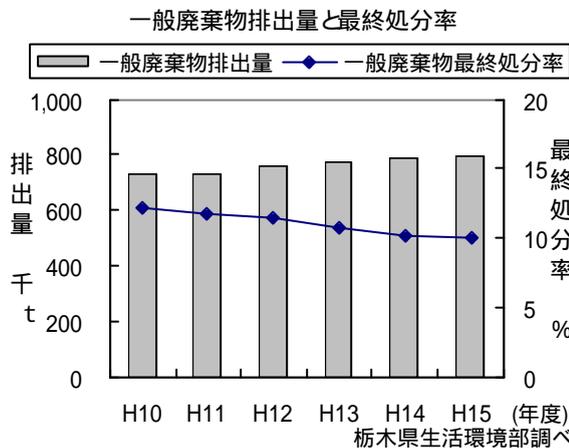
### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

適正な廃棄物処理対策を推進し、廃棄物処理への信頼を確保するとともに、不適正処理を防止します。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

できる限り廃棄物の排出を抑制し、更に再使用、再生利用を進めていますが、焼却等処理をせざるを得ない廃棄物が発生しています。

廃棄物の不法投棄や不適正処理が後を絶たず、地域住民の廃棄物処理に対する不安感や不信感が依然として根強いことなどから、適正処理のために必要な処理施設の確保が困難となっています。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 廃棄物の適正処理の推進

市町村の一般廃棄物の広域的な施設整備を促進するとともに、産業廃棄物を適正に処理するための施設を確保します。

また、廃棄物排出事業者や処理業者に対して、廃棄物処理基準の遵守等、適正な処理処分について監視指導を徹底します。

広域的な一般廃棄物焼却施設の整備促進

必要な産業廃棄物処理施設の確保

県営管理型産業廃棄物最終処分場の整備推進

#### 不法投棄対策の強化

不法投棄の未然防止と早期発見に努めるとともに、行為者等に対し不法投棄物の早期撤去を指導します。

夜間・休日等の監視体制の強化

警察等の関係機関と連携した不法投棄物の撤去指導

キャンペーンや講習会等による不法投棄防止啓発活動の充実

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                              | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標          | 長期目標         |
|------------------------------------|--------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| ごみ処理広域化計画に対応した焼却施設の整備数（市町村設置分）（施設） | 0<br>(H5)    | 0<br>(H10)    | 3<br>(H16)    | 8<br>(H22)   | 16<br>(H30)  |
| 産業廃棄物の不法投棄件数（件）                    | 32<br>(H5)   | 68<br>(H10)   | 27<br>(H15)   | 23<br>(H22)  | 20<br>(H27)  |
| 廃棄物監視員を設置する市町村の割合（％）               | 34.7<br>(H6) | 46.9<br>(H11) | 59.2<br>(H16) | 100<br>(H22) | 100<br>(H27) |



とちぎクリーンプラザ（栃木地区広域行政事務組合）

市町村が設置する焼却施設では、サーマルリサイクル（ごみの焼却により発生する熱エネルギーを回収し、熱供給や発電等を行う）を推進しています。

#### 5 期待される主な主体の役割



## 5 1 4 地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動の推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

県民、事業者、行政の適切な役割分担と連携の下、あらゆる主体による地球温暖化防止をはじめとした環境保全活動を推進します。

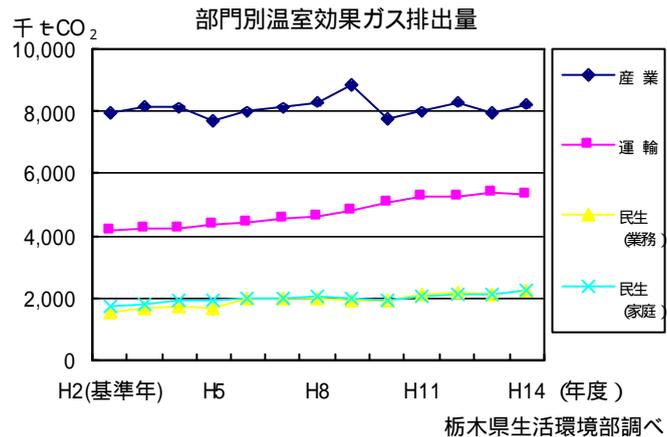
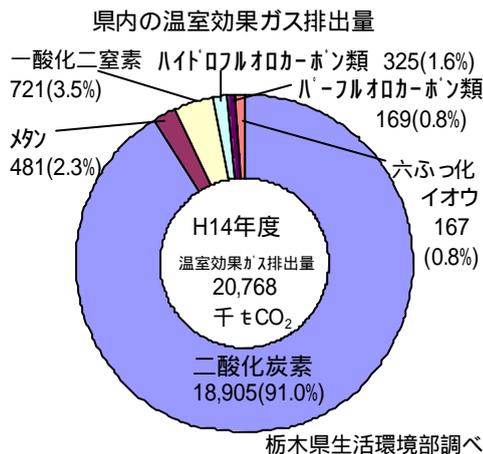
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

京都議定書が平成 17 年 2 月に発効し、国として温室効果ガスの排出量の削減の義務<sup>1</sup>が課されましたが、県内の温室効果ガスの排出量は、基準年に比較して大幅に増加しており、特に家庭などの民生部門や運輸部門の伸びが目立っています。

地球温暖化や廃棄物の増大などの様々な環境問題は、社会経済システムのあり方やすべての人々の日々の生活に起因しており、これらの問題を解決するためには、すべての県民が、日常生活や事業活動により環境へ様々な負荷を与えている事実を認識することが重要です。

環境問題への関心は高まっていますが、環境保全に向けた実践活動が十分とは言えない状況にあります。

- 1 京都議定書の発効により、我が国は温室効果ガスを基準年（H2）に比較して、平成 20 年から平成 24 年までの間に全体で 6 % 削減するという国際的な義務を負うことになった。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの排出削減対策の推進

温室効果ガスの削減に向けて、普及啓発などの各種施策により県民、事業者等の積極的な取組を促進するとともに、県自ら率先して省エネルギーの実践やクリーンエネルギーの導入等を図ります。

各主体が一体となった地球温暖化防止対策の推進  
県有施設への ESCO 事業<sup>2</sup>の導入推進

#### 自主的な環境保全活動の促進

「とちの環県民会議」等の環境保全団体との連携・協力の下、各種の普及啓発活動を推進し、県民総ぐるみにより、日常生活や事業活動における自主的な環境保全に向けた取組を促進します。

県庁の ISO14001 の認証取得

#### 環境学習の推進

学校や家庭、地域における環境教育・学習を推進するとともに、県民の自主的な環境学習を支援する体制を充実します。

環境学習拠点施設の整備 環境学習情報ネットワークの構築

- 2 工場やビルなどがエネルギー設備を省エネルギー型に改修し、改修費用をエネルギー節減分の一部で賄う仕組みの事業であり、改修する側される側の両者にメリットがあり、ひいては地球温暖化防止に貢献することにもなる。

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                    | 概ね 10 年前 | 概ね 5 年前      | 基準年          | 目 標          | 長期目標      |
|--------------------------|----------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| 県庁の温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算：t） | -        | 59,883 (H10) | 64,825 (H16) | 59,040 (H22) | -         |
| 環境ISO認証取得事業場数（件）         | -        | 106 (H11)    | 292 (H16)    | 320 (H22)    | 345 (H27) |
| 環境学習関連事業を実施している市町村の割合（％） | -        | 44.9 (H14)   | 46.9 (H16)   | 100 (H22)    | 100 (H27) |

#### 家庭でできる取組（一世帯当たりの年間二酸化炭素削減効果）



#### 5 期待される主な主体の役割



部門計画 「栃木県環境基本計画」(H11～H22)  
「栃木県地球温暖化対策地域推進計画」(H12～H22)

## 5 1 5 環境を支える森林づくり

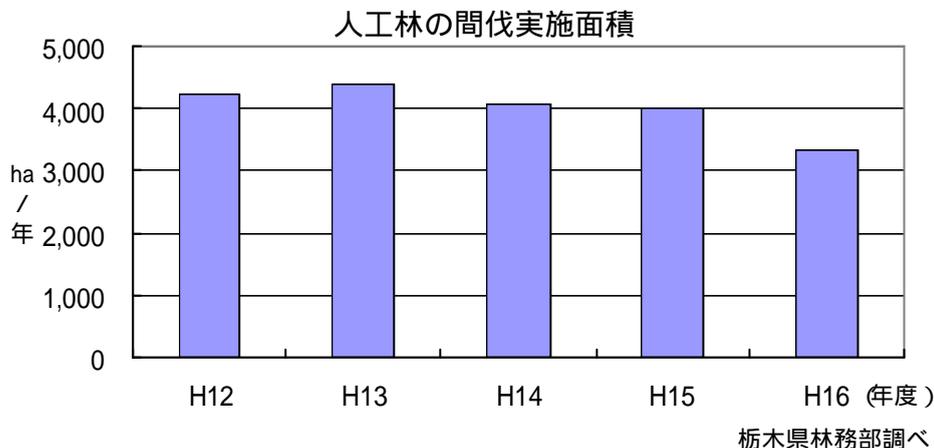
### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

水源かん養、二酸化炭素吸収機能など、公益的な機能を高度に発揮する健全で活力のある森林をつくります。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

林業の採算性の悪化等により、適正な森林の管理が行われにくい状況にあり、水源かん養、土砂流出防止、土砂崩壊防止、保健休養、二酸化炭素吸収機能などの森林の持つ様々な公益的な機能の低下が危惧されています。

京都議定書が平成17年2月に発効し、我が国は、温室効果ガス削減目標の6%のうち3.9%を上限に、森林による二酸化炭素吸収量として算入することが認められましたが、現在の森林整備の水準では、目標の達成が難しい状況にあります。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 森林の公益的機能の向上

水源のかん養など森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、多様な森林の整備を促進します。

森林ボランティア・NPO・民間企業等による森林整備活動を促進します。

人工林の間伐等による森林整備の促進

新たな財源による森林環境保全対策の充実

#### 森林の適正な管理

森林管理や計画的な森林整備を図るため、森林の分布や生育状況などの各種森林情報を一元的に管理する体制を構築します。

森林の公益的機能の高度発揮と維持増進を図るため、保安林制度や林地開発許可制度を適切に運用します。

森林GISを活用した森林管理体制の構築

計画的な保安林適正配備の推進

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                 | 概ね 10 年前   | 概ね 5 年前     | 基準年         | 目 標         | 長期目標        |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 人工林の間伐実施面積 (ha / 年)   | 3,034 (H6) | 3,669 (H11) | 3,311 (H16) | 6,000 (H22) | 3,600 (H32) |
| 保安林の指定面積 (千 ha)       | 64 (H6)    | 65 (H11)    | 68 (H16)    | 76 (H22)    | 100 (H40)   |
| 森林ボランティアの活動延べ人数 (人・日) | 320 (H9)   | 575 (H11)   | 450 (H16)   | 1,000 (H22) | 5,000 (H32) |



荒廃した森林



適正に管理された森林

#### 5 期待される主な主体の役割



## 5 1 6 豊かな自然環境の保全とふれあい活動の推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

自然公園をはじめとする優れた自然や多様な生態系の保全・再生、豊かな自然とのふれあいを推進します。

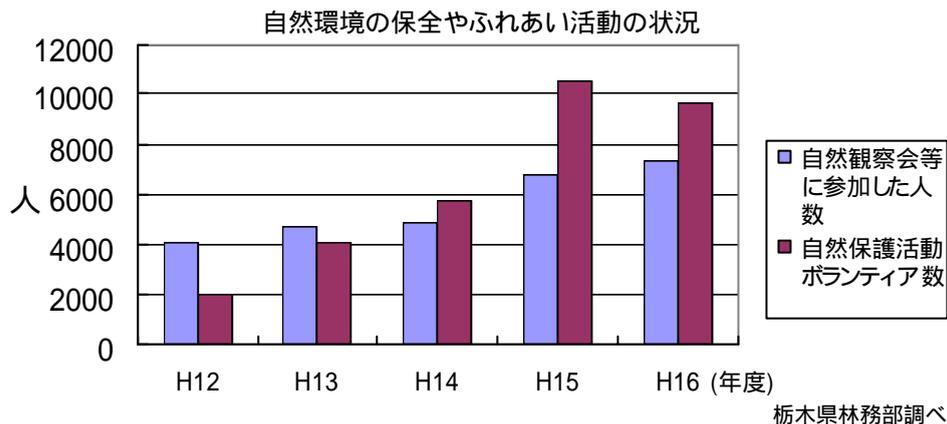
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

農林業従事者の高齢化、過疎化等によって里地里山の荒廃が進行し、身近な希少動植物種が減少傾向にあるため、自然環境の再生や生態系等の保全が課題となっています。

ラムサール条約に登録予定の奥日光の湿原においては、人為的な影響による乾燥化等が懸念されています。

野生鳥獣の生息域の拡大等により、農林水産業への被害拡大が危惧されています。

県民の自然とのふれあい活動は進展していますが、自然保護活動を行うNPO等民間団体との交流・連携は十分とは言えません。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 自然環境の保全と再生

県版レッドデータブックの普及など、広く県民に自然に関する情報を提供することによって、自然環境の恵みを大切にすることを醸成し、協働により里地里山や湿地、希少な野生動植物の保全などを推進するとともに、自然環境に配慮した土地利用を推進します。

生態系の保全の強化と自然環境の再生等を図る総合施策の推進  
ラムサール条約に登録された奥日光の湿原の保全

#### 野生鳥獣の保護管理

人と野生鳥獣との共生に向け、適正な個体数の保護管理を進めるとともに、農林水産業への被害の防止を図ります。

健全な地域個体群の維持  
農林水産業被害対策の充実

#### 自然とのふれあい活動の推進

活動の指導者となる人材を育成するとともに、自然観察会を開催するなど、自然とのふれあい活動を推進します。また、歩道や園地などの自然公園施設を整備し、安全で快適な自然とのふれあいの場を提供します。

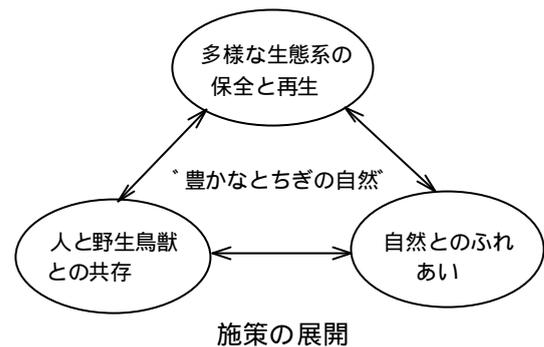
自然とふれあう機会や情報提供の充実  
NPO等と連携した自然とのふれあい活動の推進

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名            | 概ね 10 年前      | 概ね 5 年前        | 基準年            | 目 標             | 長期目標            |
|------------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| 自然保護活動ボランティア数(人) | 680<br>(H7)   | 2,000<br>(H12) | 9,600<br>(H16) | 15,000<br>(H22) | 20,000<br>(H27) |
| シカの生息密度(頭 / ?)   | 11.7<br>(H7)  | 8.0<br>(H11)   | 6.5<br>(H16)   | 5.0<br>(H22)    | 5.0<br>(H27)    |
| 自然観察会等に参加した人数(人) | 3,060<br>(H7) | 4,070<br>(H12) | 7,318<br>(H16) | 11,000<br>(H22) | 14,000<br>(H27) |



自然とのふれあい（茶臼岳）



#### 5 期待される主な主体の役割



## 政策52 安全な暮らしを守る

**目的** 地域を支えるすべての人々が連携して、やすらぎある暮らしの基本となる安全を確保し、犯罪や事故のない明るい地域社会を実現する。

**現状と課題** 近年、高度情報ネットワーク化を背景としたハイテク犯罪や暴力団・来日外国人等による組織犯罪が多発する中、少年非行の深刻化や地域社会の連帯意識の希薄化等様々な要因が相まって、犯罪の増加や凶悪化の傾向が強まっており、県民の体感治安が低下しています。

また、本県は全国的に見て自動車の普及率が高いことが一因となり、人口当たりの交通事故死者数の割合が高いという憂慮すべき状況が続いています。

さらに、多様な販売形態が一般化する中、架空請求など消費生活の安定を脅かす事件も多発しています。

こうした状況の中、地域を支えるすべての人々が連携して、犯罪や事故の未然防止に努めるとともに、被害者等の相談・支援体制を確立し、安全と安心を実感できる地域社会の実現が求められています。

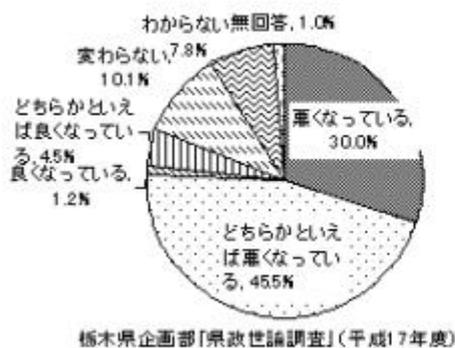
### 目的実現に向けた取組の方向

県民や警察及び自治体が連携し、安全で安心なまちづくりを推進します。

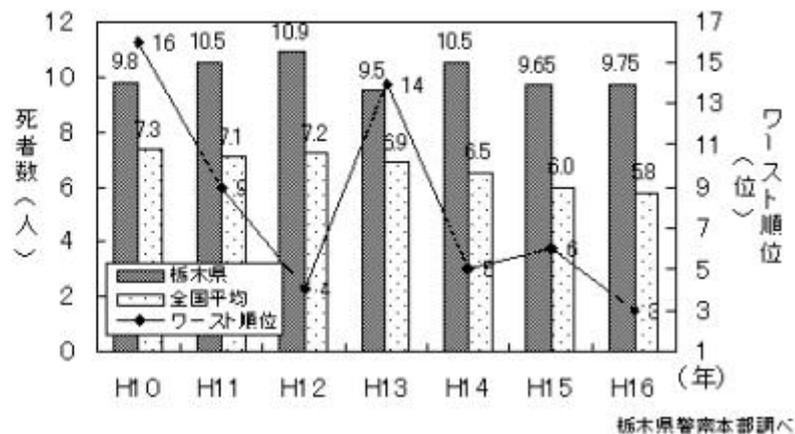
交通事故の発生を抑止するために、県民総ぐるみで交通安全対策を推進します。

合理的な消費行動がとれるよう消費者の自立を支援し、安心できる消費生活の実現を図ります。

最近の治安状況



人口10万人当たりの交通事故死者数及び全国順位



## 521 安全で安心なまちづくりの推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

県民、警察及び自治体が連携し、犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを進めます。

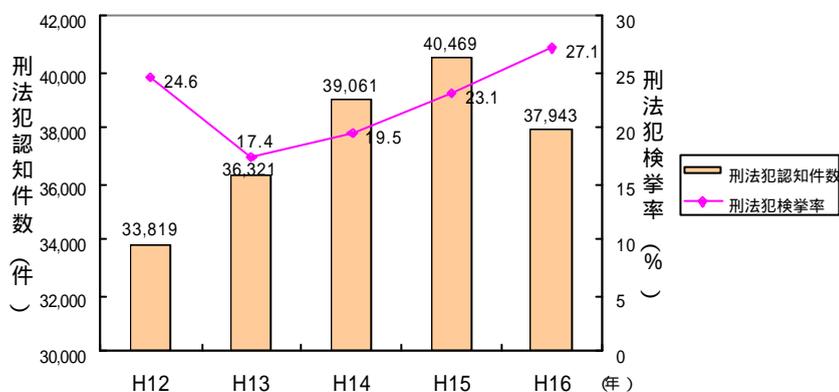
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

都市化、国際化及び情報化の進展などに伴う社会情勢の変化や社会規範意識の低下などを主な要因として、犯罪が高水準で発生している状況にあります。

刑法犯認知件数は、平成 16 年に若干減少したものの、検挙率は 20 % 台と低水準に止まっています。

犯罪被害者に対する、精神的・身体的負担の軽減や経済的支援などの取組の充実が、今後の大きな課題となっています。

刑法犯認知件数と刑法犯検挙率



栃木県警察本部調べ

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 地域が一体となった犯罪抑止活動の推進

県民運動の推進や各種広報活動を通じ、県民一人ひとりの防犯意識の向上を図るとともに、市町村、地域住民と連携し、犯罪の生じにくい社会環境の整備、治安悪化エリアの浄化対策の実施などの犯罪抑止活動を推進します。

#### 自主防犯活動の活性化に向けた支援

繁華街や犯罪多発地域における防犯対策の実施

交番・駐在所の機能の強化

#### 犯罪捜査活動の強化

県民が安心して生活できるよう、空き巣やひったくり、車上ねらい等の身近な犯罪をはじめとして、強盗や殺人等の重要犯罪、暴力団等による組織犯罪の取締りを強化します。

捜査や情報収集等の効率化を図る犯罪捜査支援システムの充実

#### 犯罪被害者等支援の充実・強化

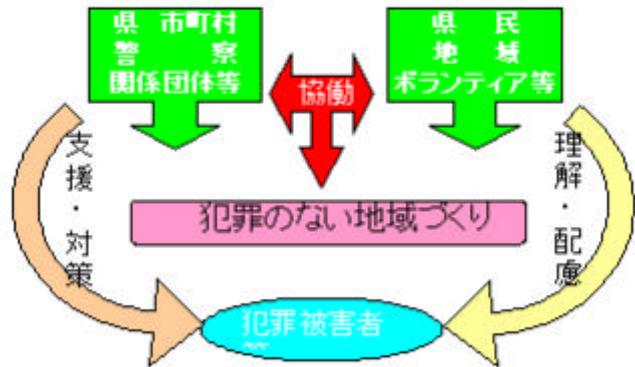
犯罪被害者やその家族のニーズを把握し、きめ細やかな支援を行うとともに、ポスター、インターネット等を活用した広報啓発活動を実施して、犯罪被害者等の現状に対する県民の理解を促進します。

(社)被害者支援センターとちぎとの連携による支援強化

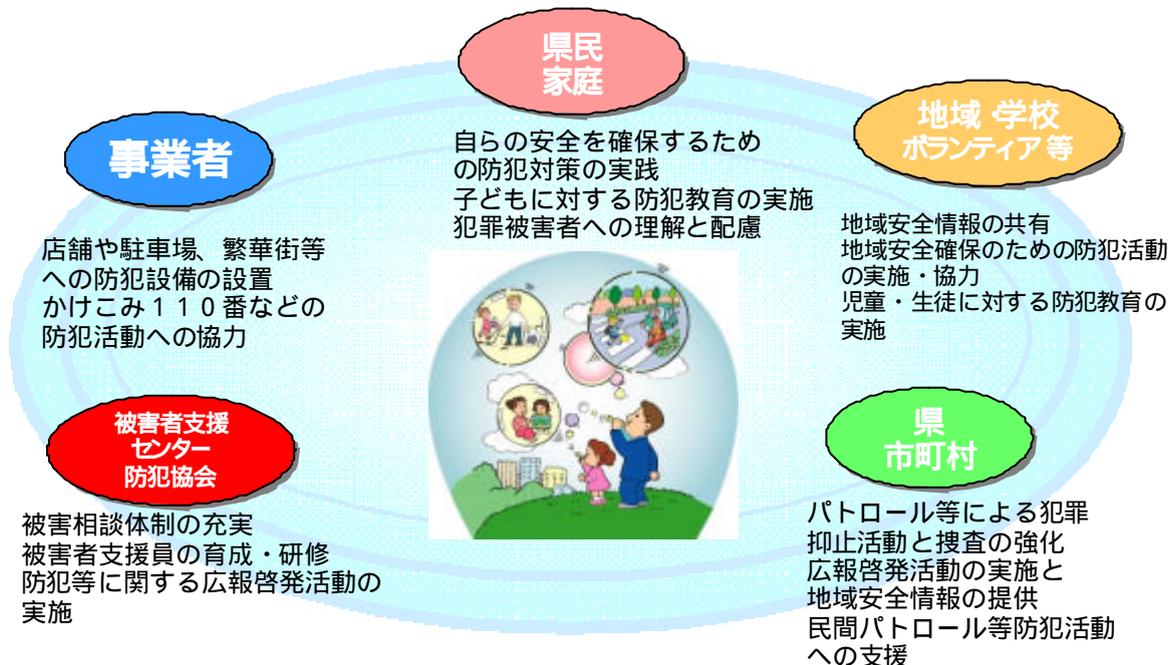
#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                          | 概ね 10 年前       | 概ね 5 年前         | 基準年             | 目 標             | 長期目標            |
|--------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 刑法犯認知件数<br>(件)                 | 25,078<br>(H6) | 31,996<br>(H11) | 37,943<br>(H16) | 32,000<br>(H22) | 25,000<br>(H27) |
| 刑法犯検挙率<br>(%)                  | 51.9<br>(H6)   | 33.3<br>(H11)   | 27.1<br>(H16)   | 33.3<br>(H22)   | 50.0<br>(H27)   |
| 自主防犯活動団体数 <sup>1</sup><br>(団体) | 0<br>(H6)      | 2<br>(H11)      | 156<br>(H16)    | 350<br>(H22)    | 500<br>(H27)    |

1 県警が把握している継続的に自主防犯活動を行う団体の数



#### 5 期待される主な主体の役割



## 522 総合的な交通安全対策の推進

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

交通秩序の維持と安全な道路交通環境の確保を図り、交通事故の発生を抑止します。

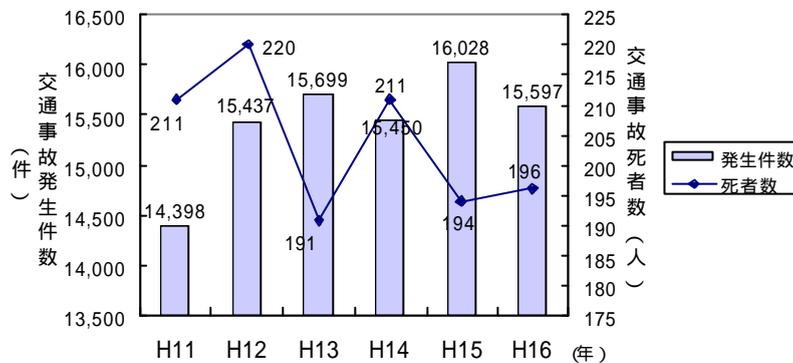
### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

本県の交通事故は、増加傾向にあり、平成15年には統計史上最多の16,028件の人身事故が発生しました。

交通事故死亡者数に占める高齢者の割合は約40%に上っています。

飲酒運転による死亡事故やひき逃げ事故など悪質な事故が多発しています。また、暴走族による危険な行為は減少しつつも、グループは細分化され実態把握が困難になっています。

交通事故発生状況



栃木県警察本部調べ

### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 交通安全に関する啓発の推進

幼児から高齢者までの世代間交流による交通安全教育を広く展開するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を積極的に行い、県民の交通安全意識の高揚を図ります。

高齢者交通事故防止モデル地区における世帯訪問活動及び交通安全教育の推進

#### 交通違反の取締り強化

悪質で危険な飲酒運転、著しい速度超過、交差点違反のほか、迷惑性の高い駐車違反など交通事故に直結する交通違反の取締り及び暴走族対策を強化します。

#### 交通安全施設の整備

安全で利用しやすい交通環境にするため、信号機や道路標識及び歩道等の交通安全施設の整備を推進します。

信号機や標識表示等の整備      自転車歩行者道の整備

#### 道路施設の安全確保

道路利用者が常に安全で快適な通行ができるよう、路面や歩道、橋梁、トンネル等の道路施設の適切かつ計画的な維持管理を推進します。

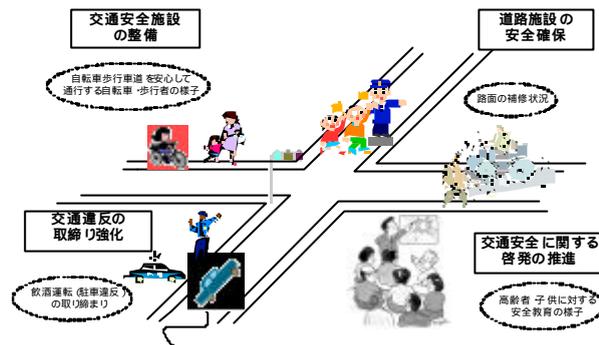
路面の的確な補修      落石・土砂崩落対策施設の整備

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名        | 概ね 10 年前       | 概ね 5 年前         | 基準年             | 目 標             | 長期目標            |
|--------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 交通事故件数（件）    | 14,337<br>(H6) | 14,398<br>(H11) | 15,597<br>(H16) | 13,000<br>(H22) | 10,000<br>(H27) |
| 交通事故死者数（人）   | 282<br>(H6)    | 211<br>(H11)    | 211<br>(H16)    | 140<br>(H22)    | 120<br>(H26)    |
| 通学路の歩道整備率（％） | 36.1<br>(H6)   | 41.3<br>(H11)   | 44.4<br>(H16)   | 48.3<br>(H22)   | 52.1<br>(H27)   |



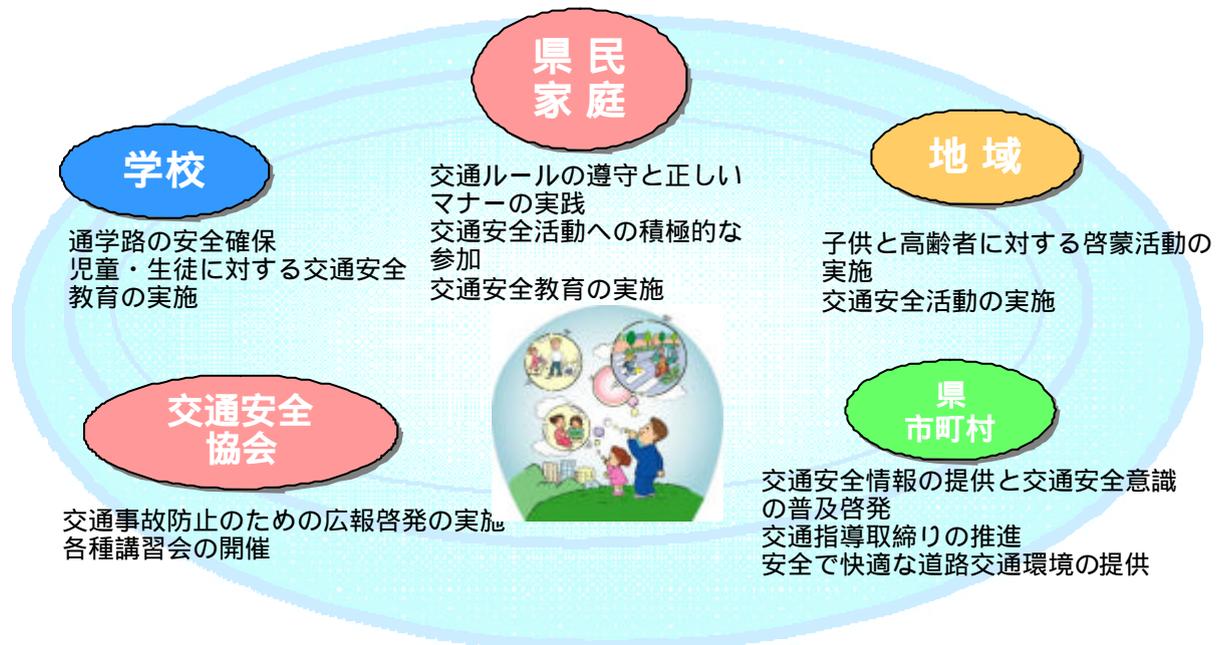
通学路の安全対策



交通安全教室



#### 5 期待される主な主体の役割



## 523 安心できる消費生活の実現

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

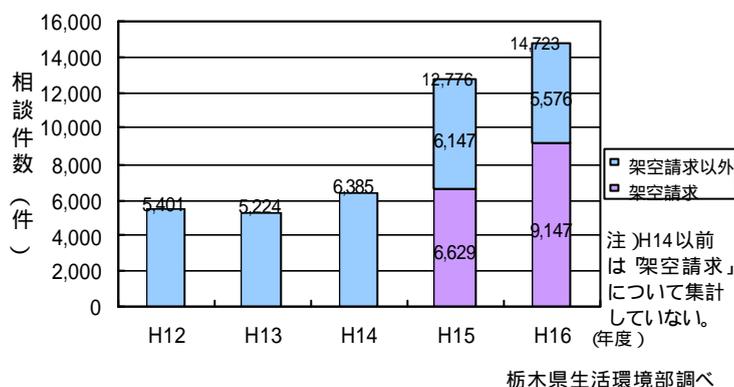
消費者が自らの判断に基づいた合理的な消費行動がとれるよう、消費者の自立を支援し、安心できる消費生活の実現を図ります。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

近年、商品やサービス等が複雑・多様化したことに伴い、架空請求や不当請求、悪質商法をはじめとした様々な消費者問題が発生しています。

県の消費生活センターに寄せられる相談件数は、架空請求に関する相談が急増したことにより、平成15年度以降大幅に増加しています。

栃木県消費生活センターにおける相談件数の推移



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 消費者の自立支援

各種講座や多様な媒体を通じ、正しい消費知識の普及を図るとともに、食品や住宅など消費生活に役立つ情報の提供を行います。

また、消費者の自主的な取り組みが活発に展開されるよう、消費者団体の活動を促進します。若者や高齢者を対象とした消費者教育・啓発事業の実施

#### 消費生活相談体制の充実

消費生活センターなどの相談体制を充実し、消費生活相談による助言等を通じ、消費者トラブルの解消を図ります。

また、計量や表示の適正化等を推進し、消費者取引の適正化を図ります。

複雑・多様化する消費生活相談に対応できる消費生活相談体制の充実・強化  
市町村における相談業務の充実化への支援

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

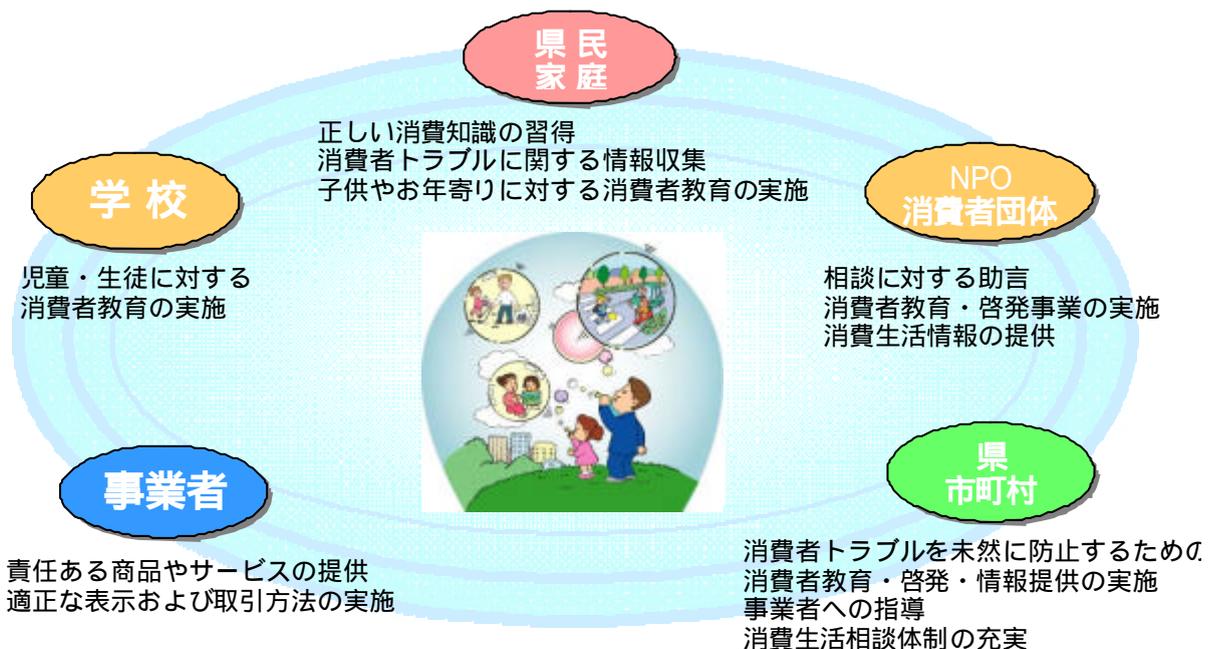
| 成果指標名                             | 概ね 10 年前      | 概ね 5 年前        | 基準年            | 目 標            | 長期目標           |
|-----------------------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 消費生活リーダー養成講座修了者数（人）               | 1,331<br>(H6) | 1,618<br>(H11) | 1,819<br>(H16) | 2,050<br>(H22) | 2,250<br>(H27) |
| 県・市町村消費生活相談員数（人）                  | -             | 39<br>(H11)    | 46<br>(H16)    | 55<br>(H22)    | 60<br>(H27)    |
| 高齢者等 <sup>1</sup> の消費者啓発講座受講者数（人） | -             | 941<br>(H11)   | 902<br>(H16)   | 1,200<br>(H22) | 1,500<br>(H27) |

1 高齢者及び高齢者を取り巻く人々（民生委員、ホームヘルパー等）の受講者数



消費者フォーラム

#### 5 期待される主な主体の役割



## 政策53 災害・危機に強い県土づくりを推進する

**目的** 大規模災害やさまざまな危機事象に対し、迅速・的確に対応できる体制や防災基盤を整備するとともに、災害に強い県土づくりを推進し、安全で安心な県民生活を確保する。

**現状と課題** 産業構造の変化、都市化、高齢化等の社会情勢の変化に伴い、災害の様相も複雑・多様化し、大規模化してきています。

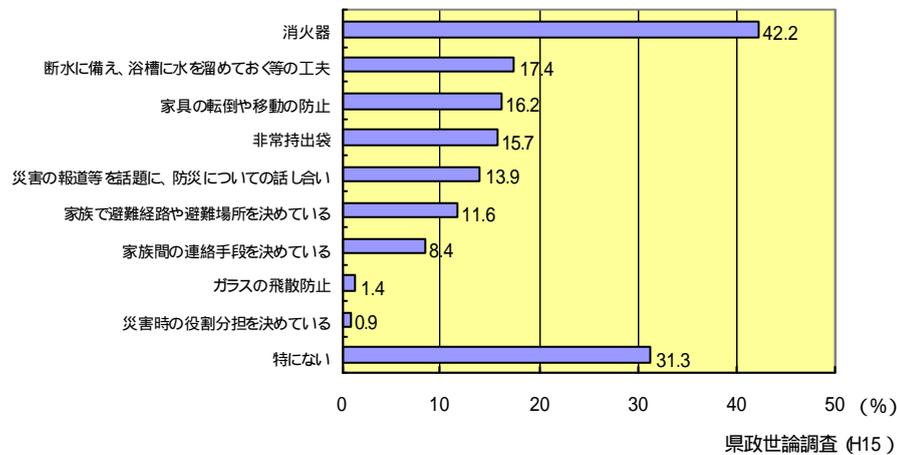
さらに、テロ、情報ネットワークシステムへの脅威、さらには武力攻撃等の新たな危機事象の発生も想定しなければなりません。

このような災害やさまざまな危機事象から県民の生命・財産等を守るためには、県民の防災意識の高揚をはじめとして、防災拠点や緊急輸送道路、避難路などの基盤整備、治山・治水・砂防対策の推進や消防・防災・危機管理体制の拡充を図ること等により、予防・応急・復旧対策を、総合的かつ計画的に推進することが必要です。

### 目的実現に向けた取組の方向

県民の防災意識の高揚を図るとともに、関係機関との連携がとれた防災体制の充実を図ります。水害、土砂災害、地震などの自然災害に強い防災基盤の整備を推進します。

家庭での災害に対する備え（複数回答）



【平成10年8月の豪雨により落橋した余笹橋（国道4号）】

## 531 防災・危機管理対策の充実

### 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

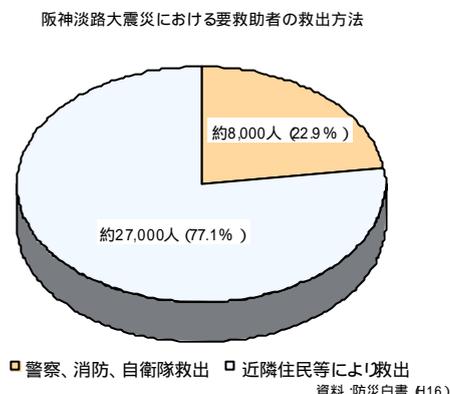
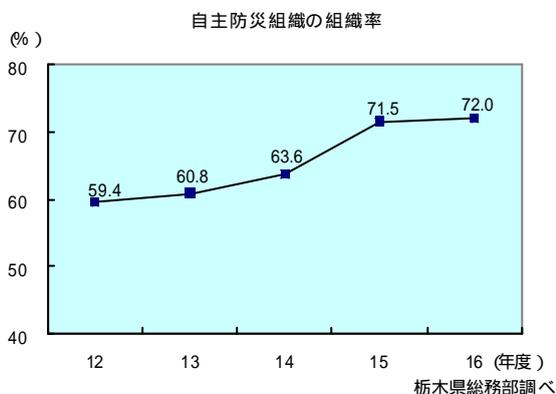
災害や危機に迅速・的確に対応できる地域防災力の向上を図ります。

### 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

近年、全国各地で地震や水害等の大規模災害や様々な危機事象が多数発生しており、本県でも大規模な災害等の発生に対し十分な備えを行わなければなりません。

大規模災害時における負傷者救出や初期消火など、地域住民や自主防災組織、消防団等の役割は非常に重要ですが、県民の防災・危機管理意識は高くない状況です。

大規模災害や危機事象へ迅速かつ的確に対応するための体制や施設設備、防災関係機関との連携が必ずしも十分とは言えません。



### 3 施策の展開（施策の進め方）

#### 防災・危機管理意識の高揚

防災訓練や各種防災関連行事を通じて防災意識を啓発し、県民の意識高揚を図るとともに、自主防災活動を促進します。また、災害のおそれのある区域の情報を提供します。

防災館等を活用した防災活動の普及促進  
浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定  
洪水、土砂災害ハザードマップの作成支援

#### 防災・危機管理体制の強化

防災拠点の整備を推進するとともに、市町村をはじめ防災関係機関との連携を強化し、災害時における応急体制の整備充実を図ります。

また、特殊災害や大規模事件・事故等へ迅速に対応できる危機管理体制及び対策の充実を図るとともに国民保護体制の整備・確立を図ります。

防災センター（仮称）の整備  
水防警報河川の指定拡大による水防体制の強化  
震災建築物応急危険度判定士<sup>1</sup>等の養成及び体制の整備

#### 防災・危機管理情報の収集伝達システムの充実

災害・危機事象の発生に対し迅速かつ的確な対応ができるよう充実した防災情報<sup>2</sup>の一元化を図るとともに、住民に的確な避難情報等を提供できる収集伝達システムの充実を図ります。

防災情報収集伝達システムの整備  
土木部総合情報センター（仮称）の整備

#### 消防力の充実

消防施設・設備の整備促進や消防職・団員の教育訓練、消防団の活性化等を図るとともに、消防本部の広域再編を促進し、地域における消防力の充実を図ります。

また、災害時の負傷者や急病者に対応する救急搬送体制の充実を図ります。

<sup>1</sup> 被災した建築物を調査し、倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下などの危険性を判定する者

<sup>2</sup> 気象情報、地震情報、危険水位等の河川情報、土砂災害警戒情報、被災情報など

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名  | 概ね 10 年前    | 概ね 5 年前      | 基準年           | 目 標          | 長期目標         |
|--|-------------|--------------|---------------|--------------|--------------|
| 自主防災組織の活動状況<br>(年間活動回数組織数)                           | -           | 1.5<br>(H11) | 1.6<br>(H15)  | 1.8<br>(H22) | 2.0<br>(H27) |
| 出火率（人口 1 万人当<br>たりの出火件数）(件)                          | 5.5<br>(H6) | 5.7<br>(H11) | 5.9<br>(H16)  | 5.3<br>(H22) | 4.8<br>(H27) |
| 洪水・土砂災害ハザードマ<br>ップ <sup>3</sup> を配布している市町<br>村の割合（％） | -           | 6.0<br>(H12) | 12.1<br>(H16) | 100<br>(H22) | 100<br>(H27) |

3 予測される災害などの発生に関する情報と避難先や緊急連絡先などの災害時の避難に必要な諸情報を分かりやすくまとめた地図

防災センター（仮称）機能イメージ



#### 5 期待される主な主体の役割



## 1 施策の目標（県民との共通目標である成果目標）

水害、土砂災害、地震などの自然災害に強い防災基盤の整備を推進します。

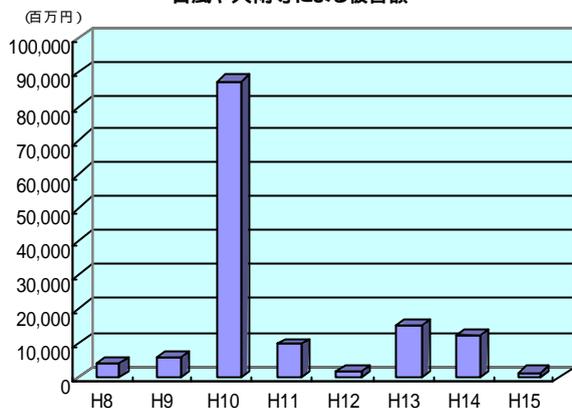
## 2 現状と課題（施策の必要性の背景）

新潟・福井豪雨や新潟中越地震等、近年全国各地において自然災害が多発しています。本県においても、豪雨や地震等の自然災害の発生に対し十分な備えを行わなければなりません。

自然災害から県民の生命、財産を守るための施設整備が求められています。

災害発生後、救援・避難・復旧活動の拠点となる公共施設や道路の整備、耐震化は着実に進んでいますが、必ずしも十分とは言えません。

台風や大雨等による被害額



栃木県の水害による一般資産、公共土木施設、山地災害被害額の合計

栃木県土木部調べ

## 3 施策の展開（施策の進め方）

### 治水対策の推進

地域の意見を反映させた河川整備計画や下水道計画に基づき、災害に強い河川の整備や都市内の雨水排水施設整備を推進するとともに、事業中の多目的ダムの建設促進や、既存河川管理施設の適正な維持管理や運用により河川の安全性を確保します。

流域特性に応じた効率的、効果的な河川等の整備  
破堤を防止するための堤防強化対策の実施

### 土砂災害対策の推進

土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等に対する土砂災害防止施設の整備を推進し、土砂災害の未然防止を図るとともに、避難場所や災害時要援護者施設等の安全性を確保します。

### 治山対策の推進

災害により被災した荒廃山地の復旧と併せ、防災機能の高い森林の整備を進め、山地災害の未然防止を図ります。

### 防災拠点・緊急輸送道路の機能充実

防災拠点となる公共建築物等の耐震化を図るとともに、災害時に安全かつ迅速に避難できるよう、避難所や避難路等を確保します。

また、災害直後から応急活動を円滑かつ確実にを行うため、緊急輸送道路に指定した道路等の整備を推進します。

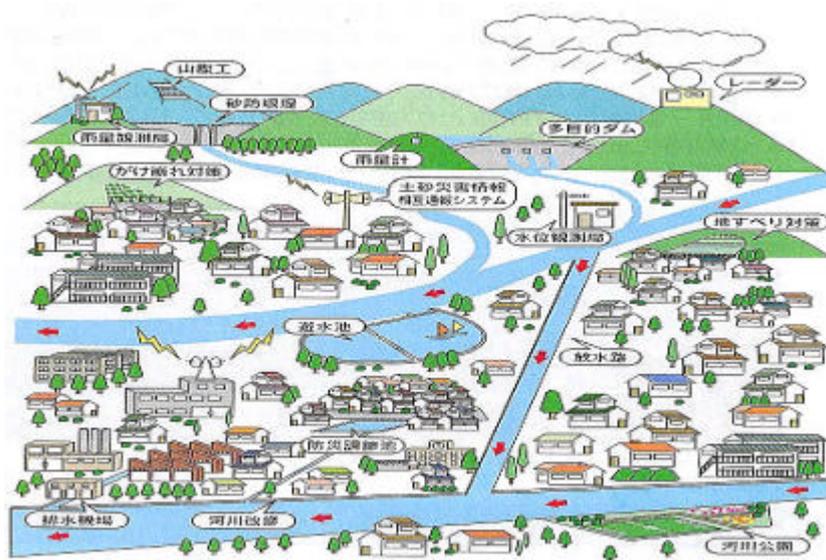
緊急輸送道路の橋梁耐震化

#### 4 成果指標（施策の達成状況を見る尺度）

| 成果指標名                         | 概ね 10 年前     | 概ね 5 年前       | 基準年           | 目 標           | 長期目標          |
|-------------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 災害に強い河川 <sup>1</sup> の整備率（%）  | 47.6<br>(H6) | 55.7<br>(H11) | 60.7<br>(H16) | 62.5<br>(H22) | 64.0<br>(H27) |
| 土砂災害危険箇所 <sup>2</sup> の整備率（%） | 16.9<br>(H6) | 20.0<br>(H11) | 23.3<br>(H16) | 26.3<br>(H22) | 29.1<br>(H27) |
| 山地災害危険地区の整備率（%）               | 36.8<br>(H6) | 40.2<br>(H11) | 43.8<br>(H16) | 47.5<br>(H22) | 51.0<br>(H27) |

1 時間雨量 30 ～ 50 mmの雨を安全に流下することができる河川

2 土砂災害が発生するおそれのある箇所では人家が5戸以上あるいは、公共施設の立地する場所



#### 5 期待される主な主体の役割



## 【第3部】 “とちぎ” づくりプログラム

### 〔最終案で提示〕

【第3部】「“とちぎ” 県政の基本方向」では  
「第2部 県政の基本方向」の「第2章 基本政策」に基づき、  
計画期間である平成18年度から平成22年度までの5か年で実施  
する具体的な取組を政策体系別に記述しています。